

# 真庭市地域防災計画

## (資料編)

令和8年2月

真庭市防災会議

# 真庭市地域防災計画 資料編 目次

1	計画の主旨 .....	- 1 -
	【資料 1-1】真庭市防災会議条例 .....	- 1 -
	【資料 1-2】真庭市防災会議委員 .....	- 3 -
	【資料 1-3】用語の意義 .....	- 4 -
2	真庭市の自然環境 .....	- 5 -
	【資料 2-1-1】気候 .....	- 5 -
	【資料 2-1-2】平均気温 .....	- 6 -
	【資料 2-1-3】降水量 .....	- 6 -
	【資料 2-1-4】砂防指定地（法律指定箇所） .....	- 7 -
	【資料 2-2】地すべり防止区域（法定指定箇所） .....	- 10 -
	【資料 2-3】急傾斜地崩壊危険区域（法律指定箇所） .....	- 11 -
	【資料 2-4】雪崩危険箇所 .....	- 12 -
	【資料 2-5】山地災害危険地区 .....	- 15 -
	【資料 2-6】土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設 .....	- 29 -
	【資料 2-7】土砂災害警戒区域と警戒避難体制 .....	- 30 -
3	真庭市の社会環境 .....	- 78 -
	【資料 3-1】人口・世帯 .....	- 78 -
	【資料 3-2】年齢別構成 .....	- 78 -
	【資料 3-3】高齢化率 .....	- 79 -
	【資料 3-4】世帯構成 .....	- 79 -
	【資料 3-5】産業 .....	- 79 -
	【資料 3-6】道路 .....	- 80 -
	【資料 3-7】危険物施設 .....	- 81 -
4	協定関係 .....	- 82 -
	【資料 4-1】真庭市協定一覧 .....	- 82 -
	【資料 4-2】消防本部協定一覧 .....	- 86 -
5	消防・水防関係 .....	- 87 -
	【資料 5-1】消防本部の組織 .....	- 87 -
	【資料 5-2】消防本部の資機材 .....	- 91 -
	【資料 5-3】消防団の組織 .....	- 92 -
	【資料 5-4】消防団の資機材 .....	- 98 -
	【資料 5-5】消防庁連絡先 .....	- 98 -
	【資料 5-6】大規模特殊災害時における広域航空消防応援要請 .....	- 99 -
	【資料 5-7】水防倉庫 .....	- 101 -
	【資料 5-8】水防資機材 .....	- 101 -
	【資料 5-9】重要水防箇所 .....	- 103 -

	【資料 5-10】陸閘一覧 .....	- 111 -
	【資料 5-11】水防信号 .....	- 112 -
6	活動組織関係 .....	- 113 -
	【資料 6-1-1】災害対策本部の組織 .....	- 113 -
	【資料 6-1-2】災害対策本部条例 .....	- 114 -
	【資料 6-2】真庭市災害対策本部規則 .....	- 116 -
	【資料 6-3】災害対策本部設置時の連絡先 .....	- 123 -
7	気象・情報連絡関係 .....	- 124 -
	【資料 7-1】岡山地方気象台から真庭市に発表される気象注意報・警報 .....	- 124 -
	【資料 7-2】気象特別警報の発表基準 .....	- 126 -
	【資料 7-3】雨量観測所 .....	- 127 -
	【資料 7-4】水位観測所 .....	- 128 -
	【資料 7-5】無線機・放送通信設備 .....	- 129 -
	【資料 7-6-1】湯原ダム放流時通報連絡系統図 .....	- 130 -
	【資料 7-6-2】社口ダム放流時通報連絡系統図（予備及び洪水警戒時に放流する場合） .....	- 131 -
8	救出・避難関係 .....	- 132 -
	【資料 8-1】備蓄資機材 .....	- 132 -
	【資料 8-2】指定緊急避難場所・指定避難所（施設） .....	- 133 -
	【資料 8-3】福祉避難所 .....	- 139 -
	【資料 8-4】災害救助法の適用基準 .....	- 139 -
	【資料 8-5】災害救助法の内容 .....	- 141 -
	【資料 8-6】運動公園の位置づけ .....	- 145 -
	【資料 8-7】避難指示等 .....	- 146 -
9	医療関係 .....	- 153 -
	【資料 9-1】医師会 .....	- 153 -
	【資料 9-2】市内病院 .....	- 153 -
	【資料 9-3】保存血液 .....	- 156 -
	【資料 9-4】医薬品販売 .....	- 157 -
	【資料 9-5】地域災害医療センター（災害拠点病院） .....	- 158 -
10	上下水道関係 .....	- 159 -
	【資料 10-1】水道施設 .....	- 159 -
	【資料 10-2】下水処理等施設 .....	- 160 -
11	緊急輸送関係 .....	- 161 -
	【資料 11-1】緊急指定道路 .....	- 161 -
	【資料 11-2】林道一覧 .....	- 162 -
	【資料 11-3】交通規制の表示 .....	- 163 -
	【資料 11-4】緊急車両の標章 .....	- 163 -
	【資料 11-5】ヘリコプター離発着場一覧 .....	- 164 -

	【資料 11-6】ヘリコプター離着陸地点及び無障害地帯の目安 .....	- 166 -
	【資料 11-7】ヘリポートH記号の基準 .....	- 167 -
	【資料 11-8】ヘリポート吹流しの基準 .....	- 167 -
12	保健衛生・廃棄物処理関係 .....	- 168 -
	【資料 12-1】県が設置する保健所 .....	- 168 -
	【資料 12-2】感染症指定医療機関 .....	- 168 -
	【資料 12-3】防疫用資機材等 .....	- 169 -
	【資料 12-4】廃棄物処理施設 .....	- 170 -
	【資料 12-5】し尿処理施設 .....	- 170 -
13	遺体の処理関係 .....	- 171 -
	【資料 13-1】火葬場 .....	- 171 -
14	自主防災組織・ボランティア関係 .....	- 172 -
	【資料 14-1】自主防災組織等一覧表 .....	- 172 -
	【資料 14-2】自主防災組織の各構成班の活動内容（例） .....	- 178 -
15	防災意識の普及関係 .....	- 180 -
	【資料 15-1】各種の予防運動実施時期 .....	- 180 -
16	被災者支援・復旧・復興関係 .....	- 181 -
	【資料 16-1】真庭市災害弔慰金の支給等に関する条例 .....	- 181 -
17	原子力関係 .....	- 191 -
	【資料 17-1】国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺 環境保全等に関する協定書 .....	- 191 -
	【資料 17-2】施設敷地緊急事態の通報基準 .....	- 195 -
	【資料 17-3】飲食物摂取制限に関する指標 .....	- 196 -
18	様式 .....	- 198 -
	【様式 18-1】災害関係 .....	- 198 -
	【様式 18-2】自衛隊派遣関係 .....	- 211 -
	【様式 18-3】り災者関係 .....	- 213 -
	【様式 18-4】避難所関係 .....	- 217 -
	【様式 18-5】救護関係 .....	- 219 -
	【様式 18-6】死体処理関係 .....	- 222 -
	【様式 18-7】義えん金関係 .....	- 223 -
	【様式 18-8】災害用応急米関係 .....	- 225 -
	【様式 18-9】水防実施状況報告書 .....	- 227 -

【資料 1-1】真庭市防災会議条例

## 真庭市防災会議条例

平成 17 年 3 月 31 日

条例第 250 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、真庭市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 真庭市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 32 条の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げるものをもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 岡山県の知事の部内の職員で市長が任命する者
  - (3) 岡山県の警察官で市長が任命する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長
  - (7) 消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 6 委員の定数は、25 人以内とする。
- 7 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の

残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、指定地方行政機関の職員、岡山県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 第1条から前条までに定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附則(平成17年12月26日条例第303号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成19年3月27日条例第9号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附則(平成24年10月1日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 1-2】真庭市防災会議委員

種 別	区 分	機 関 お よ び 役 職
会 長	市長	真庭市長
第 1 号委員	指定地方行政機関の職員	国土交通省岡山河川事務所長
第 2 号委員	岡山県の知事の部内の職員	岡山県美作県民局地域防災監
第 3 号委員	岡山県の警察官	真庭警察署長
第 4 号委員	市長の部内の職員	真庭市副市長 真庭市危機管理監 真庭市総務部長
第 5 号委員	教育長	真庭市教育委員会教育長
第 6 号委員	消防長	真庭市消防本部消防長
第 7 号委員	消防団長	真庭市消防団長
第 8 号委員	指定公共機関または指定地方公共機関の職員	中国電力ネットワーク(株)津山ネットワークセンター所長
第 9 号委員	自主防災組織を構成する者 又は学識経験のある者	開田自主防災会長
第 10 号委員	市長が必要と認める者	真庭市医師会長 西日本高速道路(株)中国支社 津山高速道路事務所長 参画まにわ会長 J A 晴れの国岡山真庭女性部長 真庭商工会女性部長 真庭市小学校長会 会長 真庭市民生委員児童委員協議会女性部長 真庭市愛育委員会会長 真庭市食育推進ボランティア団体会長 真庭市聴覚障害者コミュニケーションの会やまなみ代表 N P O 法人子育て支援の会「サポートあい」代表 陸上自衛隊第 1 3 高射特科中隊長 真庭市社会福祉協議会理事

【資料 1-3】用語の意義

住民	市の地域に住所を有する者、他市町村から市の地域に通学・通勤する者及び災害時に市の地域に滞在する者等も含める。
要配慮者	災害が発生した場合、情報把握、避難、生活の確保等の防災活動を、迅速かつ的確に行いにくい立場に置かれることの多い高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童、傷病者、外国人等をいう。
防災関係機関	国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び市の区域内の公共的団体・防災上重要な施設の管理者などをいう。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第4項）
指定公共機関	日本電信電話株式会社、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第5項）
指定地方公共機関	都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信、その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第6項）
公共的団体	市の区域内の関係機関、団体等として本計画では商工会、農協等の経済団体、医師会等の団体をいう。
防災上重要な施設の管理者	市内の民間の病院、学校、福祉関係の施設管理者のほか、工場、事業所等の管理者をいう。
自衛隊	陸上、海上、航空自衛隊をいう。
ライフライン	上水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。
避難場所	災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する施設や場所。
指定緊急避難場所	災害対策基本法施行令で定める安全性の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として市長が指定したもの。
避難所	公民館などの公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設。
指定避難所	災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として市長が指定したもの。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

## 2 真庭市の自然環境

### 【資料 2-1-1】 気候

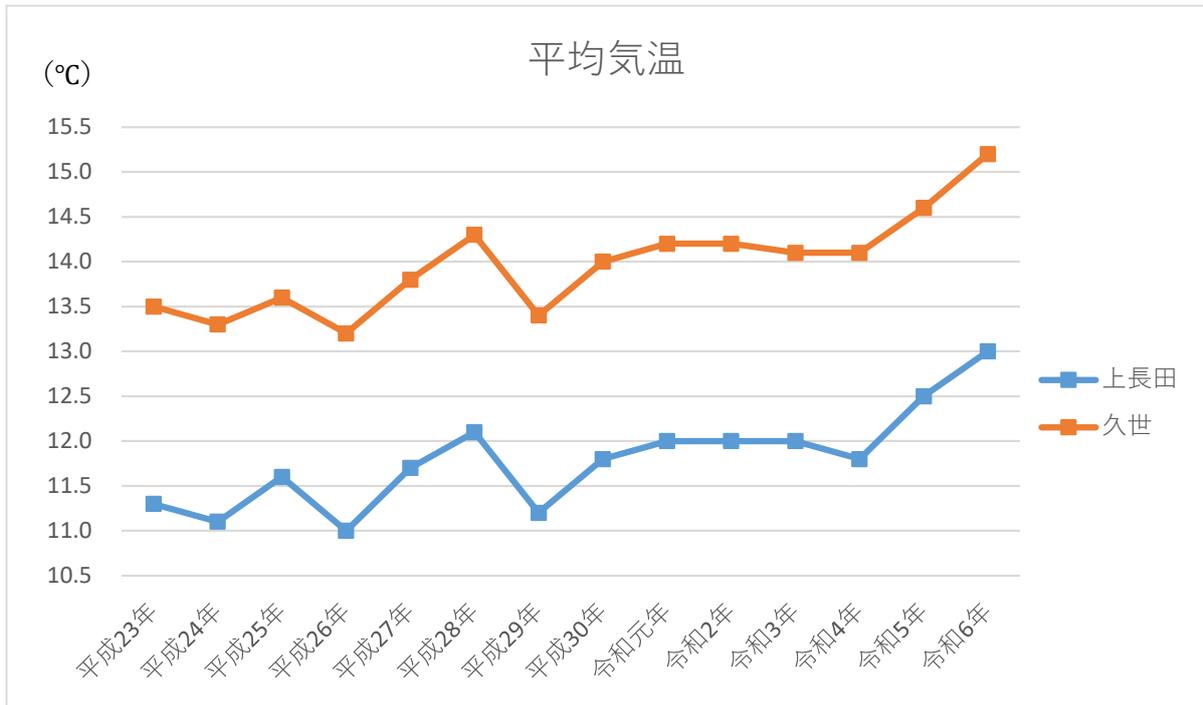
	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	降水量 (mm)
平成 23 年	11.3	32.5	-13.8	2,803.0
平成 24 年	11.1	32.3	-13.8	1,808.0
平成 25 年	11.6	33.4	-11.3	2,559.0
平成 26 年	11.0	34.1	-11.5	2,408.0
平成 27 年	11.7	32.3	-8.3	2,173.0
平成 28 年	12.1	33.5	-13.1	2,510.5
平成 29 年	11.2	32.4	-11.5	2,557.5
平成 30 年	11.8	34.5	-15.4	2,447.0
令和元年	12.0	33.0	-9.4	2,012.0
令和 2 年	12.0	34.0	-9.4	2,291.0
令和 3 年	12.0	33.4	-10.3	2,125.0
令和 4 年	11.8	33.4	-13.0	1,912.0
令和 5 年	12.5	34.3	-11.3	2,143.0
令和 6 年	13.0	34.2	-11.0	2,718.5

資料：岡山地方気象台上長田地域気象観測所

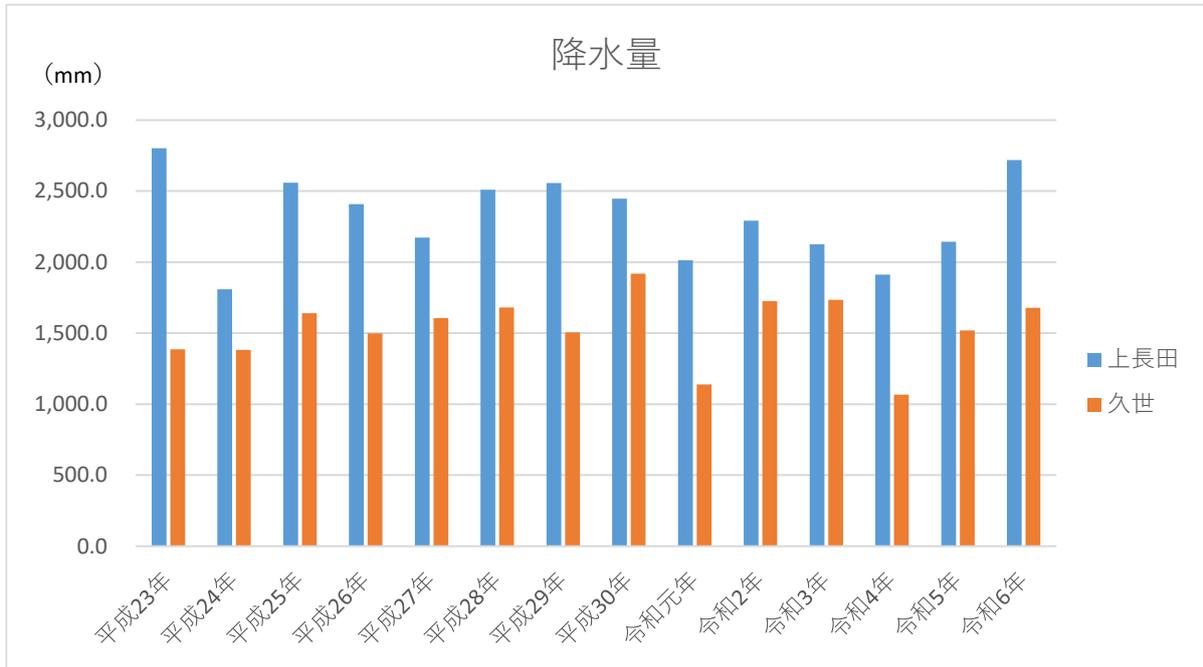
	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	降水量 (mm)
平成 23 年	13.5	35.4	-8.6	1,386.5
平成 24 年	13.3	35.5	-9.0	1,381.5
平成 25 年	13.6	37.5	-6.0	1,639.0
平成 26 年	13.2	35.7	-4.9	1,499.0
平成 27 年	13.8	37.1	-5.0	1,606.0
平成 28 年	14.3	36.7	-10.9	1,679.5
平成 29 年	13.4	35.6	-6.4	1,505.0
平成 30 年	14.0	38.8	-9.2	1,918.5
令和元年	14.2	36.2	-4.1	1,138.0
令和 2 年	14.2	37.4	-3.7	1,725.0
令和 3 年	14.1	38.4	-7.6	1,734.5
令和 4 年	14.1	37.7	-6.1	1,066.5
令和 5 年	14.6	38.2	-9.0	1,517.5
令和 6 年	15.2	38.5	-4.8	1,679.0

資料：岡山地方気象台久世地域気象観測所

【資料 2-1-2】 平均気温



【資料 2-1-3】 降水量



【資料 2-1-4】砂防指定地（法律指定箇所）

（令和 7 年 3 月 3 1 日現在）

指定地名	市町村	旧市町村	所管事務所	告示年月日	告示番号	指定地の存する大字(告示時)
宮地川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S15.2.2	内00040	宮地
清水川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S15.2.2	内00040	宮地
岩木川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S24.2.18	建00109	下皆部
大滝川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S24.2.18	建00109	下皆部
谷尻川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S24.2.18	建00109	谷尻
清常川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S24.4.5	建00263	清常
中津井川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S24.4.5	建00263	上中津井
中津井川支流	真庭市	上房郡北房町	真庭	S24.4.5	建00263	上中津井
立川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S24.4.5	建00263	下中津井
才田川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S24.6.8	建00531	下中津井
才田川支流	真庭市	上房郡北房町	真庭	S24.6.8	建00531	下中津井
三谷川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S24.6.8	建00531	上皆部
蓬原川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S24.6.8	建00531	上中津井
小松川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S24.11.2	建00884	大なる
興法寺川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S27.5.13	建00545	五名
門行川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S29.4.12	建00387	下皆部
開田川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S31.11.10	建01782	五名
井尾川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S33.11.11	建01968	上水田
宮末川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S34.10.23	建02032	上中津井
吉ヶ谷川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S36.2.22	建00223	阿口
湯川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S37.9.26	建02342	宮地
塩谷川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S38.8.16	建02029	宮地
中津井川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S40.7.5	建01695	上中津井
蓬原川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S44.6.10	建03042	上中津井
蓬原川支川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S44.6.10	建03042	上中津井
小殿川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S47.11.17	建01929	上水田
新殿川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S56.4.30	建00955	上中津井
藤田川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S58.3.23	建00755	上中津井
藤田川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S59.3.9	建00526	上中津井
小松川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S59.11.13	建01540	上水田
小松川	真庭市	上房郡北房町	真庭	S63.1.12	建00047	上水田
東山川	真庭市	上房郡北房町	真庭	H5.12.7	建02282	上水田
東山川	真庭市	上房郡北房町	真庭	H24.11.20	国01324	下中津井
岩木川	真庭市	上房郡北房町	真庭	H29.3.3	国00153	下皆部
山生川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	S26.9.5	建00816	櫻西
小谷川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	S26.9.5	建00816	久世
江森川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	S26.10.2	建00896	余野下
皆畑川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	S29.7.9	建01255	櫻西
法谷川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	S40.7.5	建01698	神
セビ谷川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	S43.2.17	建00199	余野下
横畝川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	S43.2.17	建00199	草加部
鴻ノ殖川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	S43.2.17	建00199	櫻東
三崎川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	S43.2.17	建00199	三崎
西谷川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	S43.2.17	建00199	久世
惣谷川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	S43.2.17	建00199	惣
町田川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	S43.2.17	建00199	余野上
長田川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	S43.2.17	建00199	櫻東
鍋谷川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	S43.2.17	建00199	櫻西
木谷川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	S43.2.17	建00199	目木
大畑川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	S44.5.29	建02986	櫻西
惣静川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	S47.3.3	建00305	惣
三坂川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	S58.3.23	建00755	三坂
寺奥谷川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	S59.11.13	建01540	三崎
寺奥谷川支川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	S59.11.13	建01540	三崎
三崎川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	S60.8.10	建01140	三崎
小谷川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	S60.8.10	建01140	久世
木谷川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	S60.8.10	建01140	目木
長田川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	S62.10.22	建01813	櫻東
江森川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	S63.8.25	建01809	余野下
寺奥谷川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	S63.8.25	建01809	三崎
梶屋谷川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	H2.1.31	建00121	櫻西
杉谷川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	H2.5.8	建01051	櫻東
影築川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	H5.3.25	建00944	櫻東
小田谷川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	H5.12.7	建02282	余野上
惣谷川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	H8.3.18	建00687	惣
戸坂谷川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	H9.3.12	建00522	目木
横畝川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	H12.5.16	建01322	草加部
原山谷川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	H12.12.18	建02394	三崎
堂谷川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	H12.12.18	建02394	余野上
矢古谷川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	H17.8.16	国00880	余野下
鍋谷川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	H20.12.25	国01510	櫻西
天神谷川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	H23.4.20	国00410	久世

指定地名	市町村	旧市町村	所管事務所	告示年月日	告示番号	指定地の存する大字(告示時)
惣静川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	H24.1.10	国00015	惣
富尾川	真庭市	真庭郡久世町	真庭	R4.4.18	国00484	富尾
大杉川	真庭市	真庭郡勝山町	真庭	S10.11.18	内00580	貝尾
和田川	真庭市	真庭郡勝山町	真庭	S27.2.9	建00112	月田
後谷川	真庭市	真庭郡勝山町	真庭	S27.5.13	建00545	高田山上
首尾川	真庭市	真庭郡勝山町	真庭	S27.5.13	建00544	古呂々尾中
岩戸谷川	真庭市	真庭郡勝山町	真庭	S33.11.11	建01968	野
福谷川	真庭市	真庭郡勝山町	真庭	S40.7.5	建01698	福谷
本郷川	真庭市	真庭郡勝山町	真庭	S43.2.19	建00201	本郷
寺谷川	真庭市	真庭郡勝山町	真庭	S47.3.3	建00305	山久世
手谷川	真庭市	真庭郡勝山町	真庭	S47.11.17	建01929	月田
神子ヶ峯川	真庭市	真庭郡勝山町	真庭	S47.11.17	建01929	月田
谷山川	真庭市	真庭郡勝山町	真庭	S47.11.17	建01929	江川
後谷山川	真庭市	真庭郡勝山町	真庭	S53.7.18	建01199	江川
下谷川	真庭市	真庭郡勝山町	真庭	S56.4.30	建00955	山久世
福谷川	真庭市	真庭郡勝山町	真庭	S59.11.13	建01540	福谷
黒田川	真庭市	真庭郡勝山町	真庭	S62.10.22	建01813	福谷
金坪谷川	真庭市	真庭郡勝山町	真庭	H2.1.31	建00121	月田
福谷屋川	真庭市	真庭郡勝山町	真庭	H2.1.31	建00121	柴原
広近谷川	真庭市	真庭郡勝山町	真庭	H4.3.23	建00766	上
才川	真庭市	真庭郡勝山町	真庭	H4.3.23	建00766	清谷
寺河内谷川	真庭市	真庭郡勝山町	真庭	H4.3.23	建00766	本郷
力サ谷川	真庭市	真庭郡勝山町	真庭	H5.3.25	建00944	野
宗吉川	真庭市	真庭郡勝山町	真庭	H7.2.14	建00239	上
岡谷川	真庭市	真庭郡勝山町	真庭	H9.3.12	建00522	岡
汐滝谷川	真庭市	真庭郡勝山町	真庭	H28.3.8	国00480	組
家元谷川	真庭市	真庭郡勝山町	真庭	H29.3.22	国00211	上
明蓮川	真庭市	真庭郡川上村	真庭	S7.10.25	内00279	下徳山
旭川	真庭市	真庭郡川上村	真庭	S8.6.2	内00164	上徳山
明蓮川	真庭市	真庭郡川上村	真庭	S9.8.18	内00402	下徳山
旭川	真庭市	真庭郡川上村	真庭	S12.5.19	内00379	上徳山
苗代川	真庭市	真庭郡川上村	真庭	S12.5.19	内00379	下徳山
明蓮川	真庭市	真庭郡川上村	真庭	S12.5.19	内00379	下徳山
田部川	真庭市	真庭郡川上村	真庭	S25.3.20	建00149	西茅部
明蓮川	真庭市	真庭郡川上村	真庭	S50.12.15	建01567	下徳山
目名木川	真庭市	真庭郡川上村	真庭	S56.4.30	建00955	上福田
下和川	真庭市	真庭郡中和村	真庭	S10.11.18	内00580	下和
下和川	真庭市	真庭郡中和村	真庭	S10.11.18	内00580	真加子
植杉谷川	真庭市	真庭郡中和村	真庭	S10.11.18	内00580	下和
門所谷川	真庭市	真庭郡中和村	真庭	S10.11.18	内00580	下和
津黒川	真庭市	真庭郡中和村	真庭	S18.2.18	内00095	下和
山乗川	真庭市	真庭郡中和村	真庭	S28.1.26	建00085	下和
植杉谷川	真庭市	真庭郡中和村	真庭	S53.7.18	建01199	下和
初和川	真庭市	真庭郡中和村	真庭	S60.6.22	建00950	初和
門所谷川	真庭市	真庭郡中和村	真庭	S61.10.25	建01711	下和
池の谷川	真庭市	真庭郡中和村	真庭	H8.3.18	建00687	下和
津黒川	真庭市	真庭郡中和村	真庭	H9.3.12	建00522	下和
寺平川	真庭市	真庭郡中和村	真庭	R5.11.10	国01090	蒜山初和
粟谷川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	S10.11.18	内00580	粟谷
隠谷川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	S10.11.18	内00580	田羽根
熊居峠谷川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	S10.11.18	内00580	田羽根
三倉谷川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	S10.11.18	内00580	粟谷
田羽根川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	S10.11.18	内00580	田羽根
白根川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	S10.11.18	内00580	田羽根
牧原川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	S10.11.18	内00580	仲間
峪谷川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	S10.11.18	内00580	仲間
福井川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	S12.8.4	内00481	見明戸
羽部川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	S12.8.17	内00493	豊栄
小林川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	S12.8.17	内00493	見明市
鉄山川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	S12.8.17	内00493	本荘
ホウソウ谷川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	S12.8.26	内00510	豊栄
鴻ヶ谷川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	S12.8.26	内00510	藤森
皿谷川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	S12.8.26	内00510	栗谷
小茅川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	S12.8.26	内00510	種
深谷川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	S12.8.26	内00510	黒杭
大杉川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	S12.8.26	内00510	栗谷
大谷川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	S12.8.26	内00510	豊栄
藤森川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	S12.8.26	内00510	黒杭
日尾谷川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	S12.8.26	内00510	小童谷
粟谷川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	S24.10.8	内00842	栗谷
社川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	S25.4.24	建00267	社
釘貫川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	S25.4.24	建00267	釘貫小川

指定地名	市町村	旧市町村	所管事務所	告示年月日	告示番号	指定地の存する大字(告示時)
社川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	S42.3.31	建01020	社
やくり谷川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	S57.1.28	建00113	下湯原
杓谷川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	S57.1.28	建00113	社
湯の奥谷川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	S57.1.28	建00113	種
金井谷川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	H4.3.23	建00766	釘貫小川
湯ノ奥西谷川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	H4.3.23	建00766	種
五市川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	H5.12.7	建02282	社
荒田川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	H8.3.18	建00687	社
藤森川支川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	H10.7.16	建01482	藤森
真賀谷川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	H12.1.27	建00155	仲間
向湯原谷川	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	H12.12.18	建02394	豊栄
下湯原谷奥谷	真庭市	真庭郡湯原町	真庭	R5.7.11	国00817	下湯原
井川	真庭市	真庭郡八束村	真庭	S7.10.19	内00273	下福田
湯船川	真庭市	真庭郡八束村	真庭	S7.10.19	内00273	上福田
玉田川	真庭市	真庭郡八束村	真庭	S8.6.2	内00164	中福田
三谷川	真庭市	真庭郡八束村	真庭	S8.6.2	内00164	上長田
三谷川	真庭市	真庭郡八束村	真庭	S10.11.18	内00580	上長田
井川	真庭市	真庭郡八束村	真庭	S12.5.19	内00379	下福田
三谷川	真庭市	真庭郡八束村	真庭	S12.5.19	内00379	長田
湯船川	真庭市	真庭郡八束村	真庭	S12.8.17	内00493	中福田
中谷川	真庭市	真庭郡八束村	真庭	S24.2.18	建00109	富山根
山城川	真庭市	真庭郡八束村	真庭	S28.1.26	建00082	下見
野田川	真庭市	真庭郡八束村	真庭	S45.10.3	建01457	下長田
野田川	真庭市	真庭郡八束村	真庭	H8.3.18	建00687	下長田
ホウキ谷川	真庭市	真庭郡八束村	真庭	H16.12.2	国01483	下見
美田野谷川	真庭市	真庭郡八束村	真庭	H17.12.22	国01444	下見
西ノ谷川	真庭市	真庭郡八束村	真庭	H18.10.27	国01259	蒜山下見
ツキダシ谷川	真庭市	真庭郡八束村	真庭	R2.8.3	国00781	蒜山下見
山路川	真庭市	真庭郡美甘村	真庭	S10.11.18	建00580	山路
湯谷川	真庭市	真庭郡美甘村	真庭	S10.11.18	建00580	田口
河田川	真庭市	真庭郡美甘村	真庭	S28.1.26	建00085	美甘
三谷川	真庭市	真庭郡美甘村	真庭	S28.1.26	建00082	黒田
森谷川	真庭市	真庭郡美甘村	真庭	S43.2.17	建00199	美甘
黒田川	真庭市	真庭郡美甘村	真庭	S54.4.4	建00786	黒田
真名佐川	真庭市	真庭郡美甘村	真庭	S54.4.4	建00786	黒田
峠茶山谷川	真庭市	真庭郡美甘村	真庭	S57.1.28	建00113	美甘
槇谷川	真庭市	真庭郡美甘村	真庭	S59.11.13	建01540	美甘
菅沢川	真庭市	真庭郡美甘村	真庭	S62.10.22	建01813	美甘
矢倉川	真庭市	真庭郡美甘村	真庭	H2.1.31	建00121	鉄山
ガン谷川	真庭市	真庭郡美甘村	真庭	H4.3.23	建00766	美甘
三谷川	真庭市	真庭郡美甘村	真庭	H9.3.12	建00522	黒田
打火谷川	真庭市	真庭郡美甘村	真庭	H14.3.14	国00199	田口
只坂川	真庭市	真庭郡美甘村	真庭	H16.8.12	国00940	美甘
只坂川	真庭市	真庭郡美甘村	真庭	H19.7.30	国00978	美甘
本谷川	真庭市	真庭郡美甘村	真庭	R5.6.30	国00614	美甘
河内川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	S12.8.4	内00481	河内
西谷川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	S12.8.4	内00481	上河内
余河内川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	S12.8.10	建00488	栗原
関川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	S12.9.17	建00558	関
西河内川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	S12.9.17	建00558	垂水
当麻川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	S12.9.17	内00558	日名
竹谷川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	S24.2.18	建00109	鹿田
日野上川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	S25.11.17	建01177	日野上
旦土川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	S26.10.2	建00896	田原山上
浅古谷川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	S33.1.18	建00071	日名
初摩谷川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	S36.2.22	建00223	関
市村谷川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	S41.10.20	建03497	別所
時信川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	S42.3.31	建01020	上河内
吉念寺川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	S43.2.17	建00199	別所
黒谷川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	S44.5.29	建02986	栗原
久保谷川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	S45.10.3	建01457	中河内
野原川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	S47.11.17	建01929	野原
大京川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	S50.4.26	建00791	古見
戸坂川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	S50.12.15	建01567	古見
宇垣谷川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	S54.4.4	建00786	木山
日野上川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	S54.4.4	建00786	日野上
切ツタギ川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	S56.4.30	建00955	杉山
西谷川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	S58.3.23	建00755	栗原
般若寺谷川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	S62.10.22	建01813	河内
安行奥谷川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	S63.8.25	建01809	上河内
吉念寺川及び支川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	S63.8.25	建01809	別所
蕪谷川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	H4.3.23	建00766	日名

指定地名	市町村	旧市町村	所管事務所	告示年月日	告示番号	指定地の存する大字(告示時)
笹吹谷川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	H5.12.7	建02282	大庭
日ノ爪下谷川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	H8.3.18	建00687	下河内
高尾谷下谷川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	H12.12.18	建02394	巨土
高尾谷川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	H12.12.18	建02394	巨土
長敏谷川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	H14.3.14	国00199	田原山上
中谷川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	H14.5.9	国00383	上市瀬
伊賀の谷川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	H18.10.27	国01259	一色
赤井谷川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	H19.7.30	国00978	杉山
谷川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	H21.3.27	国00336	関
鳴滝谷川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	H22.7.5	国00730	下河内
大野呂谷川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	H23.10.27	国01079	別所
垂水中谷川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	R4.5.27	国00588	落合垂水
見明谷川	真庭市	真庭郡落合町	真庭	R5.11.10	国01089	中河内

【資料 2-2】地すべり防止区域（法定指定箇所）

（令和 7 年 3 月 3 1 日現在）

所在地		大字等	区域名	告示番号	告示年月日			
(市町村合併後の所在地)	(市町村合併以前の所在地)				年	月	日	
真庭市	上房郡北房町	宮地	湯川	建 737	S	51	4	13
		上皆部	上皆部	建 1509	H	12	6	9
	真庭郡勝山町	曲り	滝ノ上	建 701	S	62	3	16
	真庭郡美甘村	田口	田口下	建 871	H	1	3	31

【資料 2-3】急傾斜地崩壊危険区域（法律指定箇所）

（令和 7 年 3 月 3 1 日現在）

市町村名	旧市町村名	大字等	急傾斜地崩壊危険区域名	告示年月日	告示番号
真庭市	落合町	法界寺	法界寺	S59.3.31	県 00353
			下法界寺	H1.3.31	県 00356
			中法界寺	S61.3.18	県 00230
		下河内	宮の土	S57.3.31	県 00362
		垂水	垂水	S53.7.4	県 00531
			垂水西	S58.3.31	県 00360
				H5.3.23	県 00202
			垂水東	S55.3.31	県 00318
			南垂水下	H8.2.23	県 00126
		垂水・下方	南垂水	H6.3.4	県 00130
		西河内	西河内	H9.10.24	県 00643
		赤野	赤野上	H6.11.25	県 00751
		旦土	旦土	H12.2.29	県 00117
	野原	野原	H9.10.24	県 00643	
	勝山町	月田	上口	H2.3.31	県 00336
		後谷畝	大平	H15.5.20	県 00274
	久世町	檜西	伏ヶ茅	H20.9.19	県 00460
			皆畑	S61.3.18	県 00230
			皆畑口	H6.3.4	県 00130
			山生	H8.2.23	県 00126
		H19.3.9		県 00111	
	草加部	寿和	S47.8.18	県 00818	
	北房町	下中津井・上中津井	下中津井	H13.3.30	県 00173
		下皆部	空	H14.8.27	県 00467
	美甘村	黒田	中谷	H12.3.21	県 00168
		美甘	羽仁	H14.11.12	県 00577
			当政	S55.3.31	県 00318
				H12.2.29	県 00117
				H19.3.9	県 00111
			当政西	S59.3.31	県 00353
			平島	S57.2.9	県 00129
				H6.3.4	県 00130
			野尾	S57.2.9	県 00129
	麓	H9.10.24	県 00643		
	川上村	蒜山上徳山	天王	H25.6.7	県 00333
	湯原町	湯原温泉	湯本 A	H22.10.5	県 00812
			湯本 B	H22.10.5	県 00812
			湯本 C	H24.3.30	県 00272
		社	宇和佐	S57.2.9	県 00129
		種	湯ノ奥	S57.2.9	県 00129
			仲間	湯真賀	S57.2.9
		湯真賀下		H5.1.29	県 00051
		本庄	上岸	H14.11.15	県 00586

## 【資料 2-4】雪崩危険箇所

### ■なだれ危険箇所（県農林水産部所管）

令和 7 年 3 月 3 1 日現在

危険地区番号	地区名	所在地		保安林の指定
583-1	デユノカミ	真庭市湯本	出湯の上ミ	有
583-2	小ガヤ	真庭市豊栄	コカヤ	有
583-3	土伏	真庭市藤森	土伏	有
585-1	中村	真庭市鉄山	中村	
585-2	高山	真庭市美甘	高山	
587-1	内海谷	真庭市蒜山上徳山	内海谷	
589-1	坂付口	真庭市蒜山下和	坂付口	有

### ■なだれ危険箇所（県土木部所管）

令和 7 年 3 月 3 1 日現在

番号	危険箇所 番号	箇所名	位置		
			郡・市	町名	字
327	I-94	黒杭東	真庭市		黒杭
328	I-96	藤森西	真庭市		藤森
329	I-97	杉成北	真庭市		粟谷
330	I-98	杉成南	真庭市		粟谷
331	I-99	山田西	真庭市		藤森
332	I-100	向立石上	真庭市		粟谷
333	I-101	向立石中	真庭市		粟谷
334	I-102	向立石下	真庭市		粟谷
335	I-103	本村	真庭市		田羽根
336	I-104	古屋	真庭市		田羽根
337	I-105	豊栄北	真庭市		豊栄
338	I-107	向湯原上	真庭市		豊栄
339	I-108	湯本西	真庭市		湯本
340	I-109	湯本東	真庭市		湯本
341	I-110	湯本南	真庭市		湯本
342	I-113	向湯原下	真庭市		豊栄
343	I-114	下湯原	真庭市		下湯原
344	I-115	宇和佐西	真庭市		社
345	I-117	本谷西	真庭市		社
346	I-119	峪	真庭市		見明戸
347	I-120	古川	真庭市		見明戸
348	I-121	横曾根	真庭市		見明戸
349	I-122	原尻北	真庭市		見明戸
350	I-123	石内	真庭市		本庄
351	I-124	原尻南	真庭市		見明戸

番号	危険箇所 番号	箇所名	位置		
			郡・市	町名	字
352	I-125	福井	真庭市		見明戸
353	I-127	久見北	真庭市		久見
354	I-128	久見南	真庭市		久見
355	I-129	牧	真庭市		仲間
356	I-131	久納南	真庭市		仲間
357	I-132	足北	真庭市		都喜足
358	I-407	小芽東	真庭市		粟谷
359	I-408	湯本奥	真庭市		湯本
360	I-409	湯本北	真庭市		湯本
361	I-410	郷緑湯西	真庭市		本庄
362	I-411	釘貫小川西	真庭市		釘貫小川
363	I-412	酒石北	真庭市		釘貫小川
364	I-413	真賀上	真庭市		仲間
365	I-414	真賀中	真庭市		仲間
366	I-415	足南	真庭市		都喜足
367	I-416	真賀下(1)	真庭市		仲間
368	I-417	真賀下(2)	真庭市		仲間
369	I-418	清水平北	真庭市		仲間
370	I-419	都喜北	真庭市		都喜足
371	I-420	釘貫小川東	真庭市		釘貫小川
372	I-421	釘貫	真庭市		社
373	I-422	土居分	真庭市		黒杭
374	I-423	豊栄中	真庭市		豊栄
375	I-424	豊栄南	真庭市		豊栄
376	I-133	下組上	真庭市		鉄山
377	I-134	正盛	真庭市		黒田
378	I-136	仮倉	真庭市		黒田
379	I-141-1	平島上西	真庭市		美甘
380	I-142	平島下	真庭市		美甘
381	I-143	片岡西	真庭市		美甘
382	I-144-1	当政	真庭市		美甘
	I-144-2	麓北	真庭市		美甘
383	I-145	片岡東	真庭市		美甘
384	I-147	湯谷上	真庭市		田口
385	I-148	田口	真庭市		田口
386	I-425	山路	真庭市		美甘

番号	危険箇所 番号	箇所名	位置		
			郡・市	町名	字
387	I-426	蛇谷北	真庭市		美甘
388	I-427	寄水東	真庭市		美甘
389	I-428	太井ノ坂中	真庭市		田口
390	I-429	湯谷下東	真庭市		田口
391	I-430	橋本	真庭市		延風
392	I-431	山根	真庭市		美甘
393	I-432	麓南	真庭市		美甘
394	I-433	羽仁東	真庭市		美甘
395	I-434	羽仁西	真庭市		美甘
396	I-435	太井ノ坂下	真庭市		田口
397	I-436	打井谷	真庭市		田口
398	I-149	御霊の前	真庭市		蒜山上福田
399	I-150	天王	真庭市		蒜山上徳山
400	I-151	山根田	真庭市		蒜山上徳山
401	I-448	中原(1)	真庭市		蒜山上徳山
402	I-449	中原(2)	真庭市		蒜山下徳山
403	I-450	郷原(1)	真庭市		蒜山西茅部
404	I-451	美田野	真庭市		蒜山美田野
405	I-452	岡中曾(1)	真庭市		蒜山岡中曾
406	I-453	岡中曾(2)	真庭市		蒜山岡中曾
407	I-454	定広	真庭市		蒜山定広
408	I-455	野田(2)	真庭市		蒜山下長田
409	I-456	中福田	真庭市		蒜山中福田
410	I-152	真加子(1)	真庭市		蒜山真加子
411	I-153	初和(1)	真庭市		蒜山初和
412	I-457	山乗	真庭市		蒜山下和
413	I-458	初和西	真庭市		蒜山初和

【資料 2-5】山地災害危険地区

■山腹崩壊危険地区

(令和7年3月31日現在)

危険地区 番 号		危 険 地 区 の 度	位 置			公 共 施 設 等					備 考	
市 町 村	地 区		市 町 村	大 字	字	人 家 5 0 戸 以 上	人 家 4 9 〜 1 0 戸	人 家 9 〜 5 戸	人 家 4 戸 以 下	(道路除く) 公共施設		道 路
214	001-001	A	真庭市	赤野		130				1	県	
214	002-001	C	真庭市	阿口	杉			8		0	市	
214	002-002	A	真庭市	阿口	草谷		47			0	市	
214	002-003	B	真庭市	阿口	境1		15			0	市	
214	002-004	B	真庭市	阿口	境		16			0	市	
214	002-005	C	真庭市	阿口	杉				1	0	市	
214	003-001	B	真庭市	荒田	田中	63				0	国	
214	003-002	A	真庭市	荒田			39			0	国	
214	003-003	A	真庭市	荒田	重則	53				0	国	
214	004-001	A	真庭市	栗谷	立石	72				1	県	
214	004-002	B	真庭市	栗谷	中山		43			0	県	
214	004-003	B	真庭市	栗谷	夏山ノ下タ			7		0	市	
214	004-004	B	真庭市	栗谷			25			0	市	
214	005-001	A	真庭市	一色	家の上		34			0	市	
214	005-002	C	真庭市	一色	宮ノ後					0		
214	006-001	A	真庭市	禾津	ヲコ谷	30				2	国	
214	009-001	C	真庭市	上山	川平			8		0	市	
214	011-001	B	真庭市	後谷畝	大平		24			0	市	
214	012-001	B	真庭市	江川	井手ノ内		26			0	国	
214	012-003	A	真庭市	江川	向川平		17			0	道	
214	012-004	A	真庭市	江川	大久奈		31			0		
214	012-005	A	真庭市	江川	下江川	312				2	国	
214	012-006	A	真庭市	江川	上江側		18			0	国	
214	012-007	A	真庭市	江川		182				1		
214	015-001	A	真庭市	開田	開田	167				1	国	
214	015-002	A	真庭市	開田	立畑	65				0	国	
214	017-001	A	真庭市	檜西	鍋谷	50				0	市	
214	017-002	A	真庭市	檜西	宮ノ上之		12			0	市	
214	017-003	B	真庭市	檜西	皆畑		32			0	市	
214	017-004	A	真庭市	檜西	行当		20			0	県	
214	017-005	A	真庭市	檜西	為本		18			0	県	
214	017-006	A	真庭市	檜西	山生		35			0	市	
214	017-007	A	真庭市	檜西	山生口		35			0		
214	017-008	C	真庭市	檜西	梶屋			8		0	市	
214	017-009	B	真庭市	檜西	山生				1	0	市	
214	017-010	A	真庭市	檜西	山生		28			0		
214	017-011	B	真庭市	檜西	梶屋		47			0	市	
214	018-001	A	真庭市	檜東	谷六			6		0		
214	018-002	B	真庭市	檜東	谷六		15			0	市	
214	018-003	B	真庭市	檜東	船ヶ峪尻		19			0	市	
214	018-004	A	真庭市	檜東	皆原		13			0	市	
214	018-005	A	真庭市	檜東	稗原			9		0	県	
214	018-006	A	真庭市	檜東	友清		23			0	県	
214	018-007	B	真庭市	檜東	打井畑		11			1	高	
214	018-008	C	真庭市	檜東	影築			7		0	県	
214	018-009	B	真庭市	檜東		50				0	市	
214	019-001	B	真庭市	鹿田	永範峪		48			0	市	
214	019-002	C	真庭市	鹿田	大畑					0	県	

危険地区 番号		危険地区の度	位置			公共施設等					備考	
市町村	地区		市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	(道路除く) 公共施設		道路
214	020-001	A	真庭市	勝山	城山	112				0	市	
214	020-002	A	真庭市	勝山	城山	180				3	市	
214	020-003	A	真庭市	勝山	城山	181				4	市	
214	020-004	B	真庭市	勝山	如意山	192				4	市	
214	020-005	B	真庭市	勝山	熊野		17			0	市	
214	020-006	A	真庭市	勝山	茶山口	133				0	国	
214	020-007	B	真庭市	勝山	原方		36			0	市	
214	020-008	A	真庭市	勝山	原方	79				0	市	
214	020-009	C	真庭市	勝山	江下原山				1	0	国	
214	020-010	A	真庭市	勝山	陳山	136				0	国	
214	021-001	C	真庭市	鉄山	峪				2	0	林	
214	021-002	C	真庭市	鉄山	中村					0	県	
214	023-001	A	真庭市	上嵯部	双内(大谷)		47			0	市	
214	025-001	B	真庭市	上河内	愛岩山		10			0	市	
214	025-002	B	真庭市	上河内	追分		14			0		
214	025-003	A	真庭市	上河内			11			0	市	
214	025-004	B	真庭市	上河内	百々		12			0	市	
214	025-005	C	真庭市	上河内	東谷下			6		0	市	
214	025-006	B	真庭市	上河内			22			0		
214	025-007	A	真庭市	上河内			15			0		
214	026-001	A	真庭市	上中津井	平田	76				0	国	
214	026-002	A	真庭市	上中津井	横山		20			0	県	
214	026-003	A	真庭市	上中津井	藤田		29			0	市	
214	026-004	B	真庭市	上中津井	花岡		15			1	市	
214	026-005	C	真庭市	上中津井	逢原				3	0	市	
214	026-006	A	真庭市	上中津井	薬師堂		46			0	市	
214	027-001	B	真庭市	上水田	川崎	79				0	国	
214	027-002	B	真庭市	上水田	井尾		35			0	市	
214	027-003	B	真庭市	上水田			17			0		
214	027-004	B	真庭市	上水田	井尾奥		11			0	高	
214	028-001	A	真庭市	神庭	ゴマンガサコ			5		0	県	
214	028-002	A	真庭市	神庭	ゴマンガサコ向			7		0		
214	028-003	B	真庭市	神庭	堂ヶ畝		23			0	県	
214	028-004	B	真庭市	神庭		55				0	県	
214	029-001	A	真庭市	木山	木山			5		0	市	
214	029-002	B	真庭市	木山	八栗		10			0	市	
214	029-003	C	真庭市	木山	木山			5		0		
214	030-001	A	真庭市	釘貫小川	木久ヶ市	88				0		
214	034-001	C	真庭市	栗原	坂本					0	林	
214	034-002	B	真庭市	栗原	余河内		18			0	国	
214	035-001	B	真庭市	黒杭	深谷				3	0	市	
214	036-001	B	真庭市	黒田	中谷ノ上		29			0	市	
214	036-002	B	真庭市	黒田	福ベトチ		21			0	市	
214	036-003	A	真庭市	黒田	通見		26			0	林	
214	036-004	B	真庭市	黒田	正森		48			0	県	
214	036-005	B	真庭市	黒田			11			0	市	
214	038-001	B	真庭市	神代	ヘシ谷				1	0	国	
214	038-002	A	真庭市	神代	下畑山	120				0	国	
214	038-003	A	真庭市	神代	ミクロノ上へ		15			0		
214	040-001	C	真庭市	五名	延命寺			6		0	市	

危険地区 番号		危険地区の度	位置			公共施設等					備考	
市町村	地区		市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	(道路除く) 公共施設		道路
214	040-002	C	真庭市	五名	山ノ城				4	0	市	
214	041-001	B	真庭市	古呂々尾中	家の上		14			0	市	
214	041-002	B	真庭市	古呂々尾中	トウヒラ					0	市	
214	041-003	B	真庭市	古呂々尾中	中村東		46			0	市	
214	041-004	C	真庭市	古呂々尾中	中村西			9		0	市	
214	041-005	A	真庭市	古呂々尾中	中村西		18			0	市	
214	042-001	A	真庭市	佐引	小林		19			0	市	
214	042-002	A	真庭市	佐引	佐引			6		0	市	
214	042-003	A	真庭市	佐引	小林		18			0	市	
214	044-001	B	真庭市	柴原	釜					0	国	
214	045-001	A	真庭市	下砦部	御崎山	420				0	県	
214	045-002	B	真庭市	下砦部	空	186				0	市	
214	045-003	A	真庭市	下砦部	上合地	95				0	県	
214	045-004	A	真庭市	下砦部	丸山	53				1	市	
214	048-001	C	真庭市	下方	畝				4	0	市	
214	049-001	A	真庭市	下河内			16			0	高	
214	050-001	B	真庭市	下中津井	樽見		33			0	市	
214	050-002	A	真庭市	下中津井	蟹川	59				0	国	
214	050-003	B	真庭市	下中津井	飯の山	121				0		
214	050-004	B	真庭市	下中津井	飯の山	54				0	国	
214	050-005	A	真庭市	下中津井	中町	159				0	市	
214	051-001	A	真庭市	下見	佐功		21			0	市	
214	051-002	B	真庭市	下見	高成					0	市	
214	051-003	A	真庭市	下見	高成		13			0	市	
214	051-004	B	真庭市	下見	コンビラ		24			0	市	
214	052-001	A	真庭市	下湯原		272				6	国	
214	054-001	B	真庭市	杉山	杉山		14			0	市	
214	055-001	A	真庭市	清谷	桜ヶ段		22			0	市	
214	055-002	B	真庭市	清谷	花ノ木					0	県	
214	056-002	B	真庭市	関	鳴の口		10			0		
214	057-001	C	真庭市	惣	野々尾					0	市	
214	059-001	C	真庭市	高田山上				7		0	市	
214	061-001	B	真庭市	田口	大グソ		11			0	市	
214	061-002	C	真庭市	田口	湯谷下			7		0	国	
214	064-001	B	真庭市	種	金ヶ原		15			0	県	
214	065-001	B	真庭市	田羽根	法連				2	0	国	
214	065-002	A	真庭市	田羽根	白根		17			0	市	
214	066-001	C	真庭市	落合垂水	垂水鰻田					0		
214	066-002	B	真庭市	落合垂水	山ノ手	65				1	市	
214	066-003	A	真庭市	落合垂水		414				8		
214	068-001	B	真庭市	田原山上	天間尾				1	0	県	
214	068-002	C	真庭市	田原山上	空の畑			7		0		
214	068-003	C	真庭市	田原山上	鳥子谷					0	県	
214	068-004	C	真庭市	田原山上	家の下			8		0		
214	068-005	A	真庭市	田原山上			19			0	市	
214	068-006	C	真庭市	田原山上				9		0		
214	069-001	A	真庭市	旦土	杉ノ木道	75				0	県	
214	069-002	A	真庭市	旦土	尾平口	68				0	市	
214	069-003	B	真庭市	旦土	上旦土	69				0	県	
214	069-004	B	真庭市	旦土	津田		27			0		

危険地区 番 号		危 険 地 区 の 度	位 置			公 共 施 設 等					備 考	
市 町 村	地 区		市 町 村	大 字	字	人 家 5 0 戸 以 上	人 家 4 9 〜 1 0 戸	人 家 9 〜 5 戸	人 家 4 戸 以 下	(道 路 除 く) 公 共 施 設		道 路
214	070-001	B	真庭市	月田	家の上へ	64				0	市	
214	070-002	B	真庭市	月田	山王ノ西		32			0	国	
214	070-003	A	真庭市	月田	上へノ山	174				0	県	
214	070-004	B	真庭市	月田	市場上	107				1	県	
214	070-005	A	真庭市	月田	田才		17			0	県	
214	070-006	A	真庭市	月田	家ノ下モ		34			0	県	
214	071-001	A	真庭市	月田本	友定		16			0	県	
214	071-002	B	真庭市	月田本	土井谷殿河内		23			0	県	
214	071-003	A	真庭市	月田本	土井谷殿河内		19			0	県	
214	071-004	B	真庭市	月田本	家ノ向				2	0	市	
214	072-001	B	真庭市	都喜足	足		20			0	市	
214	073-001	A	真庭市	富尾		190				2		
214	074-001	B	真庭市	豊栄	ヨコハタケ		22			0	市	
214	074-002	C	真庭市	豊栄	イエノウエ			9		0	市	
214	074-003	A	真庭市	豊栄	ヨコハタケ	135				1		
214	074-004	A	真庭市	豊栄		183				1		
214	074-005	B	真庭市	豊栄			28			0	市	
214	079-001	A	真庭市	仲間	長ハナ		48			0	国	
214	079-002	B	真庭市	仲間	堂ノ谷			7		0	国	
214	079-003	A	真庭市	仲間	長サコ		27			0	国	
214	079-004	B	真庭市	仲間	クブツ		10			0	国	
214	079-005	A	真庭市	仲間	湯谷		36			0	国	
214	079-006	A	真庭市	仲間	上足ル		15			0	国	
214	081-001	B	真庭市	西河内	仲仙道	73				0		
214	085-001	B	真庭市	野原	西ノ峪		34			0	県	
214	085-002	C	真庭市	野原	又助屋敷				4	0		
214	085-003	B	真庭市	野原			16			0	県	
214	086-001	B	真庭市	延風	八丹			8		0	国	
214	087-001	A	真庭市	久見		132				2	市	
214	090-001	C	真庭市	日野上	吉念寺					0	市	
214	092-001	B	真庭市	蒜山上徳山	三平山				3	0	林	
214	092-002	B	真庭市	蒜山上徳山	三平山					0	林	
214	094-001	C	真庭市	蒜山上福田	坂ノ上				2	0	市	
214	095-001	B	真庭市	蒜山下和	荒井					0	国	
214	100-001	C	真庭市	蒜山富掛田	山際				4	0	県	
214	100-002	C	真庭市	蒜山富掛田	富山				4	0	県	
214	101-001	C	真庭市	蒜山富山根	富山根				3	0	国	
214	102-001	C	真庭市	蒜山中福田	大宮			7		0	市	
214	103-001	C	真庭市	蒜山西茅部	下郷原					0	市	
214	103-002	B	真庭市	蒜山西茅部	野田山		17			0	市	
214	103-003	C	真庭市	蒜山西茅部	郷原				2	0	市	
214	105-001	A	真庭市	蒜山東茅部	堂の上	71				0	市	
214	105-002	C	真庭市	蒜山東茅部	栃ノ木			6		0	県	
214	105-003	A	真庭市	蒜山東茅部	祝詞		11			0		
214	106-001	A	真庭市	蒜山別所			14			0	県	
214	107-001	C	真庭市	蒜山本茅部	熊谷					0		
214	112-001	B	真庭市	福谷	表ノ奥		12			0	市	
214	112-002	B	真庭市	福谷	大力子向			6		0		
214	113-001	B	真庭市	藤森	藤森		15			0	市	
214	113-002	B	真庭市	藤森	大柱谷				2	0	市	

危険地区 番号		危険地区 の度	位置			公共施設等					備考	
市町村	地区		市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	(道路除く) 公共施設		道路
214	113-003	B	真庭市	藤森	藤森		26			0	市	
214	113-004	B	真庭市	藤森	中山		25			0	県	
214	114-001	B	真庭市	別所	堂ノ上		25			0	林	
214	115-001	A	真庭市	法界寺	林ヶ旦		46			0	市	
214	115-002	A	真庭市	法界寺	宮ノミ		26			0	市	
214	115-003	A	真庭市	法界寺	上法界寺		42			0	市	
214	115-004	B	真庭市	法界寺			20			0	市	
214	117-001	A	真庭市	本郷	桜田		15			0	県	
214	117-002	B	真庭市	本郷	高岡		23			0	県	
214	117-003	A	真庭市	本郷	陳山	99				0	国	
214	117-004	A	真庭市	本郷	名草		17			0	県	
214	117-005	A	真庭市	本郷	寺河内	63				0	県	
214	117-006	A	真庭市	本郷	布組		24			0	県	
214	118-001	B	真庭市	本庄			30			0	県	
214	118-002	C	真庭市	本庄	茅森			9		0	県	
214	118-003	B	真庭市	本庄			49			0	県	
214	118-004	C	真庭市	本庄	湯ノ段				3	0	市	
214	118-005	A	真庭市	本庄	原尻		34			0	県	
214	118-006	B	真庭市	本庄	玉田		10			0	県	
214	118-007	B	真庭市	本庄			13			0	県	
214	118-008	A	真庭市	本庄	石内		20			0	県	
214	119-001	B	真庭市	舞高	谷平	54				0	県	
214	120-001	B	真庭市	真賀	座頭ホキ2					0	国	
214	123-001	B	真庭市	見明戸	古川	51				0	県	
214	123-002	A	真庭市	見明戸	横曾根		22			0	県	
214	123-003	B	真庭市	見明戸	福井		26			0	市	
214	124-001	A	真庭市	見尾	ホギ		12			0	国	
214	124-002	A	真庭市	見尾	後山	75				0		
214	125-001	A	真庭市	美甘	家ノ上	132				0	国	
214	125-002	B	真庭市	美甘	五反田		27			0	国	
214	125-003	B	真庭市	美甘	野尻尻		28			0	国	
214	125-004	A	真庭市	美甘	平島	57				0	国	
214	125-005	A	真庭市	美甘	片岡		19			0	国	
214	125-006	A	真庭市	美甘	当政	77				0	国	
214	125-007	A	真庭市	美甘	城山	139				0	国	
214	125-008	B	真庭市	美甘	源内峪		31			1	市	
214	125-009	B	真庭市	美甘	山根タワ	167				0	市	
214	125-010	B	真庭市	美甘	近利		12			0	林	
214	125-011	B	真庭市	美甘	家の上		19			0	市	
214	125-012	A	真庭市	美甘	只		12			0	林	
214	125-013	A	真庭市	美甘	田口		32			0	市	
214	125-014	A	真庭市	美甘	延風		11			0	市	
214	125-015	C	真庭市	美甘	黒畑				3	0	道	
214	125-016	A	真庭市	美甘	大森尻		22			0	国	
214	125-017	A	真庭市	美甘	野尾		26			0	国	
214	125-018	B	真庭市	美甘	山根	98				0	市	
214	125-019	B	真庭市	美甘	美甘		36			0	林	
214	125-020	A	真庭市	美甘	只常		33			0	市	
214	125-022	B	真庭市	美甘	平島	83				0	国	
214	126-001	A	真庭市	三坂	三坂上	89				0	市	

危険地区 番 号		危 険 地 区 の 度	位 置			公 共 施 設 等					備 考	
市 町 村	地 区		市 町 村	大 字	字	人 家 5 0 戸 以 上	人 家 4 9 〜 1 0 戸	人 家 9 〜 5 戸	人 家 4 戸 以 下	(道路除く) 公 共 施 設		道 路
214	129-001	B	真庭市	宮地	湯神		39			0	市	
214	129-002	B	真庭市	宮地	ほうき迫				1	0	市	
214	130-001	A	真庭市	向津矢	川平		10			0	県	
214	131-001	A	真庭市	目木	砥取		21			0	県	
214	132-001	C	真庭市	社	合渡			7		0	国	
214	132-002	C	真庭市	社	牧原				2	0	市	
214	132-003	B	真庭市	社	宇和佐		22			0	市	
214	133-001	B	真庭市	山久世	ホギ					0	市	
214	133-002	A	真庭市	山久世	戸尻		25			0	市	
214	133-003	A	真庭市	山久世	下ズリ		49			0	市	
214	134-001	C	真庭市	山田	笹原			6		0	市	
214	134-002	A	真庭市	山田	境		33			0	市	
214	135-001	A	真庭市	湯原温泉	大淵ノ上エ		31			0	市	
214	135-002	A	真庭市	湯原温泉	城北	231				1	国	
214	135-003	B	真庭市	湯原温泉	堂屋敷		22			0	国	
214	135-004	A	真庭市	湯原温泉	布織		14			0	市	
214	135-005	B	真庭市	湯原温泉	踪田		24			0	国	
214	136-001	A	真庭市	横部	家ノ上	106				0	国	
214	137-001	B	真庭市	吉	堂の前		18			0		
214	138-001	B	真庭市	余野上	黒地		30			0	県	
214	138-002	B	真庭市	余野上			13			0		
214	139-001	B	真庭市	余野下	矢古			6		0	県	
214	139-002	A	真庭市	余野下	西浦		15			0	県	
214	139-003	B	真庭市	余野下	江森		42			0	県	
214	140-001	B	真庭市	若代		65				1	県	
214	140-002	B	真庭市	若代	若代東	108				1	県	
計	274地区											

■地すべり危険地区

(令和7年3月31日現在)

箇所番号	地区名	市町村	大字	字	保安林等
214-025-001	上河内	真庭市	上河内	釜庭	有
214-053-001	菅谷	真庭市	菅谷	水呑場	無
214-061-001	湯谷	真庭市	田口	ニタコ谷	無
214-061-002	田口	真庭市	田口	山ノ神マへ	有
214-068-001	小谷	真庭市	田原山上	小谷	無
214-069-001	尾平	真庭市	旦土	尾平	無
214-070-001	桑原	真庭市	月田	杉峪	無
214-071-001	月田本	真庭市	月田本	宮ノ下	有
214-072-001	足	真庭市	都喜足	足	無
214-086-001	延風	真庭市	延風	屋名原	無
214-122-001	滝ノ上	真庭市	曲り	ミノデ	無

■崩壊土砂流出危険地区

(令和7年3月31日現在)

危険地区 番号		危険 地区 の 度	位置			公共施設等					備考	
市 町 村	地 区		市 町 村	大 字	字	人 家 50 戸 以 上	人 家 49 〜 10 戸	人 家 9 〜 5 戸	人 家 4 戸 以 下	(道 路 除 く) 公 共 施 設		道 路
214	001-001	A	真庭市	赤野	小原谷		30			0	高	
214	003-001	B	真庭市	荒田	上ノ山		27			0	国	
214	004-001	A	真庭市	粟谷	中の峪		18			0	林	
214	004-002	C	真庭市	粟谷	二ノ谷				1	0		
214	004-003	C	真庭市	粟谷	木ノ実原				3	0	市	
214	004-004	C	真庭市	粟谷	木ノ実原			9		0	市	
214	004-005	C	真庭市	粟谷	竹谷			7		0	県	
214	004-006	B	真庭市	粟谷	キカクシ		12			0	市	
214	004-007	C	真庭市	粟谷	キカクシ				2	0	市	
214	004-008	C	真庭市	粟谷	キカクシ			7		0	林	
214	004-009	C	真庭市	粟谷	キカクシ				4	0	市	
214	004-010	B	真庭市	粟谷	助岨			5		0	市	
214	005-001	A	真庭市	一色	ドウドウ	64				0	道	
214	005-002	A	真庭市	一色	本谷		32			0	市	
214	005-003	A	真庭市	一色	中一色		37			0		
214	006-001	B	真庭市	禾津	湯谷奥	90				0	国	
214	006-002	B	真庭市	禾津	橋谷		13			0		
214	008-001	B	真庭市	岩井谷	天神ソラ		12			0	林	
214	008-002	A	真庭市	岩井谷	家の上		11			0	市	
214	008-003	A	真庭市	岩井谷	西ノ奥		45			0	市	
214	010-001	B	真庭市	後谷	小茅平		15			0	市	
214	010-002	B	真庭市	後谷	小茅平ホズリ		17			0	県	
214	010-003	B	真庭市	後谷	宗末		13			0	市	
214	010-004	C	真庭市	後谷	後谷中				4	0	市	
214	010-005	B	真庭市	後谷	宗末		20			0	市	
214	011-001	A	真庭市	後谷畝	仁子		28			0	市	
214	012-001	A	真庭市	江川	大戸瀬		37			0	県	
214	012-002	B	真庭市	江川	谷山		27			0		
214	013-001	B	真庭市	大庭	大日		28			0	国	
214	013-002	B	真庭市	大庭	内構		42			0	市	
214	015-001	B	真庭市	開田	開田		47			1	県	
214	015-002	A	真庭市	開田	天神谷		45			1	県	
214	017-001	B	真庭市	櫻西	行当		17			0	県	

214	017-002	A	真庭市	櫻西	伏ヶ茅		18			0	国	
214	017-003	B	真庭市	櫻西	ムクノウ			9		0	県	
214	017-004	B	真庭市	櫻西	重尾		15			0		
214	017-005	B	真庭市	櫻西	中屋		17			0		
214	017-006	B	真庭市	櫻西	皆畑	64				0		
214	017-007	B	真庭市	櫻西	皆畑	72				0		
214	017-008	B	真庭市	櫻西	皆畑	60				0	市	
214	017-009	B	真庭市	櫻西	皆畑	50				0	市	
214	017-010	B	真庭市	櫻西	皆畑		38			0		
214	017-011	B	真庭市	櫻西	皆畑		25			0	市	
214	017-012	A	真庭市	櫻西	山生		34			0	市	
214	017-013	A	真庭市	櫻西	鍋谷		23			0	県	
214	017-014	C	真庭市	櫻西	山生					0	道	
214	018-001	C	真庭市	櫻東	皆原			9		0	道	
214	018-002	A	真庭市	櫻東	向茂瀬		15			0	市	
214	018-003	C	真庭市	櫻東	谷六			8		0	市	
214	018-004	A	真庭市	櫻東	影築		10			0	市	
214	018-005	C	真庭市	櫻東	堂ノ上之			5		0	県	
214	018-006	B	真庭市	櫻東	上野		18			0	県	
214	018-007	C	真庭市	櫻東	稗原			5		0	国	
214	019-001	C	真庭市	鹿田	スカリ峪					0	高	
214	019-002	C	真庭市	鹿田	竹谷				4	0	県	
214	019-003	C	真庭市	鹿田	大風呂					0		
214	019-004	A	真庭市	鹿田	地藏谷			5		0	国	
214	019-005	C	真庭市	鹿田	後山					0	市	
214	020-001	A	真庭市	勝山	風呂屋谷		18			0	市	
214	020-002	B	真庭市	勝山	市森谷		31			0	市	
214	020-003	B	真庭市	勝山	城北		23			0	国	
214	020-004	C	真庭市	勝山	城山			8		0	国	
214	020-005	C	真庭市	勝山	蕪谷			5		0	県	
214	020-006	A	真庭市	勝山	組		29			0	県	
214	021-001	A	真庭市	鉄山	木捨谷		45			0	林	
214	021-002	B	真庭市	鉄山	峪		45			0	県	
214	021-003	B	真庭市	鉄山	一城谷				2	0	林	
214	021-004	C	真庭市	鉄山	寺山			6		0	県	
214	021-005	B	真庭市	鉄山	小茅				2	0	県	
214	021-006	A	真庭市	鉄山	笹ヶ仏吉谷		12			0	県	
214	021-007	A	真庭市	鉄山	間所		12			0		
214	021-008	A	真庭市	鉄山	惣谷			9		0	市	
214	021-009	C	真庭市	鉄山	粟谷原				4	0	市	
214	022-001	B	真庭市	上	昼草		47			0	市	
214	023-001	B	真庭市	上皆部	安田		42			0	市	
214	023-002	C	真庭市	上皆部	倉掛					0	市	
214	023-003	A	真庭市	上皆部	三谷		19			0	市	
214	023-004	A	真庭市	上皆部	三谷奥		19			0	市	
214	023-005	B	真庭市	上皆部	三谷北		24			0	市	
214	023-006	B	真庭市	上皆部	高鶴部		33			0	林	
214	024-001	A	真庭市	上市瀬	奥シルタ	129				0	市	
214	025-001	A	真庭市	上河内	尺三谷		16			0	市	
214	025-002	B	真庭市	上河内	中ノ谷		15			0	県	
214	025-003	C	真庭市	上河内	一の谷			5		0	市	
214	025-004	A	真庭市	上河内	時信奥		11			0	市	
214	025-005	C	真庭市	上河内	西谷				1	0	市	
214	025-006	B	真庭市	上河内	東谷		15			0	林	

214	025-007	B	真庭市	上河内	矢ビツ谷			7		0	林	
214	025-008	A	真庭市	上河内	本谷		14			0	県	
214	025-009	B	真庭市	上河内	下切				1	0	県	
214	026-001	B	真庭市	上中津井	高下		14			0	国	
214	026-002	B	真庭市	上中津井	新屋	64				0	国	
214	026-003	B	真庭市	上中津井	常浦奥		29			0	国	
214	026-004	A	真庭市	上中津井	戈田		45			0	国	
214	026-005	A	真庭市	上中津井	佐井田	56				0	国	
214	026-006	A	真庭市	上中津井	柴倉		11			0		
214	026-007	A	真庭市	上中津井	名迄	56				0	市	
214	026-008	C	真庭市	上中津井	平田					0	国	
214	026-009	B	真庭市	上中津井	横山		30			0	市	
214	026-010	C	真庭市	上中津井	蓬原				1	0		
214	026-011	A	真庭市	上中津井	ヤクラ		46			0		
214	026-012	A	真庭市	上中津井	新屋奥	56				0	市	
214	026-013	C	真庭市	上中津井	薬師堂				2	0	市	
214	027-001	C	真庭市	上水田	城王谷上					0	市	
214	027-002	C	真庭市	上水田	イヤ谷					0	国	
214	027-003	C	真庭市	上水田	城王谷下					0	国	
214	027-004	B	真庭市	上水田	長政	170				1	市	
214	027-005	B	真庭市	上水田	畑ケ中	63				1	市	
214	027-006	C	真庭市	上水田	又丸			6		0	市	
214	027-007	A	真庭市	上水田	又丸		25			0	国	
214	027-008	A	真庭市	上水田	アミダイジ			7		0	市	
214	027-009	B	真庭市	上水田	追田奥		42			0	県	
214	027-010	B	真庭市	上水田	又丸		10			0	市	
214	027-011	B	真庭市	上水田	長政	50				0	市	
214	029-001	A	真庭市	木山	金谷平		38			0		
214	029-002	A	真庭市	木山	金谷平		33			0	市	
214	029-003	B	真庭市	木山	木山				1	0	市	
214	031-001	A	真庭市	草加部	妙見谷	57				1	市	
214	031-002	A	真庭市	草加部	焼尾	93				1		
214	031-003	B	真庭市	草加部	大下	51				0	市	
214	032-001	B	真庭市	久世	池河内			9		0	国	
214	032-002	A	真庭市	久世	天神谷		31			0		
214	032-003	B	真庭市	久世	黒尾		30			0		
214	032-004	A	真庭市	久世	黒尾		37			0		
214	032-005	A	真庭市	久世	黒尾		37			0		
214	032-006	A	真庭市	久世	黒尾		12			0	国	
214	033-001	A	真庭市	組	大ナル	138				0	市	
214	033-002	A	真庭市	組			36			1	市	
214	034-001	B	真庭市	栗原	木_山堂ノ奥	54				0	市	
214	034-002	B	真庭市	栗原	瀧ノ上		27			0	県	
214	034-003	B	真庭市	栗原	畝山		34			0	県	
214	034-004	A	真庭市	栗原	畝山		11			0	県	
214	034-005	A	真庭市	栗原	堂ノ奥		18			0		
214	034-006	A	真庭市	栗原			17			0	市	
214	035-001	B	真庭市	黒杭			12			0	県	
214	036-001	B	真庭市	黒田	本谷				4	0		
214	037-001	C	真庭市	神	仁王門下				3	0	市	
214	037-002	C	真庭市	神	七畝頭					0	県	
214	038-001	B	真庭市	神代	尾付		21			0	市	
214	038-002	A	真庭市	神代	大ふん込			6		0	国	
214	038-003	C	真庭市	神代	長谷川				3	0	国	

214	038-004	B	真庭市	神代		57			0	林	
214	038-005	B	真庭市	神代	支富田		17		0	市	
214	039-001	C	真庭市	古見	束々ヶ原				0	市	
214	040-001	A	真庭市	五名	興法寺			5	0		
214	041-001	A	真庭市	古呂々尾中	中村西		15		0	市	
214	041-002	C	真庭市	古呂々尾中	中村東			3	0	市	
214	041-003	A	真庭市	古呂々尾中	中村西			7	0	国	
214	044-001	B	真庭市	柴原	大田谷		20		0	県	
214	044-002	C	真庭市	柴原	カケ			3	0	県	
214	045-001	B	真庭市	下皆部	植木		26		0	市	
214	045-002	B	真庭市	下皆部	丸山奥	76			0	県	
214	045-003	B	真庭市	下皆部	早佐		41		0		
214	045-004	B	真庭市	下皆部	丸山平	73			0	市	
214	045-005	A	真庭市	下皆部	丸山	59			1	高	
214	046-001	B	真庭市	下市瀬	マガリサコ		25		0	市	
214	046-002	C	真庭市	下市瀬	池尻			2	0	県	
214	046-003	A	真庭市	下市瀬	佐原	64			1	国	
214	047-001	A	真庭市	下岩	子仁古谷		11		0	林	
214	049-001	B	真庭市	下河内	鳴瀧			7	0	市	
214	049-002	A	真庭市	下河内	土井谷	57			0	県	
214	049-003	A	真庭市	下河内	日野爪		21		0	高	
214	049-004	B	真庭市	下河内	宮ノ上		23		1	高	
214	049-005	A	真庭市	下河内	峪田		19		0	県	
214	049-006	B	真庭市	下河内	峪田		10		0	国	
214	049-007	A	真庭市	下河内			21		0	国	
214	050-001	C	真庭市	下中津井	定				0	国	
214	050-002	B	真庭市	下中津井	湧源寺	68			0	県	
214	052-001	A	真庭市	下湯原			12		1	県	
214	054-001	C	真庭市	杉山	小尻山				0		
214	055-001	B	真庭市	清谷	正原		16		0	市	
214	055-002	A	真庭市	清谷	大来尾		40		0		
214	056-001	A	真庭市	関	鳴の口		27		0		
214	056-002	C	真庭市	関	鳴の口			7	0	市	
214	056-003	A	真庭市	関	関上		33		0	市	
214	056-004	B	真庭市	関	大迫			9	0	林	
214	059-001	C	真庭市	高田山上	才叱			2	0	市	
214	061-001	A	真庭市	田口	中倉		16		0		
214	061-002	A	真庭市	田口	木戸ヶナル		15		0	国	
214	061-003	C	真庭市	田口	打火谷			2	0		
214	061-004	C	真庭市	田口				3	0	国	
214	062-001	A	真庭市	竹原	三月ノ戸		32		0	県	
214	062-002	C	真庭市	竹原					0		
214	064-001	C	真庭市	種	大谷			8	0	国	
214	064-002	A	真庭市	種	三井ヶ平		23		0	国	
214	065-001	A	真庭市	田羽根	白根		13		0	国	
214	065-002	A	真庭市	田羽根	古屋		48		0		
214	065-003	A	真庭市	田羽根		53			0		
214	065-004	B	真庭市	田羽根		68			0		
214	065-005	B	真庭市	田羽根		15			0	市	
214	065-006	A	真庭市	田羽根	隠谷		11		0	市	
214	065-007	A	真庭市	田羽根	隠谷			9	0	国	
214	066-001	B	真庭市	落合垂水	西町	87			1	市	
214	066-002	B	真庭市	落合垂水	天神町	88			2	市	
214	066-003	A	真庭市	落合垂水	南垂水		23		0	市	

214	067-001	A	真庭市	田原	上田原		28			0	市	
214	067-002	A	真庭市	田原	上田原上		37			0	市	
214	067-003	A	真庭市	田原	上田原下		19			0	国	
214	067-004	A	真庭市	田原	上田原下		35			0	国	
214	067-005	B	真庭市	田原	上田原		32			0	市	
214	068-001	C	真庭市	田原山上	瀧ノ畝				3	0	県	
214	068-002	C	真庭市	田原山上	田原山上					0	市	
214	069-001	A	真庭市	旦土	津田		15			0	市	
214	070-001	A	真庭市	月田	加賀曾		25			0	市	
214	070-002	A	真庭市	月田	小屋ノ段	86				0	県	
214	070-003	B	真庭市	月田	山ノ前		21			0	県	
214	070-004	B	真庭市	月田	桑ノ木峪		17			0	市	
214	070-005	C	真庭市	月田	小麦谷				6	0	県	
214	070-006	A	真庭市	月田	堂ノ上ハ				5	0	県	
214	070-007	A	真庭市	月田	畦高	84				0	林	
214	070-008	A	真庭市	月田	梨ノ木		16			0	市	
214	070-009	A	真庭市	月田	手谷		17			0	県	
214	070-010	A	真庭市	月田	田才峪		20			0	県	
214	071-001	C	真庭市	月田本	堀井谷東平				8	0	県	
214	071-002	C	真庭市	月田本	隈防				5	0	県	
214	071-003	B	真庭市	月田本	岩坪		22			0	県	
214	071-004	C	真庭市	月田本	浜田				8	0	県	
214	071-005	C	真庭市	月田本	手ノ尾				6	0	県	
214	071-006	A	真庭市	月田本	篠尾		11			0	市	
214	071-007	C	真庭市	月田本	殿河内				5	0	市	
214	071-008	A	真庭市	月田本	土井谷		16			0	市	
214	073-001	B	真庭市	富尾	小倉見	58				1	市	
214	073-002	B	真庭市	富尾	天神坂	73				0	林	
214	074-001	A	真庭市	豊栄	テラウシロ		16			0	林	
214	074-002	A	真庭市	豊栄	ホヲソカ	53				0	市	
214	074-003	B	真庭市	豊栄	大谷西谷川		33			0	市	
214	074-004	B	真庭市	豊栄	ユノムコウ	91				1	市	
214	074-005	A	真庭市	豊栄	クマガ峪		31			1		
214	074-006	B	真庭市	豊栄	スギノタニ		46			0	道	
214	074-007	B	真庭市	豊栄		129				1	市	
214	075-001	B	真庭市	中	山の平		41			0	市	
214	075-002	A	真庭市	中	手谷		13			0	高	
214	076-001	A	真庭市	中河内	友近				9	0	高	
214	076-002	B	真庭市	中河内	山ノ神		14			0	高	
214	076-003	B	真庭市	中河内	釜谷				2	0	市	
214	076-004	B	真庭市	中河内	中尾谷		38			0	市	
214	076-005	C	真庭市	中河内	輪内谷					0	国	
214	076-006	A	真庭市	中河内	見明谷		23			0	国	
214	079-001	A	真庭市	仲間	谷奥				9	0	市	
214	079-002	A	真庭市	仲間	高サル				5	0	市	
214	081-001	C	真庭市	西河内	奥山				4	0	市	
214	081-002	C	真庭市	西河内	半田					0	市	
214	081-003	C	真庭市	西河内	畑丸曾					0	林	
214	086-001	B	真庭市	延風	橋本		10			0		
214	086-002	C	真庭市	延風	井手口				3	0	県	
214	086-003	C	真庭市	延風					1	0	県	
214	089-001	B	真庭市	日名	鐘鑄場芝		16			0	県	
214	089-002	A	真庭市	日名	稗畑	76				0	市	

214	089-003	A	真庭市	日名	蕪ヶ谷	71				1	市	
214	089-004	C	真庭市	日名	ヒジリ谷			7		0	市	
214	090-001	C	真庭市	日野上	大町サコ			7		0	市	
214	090-002	B	真庭市	日野上	柳		14			0	県	
214	091-001	C	真庭市	平松	ドウドウ谷				4	0	林	
214	092-001	A	真庭市	蒜山上徳山	三平山		10			0	林	
214	092-002	A	真庭市	蒜山上徳山	三平山2			5		0	市	
214	092-003	A	真庭市	蒜山上徳山	朝鍋		10			0	市	
214	095-001	B	真庭市	蒜山下和	湯之谷		15			0	市	
214	095-002	B	真庭市	蒜山下和	湯之谷		16			0	市	
214	095-003	B	真庭市	蒜山下和	荒井		21			0	林	
214	095-004	B	真庭市	蒜山下和	津黒仙		23			0	林	
214	096-001	C	真庭市	蒜山下徳山	大平					0	道	
214	096-002	C	真庭市	蒜山下徳山	大平					0	市	
214	096-003	C	真庭市	蒜山下徳山	大平					0	道	
214	096-004	C	真庭市	蒜山下徳山	三平山3			5		0		
214	097-001	C	真庭市	蒜山下長田	湯頭					0	市	
214	097-002	C	真庭市	蒜山下長田	ハラ			7		0		
214	099-001	A	真庭市	蒜山下見	定廣		19			0	市	
214	099-002	B	真庭市	蒜山下見	岡中曾		20			0	国	
214	099-003	A	真庭市	蒜山下見	大下見		26			0	市	
214	099-004	B	真庭市	蒜山下見					4	1	国	
214	099-005	C	真庭市	蒜山下見	門林				1	0		
214	099-006	B	真庭市	蒜山下見	山ギワ			8		1	市	
214	101-001	C	真庭市	蒜山中福田				7		0	道	
214	103-001	B	真庭市	蒜山西茅部	大谷					0	市	
214	103-002	A	真庭市	蒜山西茅部	下郷原		23			0	市	
214	103-003	B	真庭市	蒜山西茅部	ミヅウヱノ		35			0		
214	103-004	B	真庭市	蒜山西茅部	大谷		35			0	国	
214	103-005	B	真庭市	蒜山西茅部	登り畝		17			0	県	
214	104-001	C	真庭市	蒜山初和	ナラシ				2	0	県	
214	105-001	C	真庭市	蒜山東茅部	粟住山					0		
214	105-002	B	真庭市	蒜山東茅部	土伏東平		16			0	国	
214	105-003	A	真庭市	蒜山東茅部	牛旁峪		31			0	県	
214	107-001	B	真庭市	蒜山本茅部	稗谷丸山		35			0	高	
214	107-002	A	真庭市	蒜山本茅部	稗谷丸山		30			0	市	
214	107-003	C	真庭市	蒜山本茅部	南田					0	市	
214	110-001	C	真庭市	蒜山吉田	栃ノ木谷				2	0	市	
214	112-001	B	真庭市	福谷	中ノサコ		26			0	市	
214	112-002	C	真庭市	福谷	福谷			8		0		
214	112-003	B	真庭市	福谷	竹ガサコ		23			0	市	
214	114-001	A	真庭市	別所	楨原		12			1	市	
214	115-001	C	真庭市	法界寺	奈良					0	市	
214	115-002	C	真庭市	法界寺	紙屋峪				3	0	市	
214	115-003	B	真庭市	法界寺	堂の谷				3	0	市	
214	115-004	B	真庭市	法界寺			11			0	県	
214	116-001	B	真庭市	星山	向屋敷		48			0	県	
214	117-001	A	真庭市	本郷	布組		18			0	林	
214	117-002	A	真庭市	本郷	飛渡		14			0	県	
214	117-003	B	真庭市	本郷	白石		43			0		
214	117-004	C	真庭市	本郷	家の後口				3	0	県	
214	117-005	A	真庭市	本郷	西町	53				1	県	
214	117-006	B	真庭市	本郷	寺河内		46			0	県	

214	117-007	A	真庭市	本郷	名草		10			0	林	
214	118-001	A	真庭市	本庄	大月		18			0	国	
214	118-002	B	真庭市	本庄	大月		18			0	市	
214	120-001	C	真庭市	真賀	座頭村					0	市	
214	121-001	A	真庭市	曲り	滝の上		13			0	市	
214	122-001	B	真庭市	正吉	横ヲサ		36			0	県	
214	122-002	B	真庭市	正吉	坂	50				0	市	
214	123-001	B	真庭市	見明戸	古川		42			0	県	
214	123-002	C	真庭市	見明戸	小坂谷			7		0		
214	123-003	A	真庭市	見明戸	馬場ノ上		28			0	市	
214	123-004	B	真庭市	見明戸	馬場ノ上		29			0	市	
214	123-005	B	真庭市	見明戸			24			0	国	
214	123-006	B	真庭市	見明戸			29			0	国	
214	124-001	C	真庭市	見尾	コフシ畑			8		0	国	
214	124-002	A	真庭市	見尾	入道谷			6		0	市	
214	124-003	B	真庭市	見尾	空畑	52				0	国	
214	124-004	B	真庭市	見尾	ショウ畑		36			0	国	
214	124-005	C	真庭市	見尾						0	国	
214	125-001	B	真庭市	美甘	野尾		13			0	林	
214	125-002	B	真庭市	美甘	赤粟		14			0	林	
214	125-003	B	真庭市	美甘	飯ノ山				1	0	道	
214	125-004	B	真庭市	美甘	飯ノ山				4	0	林	
214	125-005	A	真庭市	美甘	河田奥		27			0	市	
214	125-006	A	真庭市	美甘	山路奥		18			0	市	
214	125-007	A	真庭市	美甘	大庵落田ノ口		14			0	林	
214	125-008	B	真庭市	美甘	大庵落田ノ口		14			0	林	
214	125-009	B	真庭市	美甘	大久留美山				1	0		
214	125-010	A	真庭市	美甘	月ヶ叱	69				0	国	
214	125-011	A	真庭市	美甘	河田奥		13			0		
214	125-012	C	真庭市	美甘	高山奥				1	0	市	
214	126-001	C	真庭市	三坂	胡麻ヶ叱			9		0	市	
214	127-001	B	真庭市	三崎	塚ノ巨		17			0		
214	127-002	A	真庭市	三崎			17			0	県	
214	127-003	B	真庭市	三崎			27			0	市	
214	129-001	A	真庭市	宮地	森内		17			0	市	
214	129-002	C	真庭市	宮地	宮地			9		0	県	
214	129-003	C	真庭市	宮地	宮地奥					0	市	
214	129-004	B	真庭市	宮地	宮地		10			0	国	
214	129-005	C	真庭市	宮地	宮地					0	市	
214	129-006	B	真庭市	宮地	湯川	98				0	県	
214	129-007	B	真庭市	宮地	鶴ノ戸		26			0	市	
214	130-001	C	真庭市	向津矢	ヒタキ旦				2	0	県	
214	130-002	B	真庭市	向津矢	向津矢		32			0	県	
214	130-003	C	真庭市	向津矢					2	0	国	
214	130-004	C	真庭市	向津矢						0	国	
214	131-001	B	真庭市	目木	トウシ谷		23			0	市	
214	131-002	B	真庭市	目木	岡ノ谷		27			0	道	
214	131-003	B	真庭市	目木	寺谷引屋敷		37			0	県	
214	131-004	B	真庭市	目木	一ヶ畑		43			0	市	
214	132-001	B	真庭市	社	五市仙	65				0	市	
214	132-002	A	真庭市	社	東山		24			0	国	
214	132-003	C	真庭市	社	宮ノ谷			7		0	県	
214	132-004	B	真庭市	社	平ノ口		28			0	市	

214	132-005	A	真庭市	社	上三川中島		25			0		
214	132-006	A	真庭市	社		69				0	市	
214	133-001	A	真庭市	山久世	上ズリ		22			0	市	
214	133-002	B	真庭市	山久世	正富谷		29			0	市	
214	133-003	A	真庭市	山久世	井ノ内	78				0	市	
214	133-004	A	真庭市	山久世	大山		11			0	市	
214	133-005	A	真庭市	山久世	北谷		15			0	市	
214	133-006	B	真庭市	山久世	上ホキ		11			0	国	
214	133-007	A	真庭市	山久世	ハカシ		11			0	国	
214	133-008	B	真庭市	山久世	マンエ		36			0	国	
214	133-009	A	真庭市	山久世	堂ノ上		33			0	市	
214	133-010	C	真庭市	山久世	津戸					0	市	
214	134-001	B	真庭市	山田	法崎		14			0	市	
214	134-002	B	真庭市	山田	境		26			0	市	
214	134-003	A	真庭市	山田	荒迫		37			0	国	
214	134-004	B	真庭市	山田	境		13			0		
214	135-001	A	真庭市	湯原温泉	堂屋敷		25			0	林	
214	135-002	B	真庭市	湯原温泉			16			0	市	
214	137-001	B	真庭市	吉	大谷東			7		0	市	
214	137-002	B	真庭市	吉	真賀					0	県	
214	137-003	C	真庭市	吉	嬉石				3	0	市	
214	138-001	B	真庭市	余野上			42			0	市	
214	139-001	C	真庭市	余野下	矢古谷			5		0		
214	139-002	B	真庭市	余野下	西浦		17			0		
214	139-003	C	真庭市	余野下	下江森			7		0	市	
214	139-004	B	真庭市	余野下	江ヶ平			5		0		
214	139-005	B	真庭市	余野下	入江谷		19			0	県	
214	139-006	B	真庭市	余野下	トウソ谷		18			0	県	
214	139-007	B	真庭市	余野下	黒地ヶ谷		19			0	県	
214	139-008	B	真庭市	余野下	入江		14			0	県	
214	139-010	C	真庭市	余野下	西浦			7		0	市	
214	140-001	B	真庭市	若代	ウルキ		12			0	県	
214	140-002	A	真庭市	若代	永草		34			0	市	
214	140-003	B	真庭市	若代	二ツ木			9		0	市	
214	140-004	B	真庭市	若代	神谷		18			0	県	
214	140-005	B	真庭市	若代	長谷		12			0		
214	140-006	B	真庭市	若代	二ツ木 2		13			0		
計	391地区											

【資料 2-6】土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設

番号	施設の種類	施設名	住所
1	障害者支援施設	コスモスの園	真庭市五名574-1
2	生活介護	コスモスの園	真庭市五名574-1
3		旭川荘真庭地域センター	真庭市湯原温泉442-1
4		旭川荘真庭地域センターさくら	真庭市湯原温泉442-1
5	福祉型短期入所	コスモスの園	真庭市五名574-1
6		旭川荘真庭地域センター	真庭市湯原温泉442-1
7	医療型短期入所	真庭市国民健康保険湯原温泉病院	真庭市下湯原56
8	就労継続支援 A 型	デイセンターまにわ	真庭市下市瀬653
9	就労継続 支援 B 型	スカイハート灯	真庭市若代2887-1
10		旭川荘真庭地域センター	真庭市湯原温泉442-1
11		ワークプレイスまにわ	真庭市高屋376-1
12	共同生活援助	グループハウスおちあい	真庭市下市瀬653
13		真庭地域生活ホーム	真庭市湯原温泉442-1
14	定相談支援事業	サポートステーション コスモス	真庭市五名574-1
15	養護老人ホーム	百楽苑	真庭市草加部1720番地2
16	特別養護 老人ホーム	神庭荘	真庭市組370番地1
17		十字園	真庭市下河内2275番地
18		神庭荘 II	真庭市組370番地1
19	老人 デイサービス センター	十字園デイサービスセンター	真庭市下河内2275番地
20		十字園むつみデイサービスセンター	真庭市下河内2275番地
21		指定通所介護施設デイホーム桃の里	真庭市組370番地の1
22		指定通所介護施設デイホーム神庭荘	真庭市組360番地
23		リハビリ型デイサービスほほえみ	真庭市落合垂水619番地5
24	グループ ホーム	十字園グループホーム	真庭市下河内2275番地
25		グループホーム神庭荘	真庭市組572
26		グループホーム美和	真庭市樫東43-1
27		十字園第二グループホーム	真庭市下河内2275-2
28	小規模多機能型 居宅介護事業所	小規模多機能型居宅介護事業所 ひつじぐも	真庭市下河内312番地1
29	放課後等デイサービス	ベリー放課後 真庭	勝山1254
30	児童発達支援	旭川荘真庭地域センターさくら	湯原温泉442-1
31	保育所	富原保育園	真庭市若代1890-9
32	幼保連携型 認定こども園	真庭市立落合こども園	真庭市落合垂水938-1
33		真庭市立美川こども園	真庭市栗原780-2
34		真庭市立河内こども園	真庭市中河内2125-1
35	保育所型 認定こども園	勝山こども園	真庭市勝山628-1
36		八束こども園	真庭市蒜山下見1527
37		美甘こども園	真庭市美甘3558
38	介護老人 保健施設	老人保健施設信愛苑	真庭市下河内314-2
39		介護老人保健施設ゆうあい	真庭市勝山1070
40	介護医療院	介護医療院わかば	真庭市下河内314-2
41		介護医療院河本医院	真庭市下河内314-2
42	訪問看護 ステーション	真庭市訪問看護ステーション	真庭市下湯原56
43		訪問看護ステーションゆうあい	真庭市勝山1070
44	保健センター	真庭市勝山保健福祉センター	真庭市勝山68-2
45		真庭市美甘保健文化センター	真庭市美甘4134
46		真庭市落合保健福祉センター	真庭市落合垂水618

【資料 2-7】 土砂災害警戒区域と警戒避難体制

(令和 7 年 3 月 3 1 日現在)

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						令和	元年	5月	21日				
落合町	赤野	214K赤野001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-2650	川東	川東小学校	
		214K赤野002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-2652			
		214K赤野003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-2651			
		214K赤野004	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成	22年	2月	2日	I-2054			
		214K赤野005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1939			
		214D赤野001	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-51122			
		214D赤野002	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-51123-1			
		214D赤野003	土石流	○	×(該当無)	平成	19年	3月	6日	I-51123-2			
		214D赤野004	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-51124			
		214D赤野005	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-51169			
		214D赤野006	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51170			
		214D赤野007	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-51146			
		214D赤野008	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-51171			
		214D赤野009	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	III-51121			
	一色	214D一色001	土石流	○	×(該当無)	平成	21年	3月	17日	I-51186	美川	美川小学校	
		214D一色002	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51189			
		214D一色003	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51183-1			
		214D一色004	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51183-2			
		214D一色005	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51184			
		214D一色006	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51185			
		214D一色007	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51188			
		214D一色008	土石流	○	×(該当無)	平成	22年	2月	2日	I-51190			
		214D一色009	土石流	○	×(該当無)	平成	22年	2月	2日	I-51191			
		214D一色010	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51187			
		214D一色011	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51192			
	大庭	214K大庭001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-2640	川東	久世公民館	
		214K大庭002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-2641			
		214K大庭003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1929			

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						令和	3年	3月	30日				
落合町	大庭	214D大庭001	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51100	川東	久世公民館	
		214D大庭002	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-51101			
		214D大庭003	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-51103			
		214D大庭004	土石流	○	×(対象外)	平成	21年	3月	17日	I-51104			
		214D大庭005	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-51102			
	落合垂水	214K落合垂水001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	I-1571	落合	落合体育館	
		214K落合垂水002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	I-1572			
		214K落合垂水003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	I-1573			
		214K落合垂水004	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	I-2057			
		214K落合垂水005	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	I-2058			
		214K落合垂水006	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	II-1940			
		214K落合垂水007	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	II-1941			
		214K落合垂水008	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	II-1928			
		214K落合垂水009	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	I-2638			
		214K落合垂水010	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	I-2648			
		214D落合垂水001	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51086			
		214D落合垂水002	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51087			
		214D落合垂水003	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51088			
		214D落合垂水004	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51155			
		214D落合垂水005	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	II-51158			
		214D落合垂水006	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51157-1			
		214D落合垂水007	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51157-2			
		214D落合垂水008	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	II-51083			
		214D落合垂水009	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51085			
		214D落合垂水010	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51153			
		214D落合垂水011	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51154			
		214D落合垂水012	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51156			
		214D落合垂水013	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	II-51089			
		214D垂水001	土石流	○	×(該当無)	平成	19年	3月	6日	I-51084			
		開田	214K開田001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日			I-2645

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日			基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考			
落合町	開田	214K開田002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-1931	天津	天津小学校			
		214K開田003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	I-2644					
		214K開田004	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-1930					
		214D開田001	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51115					
		214D開田002	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51116					
		214D開田003	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51117					
	影	214D影001	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-51026-1					
		214D影002	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-51026-2					
		214D影003	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-51027-1					
		214D影004	土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	Ⅱ-51027-2					
	鹿田	214K鹿田001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-2654	木山	木山小学校			
		214K鹿田002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-1968					
		214D鹿田001	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51218-1					
		214D鹿田002	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51218-2					
		214D鹿田003	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-51221					
		214D鹿田004	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-51219					
		214D鹿田005	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	辻谷川右谷①					
		214D鹿田006	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-51195					
		214D鹿田007	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-51196					
		214D鹿田008	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-51197					
		214D鹿田009	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-51220					
	214D鹿田010	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-51222						
	214D鹿田011	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅲ-51217						
	上市瀬	214K上市瀬001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	檜下	落合	白梅総合体育館			
		214D上市瀬001	土石流	○	×(該当無)	平成	21年	3月	17日	I-51046					
		214D上市瀬002	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51118					
		214D上市瀬003	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51120					
		214D上市瀬004	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-51045					
	214D上市瀬005	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51044						
	上河内		214K上河内001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-2642	河内	河内小学校		

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						令和	年	月	日				
落合町	上河内	214K上河内002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-2643	河内	河内小学校	
		214K上河内003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1967			
		214K上河内004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1953			
		214K上河内005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1954			
		214K上河内006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1955			
		214K上河内007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1956			
		214K上河内008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1957			
		214K上河内009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1958			
		214K上河内010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1959			
		214K上河内011	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1960			
		214K上河内012	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1961			
		214K上河内013	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1962			
		214K上河内014	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1963			
		214K上河内015	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1964			
		214K上河内016	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1965			
		214K上河内017	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1966			
		214K上河内018	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	西谷(E)			
		214K上河内019	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	西谷(F)			
		214D上河内001	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-51090			
		214D上河内002	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-51152			
		214D上河内003	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-51091-1			
		214D上河内004	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-51091-2			
		214D上河内005	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-51092			
		214D上河内006	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-51093			
		214D上河内007	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-51094			
		214D上河内008	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-51095			
		214D上河内009	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-51096			
		214D上河内010	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-51097			
		214D上河内011	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-51098			
		214D上河内012	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-51099			

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						令和	年	月	日				
落合町	上河内	214D上河内014	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-51112	河内	河内小学校	
		214D上河内015	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-51113			
		214D上河内016	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-51111			
		214D上河内017	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-51151			
		214J上河内001	地滑り	○	-	令和	3年	3月	30日	上河内			
	木山	214K木山001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1920	木山	落合中学校	
		214D木山001	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-51077-1			
		214D木山002	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-51077-2			
		214D木山003	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-51078			
		214D木山004	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-51073			
		214D木山005	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-51079			
		214D木山006	土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	II-51080			
		214D木山007	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51076-1			
		214D木山008	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51076-2			
	栗原	214K栗原001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	III-212-1	美川	美川小学校	
		214K栗原002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	III-212-2			
		214D栗原001	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51200			
		214D栗原002	土石流	○	×(対象外)	平成	20年	2月	19日	I-51201			
		214D栗原003	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51211			
		214D栗原004	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51193			
		214D栗原005	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51194			
		214D栗原006	土石流	○	×(対象外)	平成	22年	2月	2日	I-51204			
		214D栗原007	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51199			
		214D栗原008	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51202-1			
		214D栗原009	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51202-2			
		214D栗原010	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51202-3			
		214D栗原011	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51203-1			
		214D栗原012	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51203-2			
		214D栗原013	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51205-1			
		214D栗原014	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51205-2			

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						令和	3年	3月	30日				
落合町	栗原	214D栗原015	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51205-3	美川	美川小学校	
		214D栗原016	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51207			
		214D栗原017	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51208			
		214D栗原018	土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	II-51209-1			
		214D栗原019	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51210			
		214D栗原020	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51212			
		214D栗原021	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51213			
		214D栗原022	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51214			
		214D栗原023	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51215			
		214D栗原024	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51216			
		214D栗原025	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51198			
	古見	214K古見001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-2646	川東	川東小学校	
		214K古見002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-2647			
		214K古見003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1932			
		214D古見001	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-51132			
		214D古見002	土石流	○	×(該当無)	平成	22年	2月	2日	I-51131			
		214D古見003	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-51133			
		214D古見004	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-51135			
		214D古見005	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-51136			
		214D古見006	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-51106			
	214D古見007	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-51134				
	佐引	214K佐引001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-1566	美川	くるみの館	
		214K佐引002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1905			
		214K佐引003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1906			
		214K佐引004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1907			
		214K佐引005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1908			
		214K佐引006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1909			
		214K佐引007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1910			
		214K佐引008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1911			
		214K佐引009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	千束			

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						年	月	日	備考				
落合町	佐引	214D佐引001	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51051	美川	くるみの館	
		214D佐引002	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51056-1			
		214D佐引003	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51056-2			
		214D佐引004	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51050			
		214D佐引005	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51052			
		214D佐引006	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51057			
		214D佐引007	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51058			
		214D佐引008	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51049			
	下市瀬	214K下市瀬001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	佐原	落合	白梅総合体育館	
		214D下市瀬001	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51043			
		214D下市瀬003	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	II-51081			
		214D下市瀬004	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	III-51042-1			
		214D下市瀬005	土石流	○	×(該当無)	平成	25年	3月	15日	III-51042-2			
	下方	214K下方001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-1570	木山	落合中学校	
		214K下方002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-2637			
		214K下方003	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成	21年	3月	17日	I-2639			
	下河内	214K下河内001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-2653	河内	河内小学校	
		214K下河内002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-1574			
		214K下河内003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1942			
		214K下河内004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1943			
		214K下河内005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1944			
		214K下河内006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1945			
		214K下河内007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1946			
		214K下河内008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1947			
		214K下河内009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1948			
		214K下河内010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1949			
		214K下河内011	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	日名(F)			
		214D下河内001	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-51144			
		214D下河内002	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-51176			
		214D下河内003	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-51137			

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						年	月	日	日				
落合町	下河内	214D下河内004	土石流	○	×(対象外)	平成	22年	2月	2日	I-51138	河内	河内小学校	
		214D下河内005	土石流	○	×(該当無)	平成	22年	2月	2日	I-51139			
		214D下河内006	土石流	○	×(対象外)	平成	22年	2月	2日	I-51142			
		214D下河内007	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-51173			
		214D下河内008	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-51179			
		214D下河内009	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-51175-1			
		214D下河内010	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-51175-2			
		214D下河内011	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-51140			
		214D下河内012	土石流	○	×(対象外)	平成	27年	3月	13日	II-51141			
		214D下河内013	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-51143			
		214D下河内014	土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	II-51145			
		214D下河内016	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-51174			
		214D下河内017	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	III-51172			
		214J下河内001	地滑り	○	-	令和	3年	3月	30日	下河内			
	下見	214K下見001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	I-2655	落合	落合体育館	
		214K下見002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	II-1970			
		214K下見003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	II-1972			
214K下見004		急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	II-1973				
214K下見005		急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	II-1974				
214K下見006		急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	II-1975				
落合町/ 旭町	下見/ 西川上	214K下見007	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	大成		美咲町重複	
落合町	下見	214D下見001	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	II-51223	落合	落合体育館	
		214D下見002	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	II-51224-1			
		214D下見003	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	II-51224-2			
		214D下見004	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	II-51226			
		214D下見005	土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	II-51227			
	杉山	214K杉山001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	II-1901	天津	天津小学校	
		214K杉山002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	II-1902			
		214K杉山003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	II-1903			

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日			基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考	
						年	月	日					
落合町	杉山	214D杉山001	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51018	天津	天津小学校	
		214D杉山002	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	II-51001			
		214D杉山003	土石流	○	×	平成	27年	3月	13日	II-51002			
		214D杉山004	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	II-51003			
		214D杉山005	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	II-51004			
		214D杉山006	土石流	○	×	平成	27年	3月	13日	II-51005			
		214D杉山007	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	II-51019			
		214D杉山008	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	II-51020			
	関	214K関001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-1568	美川	美川小学校	
		214K関002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-2636			
		214K関003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1913			
		214K関004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1914			
		214K関005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1915			
		214D関001	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51060			
		214D関002	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51064			
		214D関003	土石流	○	×	平成	20年	2月	19日	I-51067-1			
		214D関004	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51067-2			
		214D関005	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51062			
		214D関006	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51063-1			
		214D関007	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51063-2			
		214D関008	土石流	○	×	平成	21年	3月	17日	I-51066			
		214D関009	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51180			
		214D関010	土石流	○	×	平成	25年	3月	15日	初摩谷川左谷			
		214D関011	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51059			
		214D関012	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51065			
		214D関013	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51181			
	214D関014	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51182				
	高屋	214D高屋001	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51028	天津	天津小学校	
		214D高屋002	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51029-1			
		214D高屋003	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51029-2			

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日			基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考	
						平成	年	月					
落合町	高屋	214D高屋004	土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	Ⅱ-51030	天津	天津小学校	
		214D高屋005	土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	Ⅱ-51114			
		214D高屋006	土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	Ⅲ-51031			
	田原	214K田原001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-1933	川東	川東小学校	
		214K田原002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-1934			
		214K田原003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-1935			
		214D田原001	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅰ-51129			
		214D田原002	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅰ-51125			
		214D田原003	土石流	○	×(該当無)	平成	22年	2月	2日	Ⅰ-51128			
		214D田原004	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅰ-51130			
		214D田原005	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-51126			
		214D田原006	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-51127			
	田原山上	214K田原山上001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅰ-2659	落合	旧上田小学校	
		214K田原山上002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-1983			
		214K田原山上003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-1984			
		214K田原山上004	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-1985			
		214K田原山上005	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-1986			
		214K田原山上006	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-1987			
		214K田原山上007	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-1988			
		214K田原山上008	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-1989			
		214K田原山上009	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-1990			
		214K田原山上010	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-1991			
		214K田原山上011	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-1992			
		214K田原山上012	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-1993			
		214D田原山上001	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅰ-51234			
		214D田原山上002	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-51233			
		214D田原山上003	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-51235			
		214D田原山上004	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-51236			
		214D田原山上005	土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	Ⅱ-51237			
		214D田原山上006	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-51238			

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日			基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						年	月	日				
落合町	田原山上	214D田原山上007	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-51239	落合	旧上田小学校
		214J田原山上001	地滑り	○	-	平成	27年	11月	24日	157		
		214J田原山上002	地滑り	○	-	平成	27年	11月	24日	158		
		214J田原山上003	地滑り	○	-	平成	27年	11月	24日	159		
		214J田原山上004	地滑り	○	-	平成	27年	11月	24日	160		
	旦土	214K旦土001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	I-1583	落合	落合体育館
		214K旦土002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	I-2657		
		214K旦土003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	I-2658		
		214K旦土004	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成	26年	3月	11日	Ⅱ-1976		
		214K旦土005	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-1979		
		214K旦土006	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-1980		
		214D旦土001	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51230		
		214D旦土002	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51228		
		214D旦土003	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	Ⅱ-51229		
	中	214D中001	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51016	天津	天津小学校
		214D中002	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51017		
		214D中003	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51016-1		
	中河内	214K中河内001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-1950	河内	河内小学校
		214K中河内002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-1951		
		214K中河内003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-1952		
		214D中河内001	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-51108		
		214D中河内002	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-51109		
		214D中河内003	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-51107		
		214D中河内004	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-51147		
		214D中河内005	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-51148		
		214D中河内006	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-51149		
214D中河内007		土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-51150			
214D中河内008		土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-51178			
214D中河内009		土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	Ⅲ-51177			
214D中河内010		土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-51110			

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日			基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						平成	年	月				
落合町	中河内	214J中河内001	地滑り	○	—	平成	27年	11月	24日	153	河内	河内小学校
		214J中河内002	地滑り	○	—	平成	27年	11月	24日	156		
	西河内	214K西河内001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-1922	落合	白梅総合体育館
		214K西河内002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-1923		
		214K西河内003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-1924-1		
		214K西河内004	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-1924-2		
		214K西河内005	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-1926		
		214K西河内006	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-1927		
		214K西河内008	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-1921		
		214K西河内009	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-1925		
		214K西河内010	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	西河内上(E)		
		214D西河内001	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51035		
		214D西河内002	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51036		
		214D西河内003	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51037		
		214D西河内004	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51041		
		214D西河内006	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51039		
		214D西河内007	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51040		
		214D西河内010	土石流	○	×(該当無)	平成	25年	3月	15日	Ⅱ-51032		
		214D西河内011	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-51033		
		214D西河内012	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-51034		
	214D西河内013	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-51038			
	214D西河内014	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-51074			
	214D西河内015	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-51075			
	214D西河内016	土石流	○	×(該当無)	平成	25年	3月	15日	Ⅱ-51082			
	西原	214K西原001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-1938	川東	川東小学校
	野原	214K野原001	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成	21年	3月	17日	I-1580	落合	落合体育館
		214K野原002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-1969		
		214D野原001	土石流	○	×(該当無)	平成	22年	2月	2日	I-51159		
		214D野原002	土石流	○	×(該当無)	平成	22年	2月	2日	I-51160		
		214J野原001	地滑り	○	—	平成	27年	11月	24日	154		

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日			基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考	
落合町	日名	214K日名001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	II-1904-1	天津	天津小学校	
		214K日名002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	II-1904-2			
		214D日名001	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51009			
		214D日名002	土石流	○	×(該当無)	平成	19年	3月	6日	I-51011-1			
		214D日名003	土石流	○	×(該当無)	平成	19年	3月	6日	I-51011-2			
		214D日名004	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51012			
		214D日名005	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51013			
		214D日名006	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51015			
		214D日名007	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51025			
		214D日名008	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51008-1			
		214D日名009	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51008-2			
		214D日名010	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51010-1			
		214D日名011	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51010-2			
		214D日名012	土石流	○	×(対象外)	平成	21年	3月	17日	I-51014			
		214D日名013	土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	II-51006			
		214D日名014	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	II-51007			
		214D日名015	土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	II-51021			
		214D日名016	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	II-51022-1			
		214D日名017	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	II-51022-2			
		214D日名018	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	II-51022-3			
	214D日名019	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	II-51023				
	214D日名020	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	II-51024				
	日野上	214K日野上001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-2073	木山	日野上分校	
		214K日野上002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1912			
		214K日野上003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1916			
		214K日野上004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1917			
		214K日野上005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1918			
214K日野上006		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1919				
214K日野上007		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	日野上				
214D日野上001		土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-51068				

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						令和	元年	5月	21日				
落合町	日野上	214D日野上002	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-51071	木山	日野上分校	
		214D日野上003	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-51069			
		214D日野上004	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-51070			
		214D日野上005	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-51072			
		214J日野上001	地滑り	○	-	平成	27年	11月	24日	155			
	平松	214K平松001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	平松	川東	川東小学校	
		214D平松001	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-51105			
	別所	214K別所001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-2635	美川	くるみの館	
		214D別所001	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51053-1			
		214D別所002	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51053-2			
		214D別所003	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51053-3			
		214D別所004	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51053-4			
		214D別所005	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51053-5			
		214D別所006	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51053-6			
		214D別所007	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51048			
		214D別所008	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51055			
		214D別所009	土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	II-51047			
		214D別所011	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-51054			
	法界寺	214K法界寺001	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成	22年	2月	2日	I-1577	川東	落合体育館	
		214K法界寺002	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成	22年	2月	2日	I-1578			
		214K法界寺003	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成	22年	2月	2日	I-1579			
		214D法界寺001	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51164			
		214D法界寺002	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-51165			
		214D法界寺003	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51167			
		214D法界寺004	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-51163			
		214D法界寺005	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-51166			
	214D法界寺006	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-51168				
舞高	214K舞高001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	I-1581	落合			
	214K舞高002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	II-1971				
	214D舞高001	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-51225				

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日			基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
落合町	向津矢	214K向津矢001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	I-1575	落合	落合体育館
		214K向津矢002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	I-2649		
		214D向津矢003	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51161		
		214D向津矢004	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51162		
	吉	214K吉001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	II-1977		
		214K吉002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	II-1978		
		214K吉003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	II-1981		
		214K吉004	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	II-1982		
		214D吉001	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-51231		
		214D吉002	土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	II-51232		
勝山町	荒田	214K荒田001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-1541	勝山	月田小学校
		214K荒田002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-2624		
		214K荒田003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-2625		
		214K荒田004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-2626		
		214D荒田001	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-50155		
		214D荒田002	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-50156		
		214D荒田003	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50157		
	岩井畝	214K岩井畝001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1874	富原	富原小学校
		214K岩井畝002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1875		
		214K岩井畝003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1876		
		214K岩井畝004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1877		
		214K岩井畝005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1878		
	岩井谷	214K岩井谷001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-1554		
		214K岩井谷002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1845		
214K岩井谷003		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1848			
214K岩井谷004		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1849			
214K岩井谷005		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1850			
214K岩井谷006		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1851			
214K岩井谷007		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1852			
214D岩井谷001	土石流	○	×(該当無)	平成	20年	2月	19日	I-50098				

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考		
						令和	元年	5月	21日						
勝山町	岩井谷	214D岩井谷002	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-50104	富原	富原小学校			
		214D岩井谷003	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-50105					
	後谷	214K後谷001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-1552					
		214K後谷002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-1553					
		214K後谷003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-2623					
		214K後谷004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-2630					
		214K後谷005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1862					
		214K後谷006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1863					
		214K後谷007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1864					
		214K後谷008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1865					
		214K後谷009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1866					
		214K後谷010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	後谷中-01					
		214D後谷001	土石流	○	×(該当無)	平成	21年	3月	17日	I-50149					
		214D後谷002	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-50150					
		214D後谷003	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-50151					
		214D後谷004	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-50152					
	214D後谷005	土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	I-50153						
	214D後谷006	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-50163						
	後谷畝	214K後谷畝001	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成	21年	3月	17日	I-1545					
		214K後谷畝002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-1542					
		214D後谷畝001	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-50154					
	江川	214K江川001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-1535			勝山	勝山文化センター	
		214K江川002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-2627					
		214K江川003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1896					
		214K江川004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1897					
		214K江川005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1898					
		214D江川001	土石流	○	×(対象外)	平成	22年	2月	2日	I-50143					
		214D江川002	土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	II-50140					
214D江川003		土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-50141						
214D江川004	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-50142							

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考		
						令和	年	月	日						
勝山町	江川	214D江川005	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-50144	勝山	勝山文化センター			
		214D江川006	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-50145					
		214D江川007	土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	Ⅱ-50139					
	岡	214D岡001	土石流	○	×(対象外)	平成	22年	2月	2日	I-50050					
	勝山	214K勝山001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-1531					
		214K勝山002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-2613					
		214K勝山003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-2614					
		214K勝山004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-2615					
		214K勝山005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-1525					
		214K勝山006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-1529-1					
		214K勝山007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-1529-2					
		214K勝山008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-1532					
		214K勝山009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-1900					
		214D勝山001	土石流	○	×(該当無)	平成	22年	2月	2日	I-50077					
		214D勝山002	土石流	○	×(該当無)	平成	22年	2月	2日	I-50078					
		214D勝山003	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50080					
		214D勝山004	土石流	○	×(該当無)	平成	22年	2月	2日	I-50081					
		214D勝山005	土石流	○	×(該当無)	平成	22年	2月	2日	I-50082					
		214D勝山006	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50135					
		214D勝山007	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50136					
		214D勝山008	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-50079					
		214D勝山009	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	Ⅱ-50137					
	上	214K上001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-1853			富原	富原小学校	
		214K上002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-1854					
		214K上003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-1855					
		214K上004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-1856					
		214K上005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-1857					
		214D上001	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-50108					
214D上002		土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-50109						
214D上003		土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-50110						

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						令和	元年	5月	21日				
勝山町	上	214D上004	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-50111	富原	富原小学校	
		214D上005	土石流	○	×(対象外)	平成	20年	2月	19日	I-50112			
		214D上006	土石流	○	×(該当無)	平成	20年	2月	19日	I-50113			
		214D上007	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-50116-1			
		214D上008	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-50116-2			
		214D上009	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-50117			
		214D上010	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50106			
		214D上011	土石流	○	×(該当無)	平成	21年	3月	17日	I-50107			
		214D上012	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-50114			
		214D上013	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-50115			
		214D上014	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-50118			
	神庭	214K神庭001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-1520	勝山	勝山文化センター	
		214K神庭002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-2609			
		214K神庭003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1820			
		214K神庭004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	III-195			
		214K神庭005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	III-196			
		214K神庭006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	III-197			
		214D神庭001	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-50028			
		214D神庭002	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-50026-1			
		214D神庭003	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-50027			
	組	214K組001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-1521			
		214K組002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1824			
		214D組001	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-50073			
		214D組002	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50074			
		214D組003	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-50072			
	神代	214K神代001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-2608	月田小学校		
		214K神代002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-2621			
		214K神代003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1821			
		214D神代001	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-50058			
		214D神代002	土石流	○	×(該当無)	平成	21年	3月	17日	I-50056			

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						令和	2年	3月	27日				
勝山町	神代	214D神代003	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-50122	勝山	月田小学校	
		214D神代004	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-50057			
	古呂々尾中	214K古呂々尾中001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-1523	富原	富原小学校	
		214K古呂々尾中002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-1524			
		214K古呂々尾中004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1810			
		214K古呂々尾中005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1813			
		214K古呂々尾中006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1814			
		214K古呂々尾中007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1815			
		214K古呂々尾中008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1833			
		214K古呂々尾中009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	III-200			
		214D古呂々尾中001	土石流	○	×(該当無)	平成	19年	3月	6日	I-50013			
		214D古呂々尾中002	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-50086			
		214D古呂々尾中003	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-50008			
		214D古呂々尾中004	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-50014			
	柴原	214K柴原001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-1519	勝山	勝山文化センター	
		214K柴原002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-2611			
		214D柴原001	土石流	○	×(対象外)	平成	22年	2月	2日	I-50051			
		214D柴原002	土石流	○	×(該当無)	平成	22年	2月	2日	I-50052			
		214D柴原003	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50053			
		214D柴原004	土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	II-50055			
	下岩	214K下岩001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-1538	富原	富原小学校	
		214K下岩002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1834			
		214K下岩003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-2617			
		214D下岩001	土石流	○	×(対象外)	平成	21年	3月	17日	I-50087-1			
		214D下岩002	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-50087-2			
		214D下岩003	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-50088			
		214D下岩004	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-50089			
	菅谷	214K菅谷001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-2607	勝山	勝山文化センター	
		214K菅谷002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1818			
		214D菅谷001	土石流	○	×(該当無)	平成	21年	3月	17日	I-50025			

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日			基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
勝山町	菅谷	214D菅谷002	土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	II-50021	勝山	勝山文化センター
		214J菅谷001	地滑り	○	-	令和	3年	3月	30日	菅谷		
	清谷	214K清谷001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-2606	富原	富原小学校
		214K清谷002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-2616		
		214K清谷003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1805		
		214K清谷004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1806		
		214K清谷005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1807		
		214K清谷006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1808		
		214K清谷007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1809		
		214K清谷008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1829		
		214K清谷009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1830		
		214K清谷010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1831		
		214K清谷011	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-1832		
		214D清谷001	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-50002		
		214D清谷002	土石流	○	×(対象外)	平成	19年	3月	6日	I-50003		
		214D清谷003	土石流	○	×(該当無)	平成	19年	3月	6日	I-50004		
		214D清谷004	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-50085-1		
		214D清谷005	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-50085-2		
		214D清谷006	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-50009		
		214D清谷007	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-50010		
		214D清谷008	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-50011		
		214D清谷009	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-50012		
	214D清谷010	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-50083			
	214D清谷011	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-50084			
	高田山上	214K高田山上001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-1533		
	竹原	214D竹原001	土石流	○	×(該当無)	平成	25年	3月	15日	II-50026-2	勝山	勝山文化センター
		214D竹原002	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-50026-3		
		214D竹原003	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-50026-4		
	月田	214K月田001	急傾斜地の崩壊	○	×(該当無)	平成	21年	3月	17日	I-1557	月田	月田小学校
		214K月田002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-1560		

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						令和	3年	3月	30日				
勝山町	月田	214K月田003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-1564	月田	月田小学校	
		214K月田004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-2628			
		214K月田005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-2629			
		214K月田006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-2633			
		214K月田007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-2634			
		214K月田008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-1543			
		214K月田009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-1544			
		214K月田010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1885			
		214K月田011	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1886			
		214K月田012	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1888			
		214K月田013	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1889			
		214K月田014	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1890			
		214K月田015	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1891			
		214K月田016	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1892			
		214K月田017	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1893			
		214K月田018	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1894			
		214K月田019	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1895			
		214D月田001	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50159			
		214D月田002	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50171			
		214D月田003	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50172			
		214D月田004	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50175			
		214D月田005	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50176			
		214D月田006	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50177			
		214D月田007	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50178			
		214D月田008	土石流	○	×(対象外)	平成	21年	3月	17日	I-50179-1			
		214D月田009	土石流	○	×(対象外)	平成	21年	3月	17日	I-50179-2			
		214D月田010	土石流	○	×(該当無)	平成	21年	3月	17日	I-50180-1			
		214D月田011	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50180-2			
		214D月田012	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50181-1			
		214D月田013	土石流	○	×(該当無)	平成	21年	3月	17日	I-50181-2			

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						令和	3年	3月	30日				
勝山町	月田	214D月田014	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50182	月田	月田小学校	
		214D月田015	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50185			
		214D月田016	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50146			
		214D月田017	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-50147			
		214D月田018	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-50148			
		214D月田019	土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	II-50158			
		214D月田020	土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	II-50160			
		214D月田022	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-50183			
		214D月田023	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-50184			
		214D月田024	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-50173-1			
		214D月田025	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-50173-2			
		214J月田001	地滑り	○	-	平成	27年	11月	24日	149			
		214J月田002	地滑り	○	-	平成	27年	11月	24日	150			
	214J月田003	地滑り	○	-	令和	3年	3月	30日	桑原				
	月田本	214K月田本001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-1551			
		214K月田本002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-1555			
		214K月田本003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-1556			
		214K月田本004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-2620			
		214K月田本005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-2631			
		214K月田本006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-2632			
		214K月田本007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1843			
		214K月田本008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1879			
		214K月田本009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1881			
		214K月田本010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1882			
		214K月田本011	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1883			
		214K月田本012	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1884			
		214K月田本013	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1858			
		214K月田本014	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1868			
214K月田本015		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1869				
214K月田本016	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1870					

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						年	月	日					
勝山町	月田本	214K月田本017	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1871	月田	月田小学校	
		214K月田本018	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1872			
		214K月田本019	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1873			
		214K月田本020	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	土居谷-01			
		214D月田本001	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50094			
		214D月田本002	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50095			
		214D月田本003	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50119-1			
		214D月田本004	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50119-2			
		214D月田本005	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50120			
		214D月田本006	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50162			
		214D月田本007	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50168			
		214D月田本008	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50169			
		214D月田本009	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50174			
		214D月田本010	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50161			
		214D月田本011	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50165			
		214D月田本012	土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	II-50164			
		214D月田本013	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-50166			
		214D月田本014	土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	II-50167			
		214D月田本015	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-50170			
	214J月田本001	地滑り	○	-	令和	3年	3月	30日	月田本				
	福谷	214D福谷001	土石流	○	×(該当無)	平成	22年	2月	2日	I-50126	勝山	勝山文化センター	
		214D福谷002	土石流	○	×(対象外)	平成	27年	3月	13日	II-50075			
		214D福谷003	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-50123			
		214D福谷004	土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	II-50124			
		214D福谷005	土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	II-50125			
214D福谷006		土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	II-50129				
214D福谷007		土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-50130				
214D福谷008		土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-50131				
214D福谷009		土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	III-50076				
214D福谷010		土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	III-50127				

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						年	月	日	日				
勝山町	福谷	214D福谷011	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅲ-50128	勝山	勝山文化センター	
		214D福谷012	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅲ-50134			
	星山	214K星山001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-1819			
		214D星山001	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-50016			
		214D星山002	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-50017			
		214D星山003	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-50018			
		214D星山004	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-50019			
		214D星山005	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-50015			
		214D星山006	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-50020			
		214J星山001	地滑り	○	-	平成	27年	11月	24日	148			
		本郷	214K本郷001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日			I-1526
	214K本郷002		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-1527			
	214K本郷003		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-1528			
	214K本郷004		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-1530			
	214K本郷005		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-2612			
	214K本郷006		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-2622			
	214K本郷007		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-1822			
	214K本郷008		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-1823			
	214K本郷009		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅲ-199			
	214D本郷001		土石流	○	×(対象外)	平成	21年	3月	17日	I-50060			
	214D本郷002		土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-50061			
	214D本郷003		土石流	○	×(該当無)	平成	21年	3月	17日	I-50066			
	214D本郷004		土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-50068			
	214D本郷005		土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-50069			
	214D本郷006		土石流	○	×(該当無)	平成	21年	3月	17日	I-50059			
	214D本郷007		土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	Ⅱ-50063			
	214D本郷008		土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-50064			
	214D本郷009		土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-50065			
	214D本郷010		土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-50067			
	214D本郷011		土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-50070			

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						令和	2年	3月	27日				
勝山町	本郷	214D本郷012	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅲ-50062	勝山	勝山文化センター	
		214D本郷013	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅲ-50071			
	真賀	214D真賀001	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-50029			
	曲り	214K曲り001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-1517	富原	富原小学校	
		214K曲り002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-1811			
		214K曲り003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-1812			
		214K曲り004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅲ-0194			
		214D曲り001	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-50001			
		214D曲り002	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-50005			
		214D曲り003	土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	Ⅱ-50006			
		214D曲り004	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-50007-1			
		214D曲り005	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-50007-2			
		214J曲り001	地滑り	○	-	平成	27年	11月	24日	151			
		214J曲り002	地滑り	○	-	令和	3年	3月	30日	滝ノ上			
		正吉	214K正吉001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日			I-1518
	214D正吉001		土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-50048			
	214D正吉002		土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-50049			
	見尾	214K見尾001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-1816			
		214K見尾002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-1817			
		214D見尾001	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-50022-1			
		214D見尾002	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-50022-2			
		214D見尾003	土石流	○	×(該当無)	平成	21年	3月	17日	I-50030			
		214D見尾004	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-50031			
		214D見尾005	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-50023			
	214D見尾006	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	Ⅱ-50024				
	山久世	214K山久世001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-1515-1			
		214K山久世002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-1515-2			
		214K山久世003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-1514			
		214K山久世004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-1516			
		214K山久世005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-2610			

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						令和	年	月	日				
勝山町	山久世	214K山久世006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-1826	勝山	勝山文化センター	
		214K山久世007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-1827			
		214K山久世008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-1828			
		214D山久世001	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	Ⅰ-50032			
		214D山久世002	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅰ-50033			
		214D山久世003	土石流	○	×(該当無)	平成	21年	3月	17日	Ⅰ-50035			
		214D山久世004	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅰ-50040			
		214D山久世005	土石流	○	×(該当無)	平成	25年	3月	15日	Ⅱ-50036			
		214D山久世006	土石流	○	×(該当無)	平成	25年	3月	15日	Ⅱ-50037			
		214D山久世007	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	Ⅰ-50047			
		214D山久世008	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-50039			
		214D山久世009	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-50041			
		214D山久世010	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-50042			
		214D山久世011	土石流	○	×(該当無)	平成	25年	3月	15日	Ⅱ-50043			
		214D山久世012	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-50044			
		214D山久世013	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-50034			
	214D山久世014	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-50038				
	214D山久世015	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	Ⅰ-50045				
	214D山久世016	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	Ⅰ-50046				
	横部	214K横部001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-1825			
		214K横部002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅲ-0198			
	若代	214K若代001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅰ-1539	富原	富原小学校	
		214K若代002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅰ-1546			
		214K若代003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅰ-1547			
		214K若代004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅰ-1548			
		214K若代005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅰ-1550			
		214K若代006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅰ-2618			
214K若代007		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅰ-2619				
214K若代008		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-1836				
214K若代009		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-1837				

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						令和	元年	5月	21日				
勝山町	若代	214K若代010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-1838	富原	富原小学校	
		214K若代011	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-1839			
		214K若代012	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-1840			
		214K若代013	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-1841			
		214K若代014	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-1842			
		214K若代015	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-1844			
		214K若代016	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-1846			
		214K若代017	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-1847			
		214K若代018	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅲ-201			
		214D若代001	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅰ-50091			
		214D若代002	土石流	○	×(該当無)	平成	20年	2月	19日	Ⅰ-50093			
		214D若代003	土石流	○	×(該当無)	平成	20年	2月	19日	Ⅰ-50096-1			
		214D若代004	土石流	○	×(該当無)	平成	20年	2月	19日	Ⅰ-50096-2			
		214D若代005	土石流	○	×(該当無)	平成	20年	2月	19日	Ⅰ-50097			
		214D若代006	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅰ-50101			
		214D若代007	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅰ-50102-1			
		214D若代008	土石流	○	×(該当無)	平成	20年	2月	19日	Ⅰ-50102-2			
		214D若代009	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-50090			
	214D若代010	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-50092				
	214D若代011	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-50099				
	214D若代012	土石流	○	×(該当無)	平成	27年	3月	13日	Ⅱ-50100				
	214D若代013	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-50103				
	214J若代001	地滑り	○	-	平成	27年	11月	24日	152				
	若代畝	214K若代畝001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅰ-1534			
		214K若代畝002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅰ-1537			
214K若代畝003		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-1859				
214K若代畝004		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-1860				
214K若代畝005		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	Ⅱ-1861				
214D若代畝001		土石流	○	×(該当無)	平成	21年	3月	17日	Ⅰ-50121				
川上村	蒜山上徳山	214K蒜山上徳山001	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成	23年	3月	4日	Ⅰ-1637	川上	川上小学校	

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						令和	元年	5月	21日				
川上村	蒜山上徳山	214K蒜山上徳山002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-2076	川上	川上小学校	
		214D蒜山上徳山001	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-56001			
	蒜山上福田	214K蒜山上福田001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-1638			
		214K蒜山上福田002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-1639			
	蒜山西茅部	214K蒜山西茅部001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-2077			
		214K蒜山西茅部002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	大蛇-01			
		214D蒜山西茅部001	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-56004			
		214D蒜山西茅部002	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-56005			
		214D蒜山西茅部003	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-56006-1			
		214D蒜山西茅部004	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-56006-2			
		214D蒜山西茅部005	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-56006-3			
		214D蒜山西茅部006	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-56006-4			
		214D蒜山西茅部007	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-56006-5			
		214D蒜山西茅部008	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-56007			
	蒜山東茅部	214K蒜山東茅部001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-1641			
		214D蒜山東茅部001	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-56008-1			
		214D蒜山東茅部002	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-56008-2			
		214D蒜山東茅部003	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-56010			
		214D蒜山東茅部004	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-56011			
		214D蒜山東茅部005	土石流	○	×(該当無)	平成	24年	2月	3日	II-56012			
	蒜山本茅部	214D蒜山本茅部001	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-56002-1			
		214D蒜山本茅部002	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-56002-2			
		214D蒜山本茅部003	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-56002-3			
214D蒜山本茅部004		土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-56003-1				
214D蒜山本茅部005		土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-56003-2				
久世町	檜西	214K檜西001	急傾斜地の崩壊	○	×(該当無)	平成	22年	2月	2日	I-1605	檜邑	檜邑小学校	
		214K檜西002	急傾斜地の崩壊	○	×(該当無)	平成	22年	2月	2日	I-1606			
		214K檜西003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	I-1607			
		214K檜西004	急傾斜地の崩壊	○	×(該当無)	平成	22年	2月	2日	I-1610			
		214K檜西005	急傾斜地の崩壊	○	×(該当無)	平成	22年	2月	2日	I-1611			

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日			基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考	
						年	月	日					
久世町	檜西	214K檜西006	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	I-1616	檜邑	檜邑小学校	
		214K檜西007	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	I-2662			
		214K檜西008	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	I-2669			
		214K檜西009	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	I-2671			
		214K檜西010	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	II-2018			
		214K檜西011	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	II-2019			
		214K檜西012	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	II-2020			
		214K檜西013	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	II-2021			
		214K檜西014	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	II-2022			
		214D檜西001	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-53017			
		214D檜西002	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-53004-1			
		214D檜西003	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-53004-2			
		214D檜西004	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-53006			
		214D檜西005	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-53008			
		214D檜西006	土石流	○	×(対象外)	平成	22年	2月	2日	I-53018			
		214D檜西007	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-53019			
		214D檜西008	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-53020			
		214D檜西009	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-53023			
		214D檜西010	土石流	○	×(該当無)	平成	22年	2月	2日	I-53024			
		214D檜西011	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-53035			
		214D檜西012	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	I-53037			
		214D檜西013	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-53038			
		214D檜西014	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	II-53005			
		214D檜西015	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	II-53007			
214D檜西016	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	II-53009					
214D檜西017	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	II-53011					
214D檜西018	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	II-53012					
214D檜西019	土石流	○	×(対象外)	平成	25年	3月	15日	II-53013					
214D檜西020	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	II-53014					
214D檜西021	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	II-53021					

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日			基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						年	月	日				
久世町	檜西	214D檜西022	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-53022	檜邑	檜邑小学校
		214D檜西023	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-53034		
	檜東	214K檜東001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-2023		
		214K檜東002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-2024		
		214K檜東003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-2025		
		214D檜東001	土石流	○	×(該当無)	平成	22年	2月	2日	Ⅰ-53049		
		214D檜東002	土石流	○	×(対象外)	平成	25年	3月	15日	Ⅱ-53041		
		214D檜東003	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-53042		
		214D檜東004	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-53043		
		214D檜東005	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-53046		
		214D檜東006	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-53050-1		
		214D檜東007	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-53050-2		
		214D檜東008	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-53051		
		草加部	214K草加部001	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成	23年	3月	4日		
	214D草加部001		土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	Ⅰ-53070-1		
	214D草加部002		土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	Ⅰ-53070-2		
	214D草加部003		土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅰ-53072		
	214D草加部004		土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅰ-53065-1		
	214D草加部005		土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅰ-53065-2		
	214D草加部006		土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅰ-53067		
	214D草加部007		土石流	○	×(該当無)	平成	23年	3月	4日	Ⅰ-53069		
	214D草加部008		土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	Ⅰ-53071		
	214D草加部009		土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-53064		
	214D草加部010		土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-53066-1		
	214D草加部011		土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅱ-53066-2		
	214D草加部012		土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅲ-53059		
	214D草加部013		土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅲ-53060		
	214D草加部014		土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	Ⅲ-53061		
	214D草加部015		土石流	○	×(対象外)	平成	26年	3月	11日	Ⅲ-53062		
	214D草加部016	土石流	○	×(該当無)	平成	26年	3月	11日	Ⅲ-53063			

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日			基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考	
						年	月	日					
久世町	草加部	214D草加部017	土石流	○	○	平成	30年	3月	30日	草加谷④	草加部		
	久世	214K久世001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-2672	遷喬	久世公民館	
		214K久世002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-2673			
		214K久世003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-2674			
		214K久世004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-2675			
		214K久世005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-2033			
		214K久世006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	久世(A)			
		214D久世001	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-53054			
		214D久世002	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-53058			
		214D久世003	土石流	○	×(対象外)	平成	25年	3月	15日	II-53055			
		214D久世004	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-53056			
		214D久世005	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-53057			
		214D久世006	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	久世①			
		214D久世007	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-53001-1			
		214D久世008	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-53001-2			
	214D久世009	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-53002				
	214D久世010	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	III-53003				
	惣	214K惣001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	III-0214			
		214D惣001	土石流	○	×(対象外)	平成	19年	3月	6日	I-53074			
		214D惣002	土石流	○	×(対象外)	平成	21年	3月	17日	I-53073-1			
		214D惣003	土石流	○	×(対象外)	平成	21年	3月	17日	I-53073-2			
		214D惣004	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-53073-3			
		214D惣005	土石流	○	×(対象外)	平成	21年	3月	17日	I-53073-4			
	214D惣006	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-53068				
	台金屋	214K台金屋001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-1617	米来		
		214D台金屋001	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-53081			
		214D台金屋002	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-53082			
	多田	214D多田001	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-53088	遷喬		
		214D多田002	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-53089-1			
		214D多田003	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-53089-2			

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						令和	年	月	日				
久世町	多田	214D多田004	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-53087	遷喬	久世公民館	
	富尾	214D富尾001	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅰ-53075			
		214D富尾002	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅰ-53076			
		214D富尾003	土石流	○	×(対象外)	平成	21年	3月	17日	Ⅰ-53077-1			
		214D富尾004	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅰ-53077-2			
	中原	214D中原001	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	Ⅲ-53094	米来		
		214D中原002	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	Ⅲ-53095			
		214D中原003	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	Ⅲ-53097			
	三阪	214K三阪001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅰ-1615	遷喬		
		214K三阪002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅰ-2667			
		214K三阪003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅰ-2668			
		214K三阪004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-2026			
		214K三阪005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-2027			
		214K三阪006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-2034			
		214D三阪001	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅰ-53039			
		214D三阪002	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅰ-53045			
		214D三阪003	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-53052			
		214D三阪004	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-53044			
		214D三阪005	土石流	○	×(該当無)	平成	26年	3月	11日	Ⅱ-53048			
		214D三阪006	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-53053			
		214D三阪007	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅱ-53078			
		214D三阪008	土石流	○	×(該当無)	平成	26年	3月	11日	Ⅱ-53079			
		214D三阪009	土石流	○	×(対象外)	平成	26年	3月	11日	Ⅲ-53040			
		214D三阪010	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	Ⅲ-53047			
		三崎	214K三崎001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日			Ⅰ-2676
	214K三崎002		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	Ⅲ-215			
	214D三崎001		土石流	○	×(対象外)	平成	24年	2月	3日	Ⅰ-53098			
	214D三崎002		土石流	○	×(対象外)	平成	24年	2月	3日	Ⅰ-53101			
	214D三崎003		土石流	○	×(対象外)	平成	24年	2月	3日	Ⅰ-53103			
	214D三崎004		土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	Ⅱ-53100			

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考		
						令和	年	月	日						
久世町	三崎	214D三崎005	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	Ⅲ-53096	米来	久世公民館			
		214D三崎006	土石流	○	×	(該当無)	平成	26年	3月	11日			Ⅲ-53099		
	目木	214K目木001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	Ⅱ-2035					
		214K目木002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	Ⅱ-2036					
		214K目木003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	Ⅱ-2037					
		214K目木004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	Ⅱ-2038					
		214K目木005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	Ⅱ-2039					
		214K目木006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	大内原(C)					
		214D目木001	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-53083-1					
		214D目木002	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-53083-2					
		214D目木003	土石流	○	×	(対象外)	平成	24年	2月	3日			I-53084		
		214D目木004	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-53086					
	214D目木005	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-53090						
	214D目木006	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-53091						
	214D目木007	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	Ⅱ-53080						
	214D目木008	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	Ⅱ-53085-1						
	214D目木009	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	Ⅲ-53093						
	214D目木010	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	Ⅱ-53085-2						
	余野上	214K余野上001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-1608			余野	余野小学校	
		214K余野上002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-2663					
		214K余野上003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	Ⅱ-2032					
		214D余野上001	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-53010					
	余野下	214K余野下001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-1613					
214K余野下002		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-1614						
214K余野下003		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-1609						
214K余野下004		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-1612						
214K余野下005		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-2664						
214K余野下006		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-2665						
214K余野下007		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-2666						
214K余野下008		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	Ⅱ-2031						

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						年	月	日	日				
久世町	余野下	214K余野下009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-2028	余野	余野小学校	
		214K余野下010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-2029			
		214K余野下011	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-2030			
		214D余野下001	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-53030			
		214D余野下002	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-53026			
		214D余野下003	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-53027			
		214D余野下004	土石流	○	×(対象外)	平成	22年	2月	2日	I-53028			
		214D余野下005	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-53029			
		214D余野下006	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-53036-1			
		214D余野下007	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-53036-2			
		214D余野下008	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-53036-3			
		214D余野下009	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-53036-4			
		214D余野下010	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-53036-5			
		214D余野下011	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-53036-6			
		214D余野下012	土石流	○	×(該当無)	平成	25年	3月	15日	II-53015			
		214D余野下013	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-53016			
		214D余野下014	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-53025			
214D余野下015	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-53031					
214D余野下016	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-53032					
214D余野下017	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-53033					
中和村	蒜山下和	214K蒜山下和001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-2687	中和	中和保健センター	
		214K蒜山下和002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-2082			
		214K蒜山下和003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-2083			
		214K蒜山下和004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-2086			
		214K蒜山下和005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-2087			
		214K蒜山下和006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-2088			
		214K蒜山下和007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-2089			
		214K蒜山下和008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-2090			
		214D蒜山下和001	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-58001			
		214D蒜山下和002	土石流	○	×(対象外)	平成	23年	3月	4日	I-58002-1			

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						平成	23年	3月	4日				
中和村	蒜山下和	214D蒜山下和003	土石流	○	×(対象外)	平成	23年	3月	4日	I-58002-2	中和	中和保健センター	
	蒜山初和	214D蒜山初和001	土石流	○	×(該当無)	平成	23年	3月	4日	I-58003			
	蒜山真加子	214K蒜山真加子001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-2091			
		214D蒜山真加子001	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-58004			
	蒜山吉田	214K蒜山吉田001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-2686			
北房町	阿口	214K阿口001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-1336	北房	北房小学校	
		214K阿口002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1279			
		214K阿口003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1280			
		214D阿口001	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40001			
		214J阿口001	地滑り	○	-	令和	3年	3月	30日	阿口			
	上皆部	214K上皆部001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-2510			
		214K上皆部002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1281			
		214D上皆部001	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40002			
		214D上皆部002	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40014			
		214D上皆部003	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40016			
		214D上皆部004	土石流	○	×(該当無)	平成	24年	2月	3日	II-40003			
		214D上皆部005	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40004			
		214D上皆部006	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40005			
北房町/ 新見市	上皆部/ 豊永赤馬	214D上皆部007	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40006		新見市重複	
北房町	上皆部	214D上皆部008	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40007			
		214D上皆部009	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40008			
		214D上皆部010	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40009			
		214D上皆部011	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40015			
		214D上皆部012	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40017			
北房町/ 新見市	上皆部/ 豊永赤馬	214J上皆部001	地滑り	○	-	平成	27年	11月	24日	65		新見市重複	
北房町	上中津井	214K上中津井001	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成	23年	3月	4日	I-1340			
		214K上中津井002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-1341			
		214K上中津井003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1284			

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						年	月	日	日				
北房町	上中津井	214K上中津井004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1285	北房	北房小学校	
		214D上中津井001	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40065			
		214D上中津井002	土石流	○	×(対象外)	平成	24年	2月	3日	I-40068			
		214D上中津井003	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40073			
		214D上中津井004	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40074			
		214D上中津井005	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40079			
		214D上中津井006	土石流	○	×(該当無)	平成	24年	2月	3日	II-40066			
		214D上中津井007	土石流	○	×(該当無)	平成	24年	2月	3日	II-40067			
		214D上中津井008	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40069			
		214D上中津井009	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40070			
		214D上中津井010	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40071			
		214D上中津井011	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40072			
		214D上中津井012	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40075			
		214D上中津井013	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40076			
		214D上中津井014	土石流	○	×(対象外)	平成	24年	2月	3日	II-40077			
		214D上中津井015	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40078			
		214D上中津井016	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40080-1			
		214D上中津井017	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40080-2			
	214D上中津井018	土石流	○	×(該当無)	平成	24年	2月	3日	II-40081				
	下中津井	214D上町001	土石流	○	×(対象外)	平成	19年	3月	6日	I-40063			
	上水田	214K上水田001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-2511			
		214D上水田001	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40040			
		214D上水田002	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40041			
		214D上水田003	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40042			
		214D上水田004	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40046-1			
		214D上水田005	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40047			
		214D上水田006	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40048			
214D上水田007		土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40049				
214D上水田008		土石流	○	×(対象外)	平成	24年	2月	3日	I-40058				
214D上水田009	土石流	○	×(対象外)	平成	24年	2月	3日	I-40061					

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考	
						年	月	日	日					
北房町	上水田	214D上水田010	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40036	北房	北房小学校		
		214D上水田011	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40037-1				
		214D上水田012	土石流	○	×(該当無)	平成	24年	2月	3日	II-40037-2				
		214D上水田013	土石流	○	×(該当無)	平成	24年	2月	3日	II-40038				
		214D上水田014	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40039				
		214D上水田015	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40056				
		214D上水田016	土石流	○	×(該当無)	平成	24年	2月	3日	II-40057				
		214D上水田017	土石流	○	×(対象外)	平成	24年	2月	3日	II-40060				
		214D上水田018	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40062				
		214J上水田001	地滑り	○	-	平成	27年	11月	24日	63				
	五名	214D五名001	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40035				
		214D五名002	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40018				
		214J五名001	地滑り	○	-	平成	27年	11月	24日	62				
	下皆部	214K下皆部001	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成	23年	3月	4日	I-1337				
		214K下皆部002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-1338				
		214K下皆部003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1282				
		214D下皆部001	土石流	○	×(該当無)	平成	23年	3月	4日	I-40011				
		214D下皆部002	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40031				
		214D下皆部003	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40033				
		214D下皆部004	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40034				
		214D下皆部005	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40010				
		214D下皆部006	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40032				
		214D下皆部007	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40043				
		214D下皆部008	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40044				
	214D下皆部009	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40045					
	下中津井	214K下中津井001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-1339				
		214K下中津井002	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成	23年	3月	4日	I-2512				
		214D下中津井001	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40012				
		214D下中津井003	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40013				
			214J下中津井001	地滑り	○	-	平成	27年	11月	24日			64	

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						年	月	日	日				
北房町	宮地	214K宮地001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-1283	北房	北房小学校	
		214D宮地001	土石流	○	×(該当無)	平成	23年	3月	4日	I-40025			
		214D宮地002	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40026			
		214D宮地003	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40027			
		214D宮地004	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40028			
		214D宮地005	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40030			
		214D宮地006	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40052			
		214D宮地007	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40053			
		214D宮地008	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40054			
		214D宮地009	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40029			
		214D宮地010	土石流	○	×(対象外)	平成	24年	2月	3日	II-40055			
	214J宮地001	地滑り	○	-	平成	27年	11月	24日	61				
	山田	214D山田001	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40021			
		214D山田002	土石流	○	×(該当無)	平成	23年	3月	4日	I-40022			
		214D山田003	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40050			
		214D山田004	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-40051			
		214D山田005	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40019			
		214D山田006	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40020			
214D山田007		土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40023				
214D山田008	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-40024					
美甘村	鉄山	214D鉄山001	土石流	○	×(対象外)	平成	24年	2月	3日	II-54001	美甘	美甘振興局	
		214D鉄山002	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-54002			
		214D鉄山003	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-54003			
		214D鉄山004	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-54004			
		214D鉄山005	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-54005			
		214D鉄山006	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-54006			
		214D鉄山007	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-54007			
		214D鉄山008	土石流	○	×(該当無)	平成	24年	2月	3日	II-54008			
		214D鉄山009	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-54009			
		214D鉄山010	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-54010-1			

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
美甘村	鉄山	214D鉄山011	土石流	○	×(対象外)	平成	24年	2月	3日	II-54010-2	美甘	美甘振興局	
		214D鉄山012	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-54011			
		214D鉄山013	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-54012			
	黒田	214K黒田001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-1633			
		214K黒田002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-2040			
		214K黒田003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-2047			
		214K黒田004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-2048			
		214K黒田005	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成	22年	2月	2日	I-1632			
		214K黒田006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-2046			
		214D黒田001	土石流	○	×(該当無)	平成	22年	2月	2日	I-54031			
		214D黒田002	土石流	○	×(該当無)	平成	24年	2月	3日	II-54013-1			
		214D黒田003	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-54013-2			
		214D黒田004	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-54013-3			
		214D黒田005	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-54014			
		214D黒田006	土石流	○	×(該当無)	平成	24年	2月	3日	II-54015			
		214D黒田007	土石流	○	×(該当無)	平成	24年	2月	3日	II-54032			
		214D黒田008	土石流	○	×(該当無)	平成	24年	2月	3日	II-54033			
		田口	214K田口001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日			I-2679
	214K田口002		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-2049			
	214K田口003		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-2050			
	214K田口004		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-2052			
	214K田口005		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-2053			
	214K田口006		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-1630			
	214D田口001		土石流	○	×(対象外)	平成	22年	2月	2日	I-54044			
	214D田口002		土石流	○	×(対象外)	平成	22年	2月	2日	I-54045			
	214D田口003		土石流	○	×(該当無)	平成	24年	2月	3日	II-54046			
	214J田口001		地滑り	○	-	平成	27年	11月	24日	164			
	214J田口002		地滑り	○	-	平成	27年	11月	24日	165			
	214J田口003		地滑り	○	-	令和	3年	3月	30日	214-061-001			
	214J田口004	地滑り	○	-	令和	3年	3月	30日	214-061-002				

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						令和	3年	3月	30日				
美甘村	延風	214K延風001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-2680	美甘	美甘振興局	
		214K延風002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-1631			
		214D延風001	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-54048			
		214D延風002	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-54049			
		214J延風001	地滑り	○	-	令和	3年	3月	30日	214-086-001			
	美甘	214K美甘001	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成	19年	3月	6日	I-1624			
		214K美甘002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-1628			
		214K美甘003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-1629			
		214K美甘004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-2041			
		214K美甘005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-2042			
		214K美甘006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-2043			
		214K美甘007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-2045			
	美甘村/ 新庄村	美甘/ 大所	214K美甘008	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成	22年	2月	2日			I-1619
美甘村	美甘	214K美甘009	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成	22年	2月	2日	I-1620			
		214K美甘010	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成	22年	2月	2日	I-1621			
		214K美甘011	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-1623			
		214K美甘012	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成	22年	2月	2日	I-1625			
		214K美甘013	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	I-1626			
		214K美甘014	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成	22年	2月	2日	I-1627			
		214K美甘015	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成	22年	2月	2日	I-2677			
		214K美甘016	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成	22年	2月	2日	I-2678			
		214K美甘017	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	3年	3月	30日	II-2044			
		214D美甘001	土石流	○	×(該当無)	平成	22年	2月	2日	I-54016			
		214D美甘002	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-54017			
		214D美甘003	土石流	○	×(該当無)	平成	22年	2月	2日	I-54022			
		214D美甘004	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-54023			
		214D美甘005	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-54025			
		214D美甘006	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-54034			
214D美甘007	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-54018					

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考	
						平成	24年	2月	3日					
美甘村	美甘	214D美甘008	土石流	○	×(対象外)	平成	24年	2月	3日	II-54019	美甘	美甘振興局		
		214D美甘009	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-54020				
		214D美甘010	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-54021				
		214D美甘011	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-54024				
美甘村/ 新庄村	美甘/ 大所	214D美甘012	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-54026-1				新庄村重複
		214D美甘013	土石流	○	×(該当無)	平成	24年	2月	3日	II-54026-2				新庄村重複
美甘村	美甘	214D美甘014	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-54027				
		214D美甘015	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-54028				
		214D美甘016	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-54029				
		214D美甘017	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-54030				
		214D美甘018	土石流	○	×(該当無)	平成	24年	2月	3日	II-54035				
		214D美甘019	土石流	○	×(該当無)	平成	24年	2月	3日	II-54036				
		214D美甘020	土石流	○	×(該当無)	平成	24年	2月	3日	II-54037-1				
		214D美甘021	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-54037-2				
		214D美甘022	土石流	○	×(該当無)	平成	24年	2月	3日	II-54038				
		214D美甘023	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-54039				
		214D美甘024	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	II-54040				
八束村	蒜山上長田	214D蒜山上長田001	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-57006	八束	蒜山高原 スポーツ公園		
		214D蒜山上長田002	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-57007				
		214D蒜山上長田003	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-57009				
		214D蒜山上長田004	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-57012				
	蒜山下長田	214D蒜山下長田001	土石流	○	×(該当無)	平成	23年	3月	4日	I-57019				
	蒜山下福田	214K蒜山下福田001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-1646				
		214D蒜山下福田001	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-57005-1				
		214D蒜山下福田002	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-57005-2				
		214D蒜山下福田003	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-57005-3				
	蒜山下見	214K蒜山下見001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-1647				
		214K蒜山下見002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-1648				

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						令和 元年	5月	21日	II-2080				
八束村	蒜山下見	214K蒜山下見003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-2080	八束	蒜山高原 スポーツ公園	
		214K蒜山下見004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-2081			
		214D蒜山下見001	土石流	○	×(対象外)	平成	23年	3月	4日	I-57013			
		214D蒜山下見002	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-57014			
		214D蒜山下見003	土石流	○	×(対象外)	平成	23年	3月	4日	I-57015			
		214D蒜山下見004	土石流	○	×(対象外)	平成	23年	3月	4日	I-57016			
		214D蒜山下見005	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-57017			
		214D蒜山下見006	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-57018-1			
		214D蒜山下見007	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-57018-2			
		214D蒜山下見008	土石流	○	×(該当無)	平成	24年	2月	3日	境畝谷川			
	蒜山富掛田	214K蒜山富掛田001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-1645			
		214K蒜山富掛田002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-2079			
		214D蒜山富掛田001	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	II-57003			
	蒜山富山根	214K蒜山富山根001	急傾斜地の崩壊	○	×(該当無)	平成	23年	3月	4日	I-2684			
	蒜山中福田	214K蒜山中福田001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-1642			
		214K蒜山中福田002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	I-1643			
		214K蒜山中福田003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	元年	5月	21日	II-2078			
		214D蒜山中福田001	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-57001			
		214D蒜山中福田002	土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-57002-1			
214D蒜山中福田003		土石流	○	○	令和	元年	5月	21日	I-57002-2				
湯原町	粟谷	214K粟谷001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-1586	湯原	二川みらいづくり センター	
		214K粟谷002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-1587			
		214K粟谷003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1994			
		214D粟谷001	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52002			
		214D粟谷002	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52012-1			
		214D粟谷003	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52012-2			
		214D粟谷004	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52014-1			
		214D粟谷005	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52014-2			
		214D粟谷006	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52015			
214D粟谷007	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52016					

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						年	月	日	年				
湯原町	粟谷	214D粟谷008	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52017	二川みらいづくり センター		
		214D粟谷009	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52019			
		214D粟谷010	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52020			
		214D粟谷011	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	小茅川下谷③			
		214D粟谷012	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	小茅川下谷④			
	禾津	214D禾津001	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52070-1	湯原ふれあい センター		
		214D禾津002	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52070-2			
		214D禾津003	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52069			
		214D禾津004	土石流	○	×(該当無)	平成	25年	3月	15日	II-52089			
		214D禾津005	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52090			
	釘貫小川	214K釘貫小川001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-2010	二川みらいづくり センター		
		214K釘貫小川002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-2011			
		214D釘貫小川001	土石流	○	×(該当無)	平成	25年	3月	15日	II-52092			
		214D釘貫小川002	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52093			
	黒杭	214D黒杭001	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52009	二川みらいづくり センター		
		214D黒杭002	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52004			
		214D黒杭003	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52005			
		214D黒杭004	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52006			
		214D黒杭005	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52007			
		214D黒杭006	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52010			
	下湯原	214D下湯原001	土石流	○	○	令和	2年	5月	22日	II-52048	湯原ふれあい センター		
		214D下湯原002	土石流	○	×(対象外)	平成	25年	3月	15日	II-52052			
	種	214K種001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1999	二川みらいづくり センター		
		214D種001	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52023-1			
		214D種002	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52023-2			
		214D種003	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52023-3			
		214D種004	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52024-1			
		214D種005	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52024-2			
	214D種006	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52027				

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						年	月	日	日				
湯原町	種	214D種007	土石流	○	×(該当無)	平成	26年	3月	11日	II-52028	湯原	二川みらいづくり センター	
		214D種008	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52029			
		214D種009	土石流	○	×(対象外)	平成	26年	3月	11日	II-52030-1			
		214D種010	土石流	○	×(対象外)	平成	26年	3月	11日	II-52030-2			
		214D種011	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52032			
	田羽根	214K田羽根001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-1588	湯原	湯原ふれあい センター	
		214K田羽根002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-2006			
		214K田羽根003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-2007			
		214D田羽根001	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52022			
		214D田羽根002	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52076			
		214D田羽根003	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52021			
		214D田羽根004	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52026			
		214D田羽根005	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52071			
		214D田羽根006	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52072-1			
		214D田羽根007	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52072-2			
	都喜足	214D都喜足001	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52095			
		214D都喜足002	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52099			
		214D都喜足003	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52102			
		214K都喜足001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-1602			
	豊栄	214D田羽根008	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52073			
		214D田羽根009	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52074			
		214D田羽根010	土石流	○	×(対象外)	平成	25年	3月	15日	II-52075			
		214K豊栄001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-1590			
		214K豊栄002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-1595-1			
		214K豊栄003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-1595-2			
		214K豊栄004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-2000			
		214K豊栄005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-2001			
	214D豊栄001	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-52031-1				
	214D豊栄002	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-52031-2				

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日			基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考	
						年	月	日					
湯原町	豊栄	214D豊栄003	土石流	○	×(対象外)	平成	23年	3月	4日	I-52039	湯原	湯原ふれあい センター	
		214D豊栄004	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-52041-1			
		214D豊栄005	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-52041-2			
		214D豊栄006	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-52041-3			
		214D豊栄007	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-52046			
		214D豊栄008	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52040-1			
		214D豊栄009	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52040-2			
		214D豊栄010	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52042			
		214D豊栄011	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52043			
		214D豊栄012	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52044			
		214D豊栄013	土石流	○	×(該当無)	平成	25年	3月	15日	II-52045			
		214D豊栄014	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52049			
		214D豊栄015	土石流	○	×(該当無)	平成	25年	3月	15日	II-52057			
		仲間	214K仲間001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日			I-1601
			214K仲間002	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成	23年	3月	4日			I-1603
	214K仲間003		急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成	23年	3月	4日	I-1604			
	214K仲間004		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-2013			
	214K仲間005		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-2014			
	214K仲間006		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-2015			
	214K仲間007		急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-2016			
	214D仲間001		土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52101			
	214D仲間002		土石流	○	×(対象外)	平成	24年	2月	3日	I-52104			
	214D仲間003		土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52096			
	214D仲間004		土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52097			
	214D仲間005		土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52098			
	214D仲間006		土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52100			
	214D仲間007		土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52103			
	214J仲間001		地滑り	○	-	平成	27年	11月	24日	163			
	久見	214K久見001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-2005			
	小童谷	214D小童谷001	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52025			

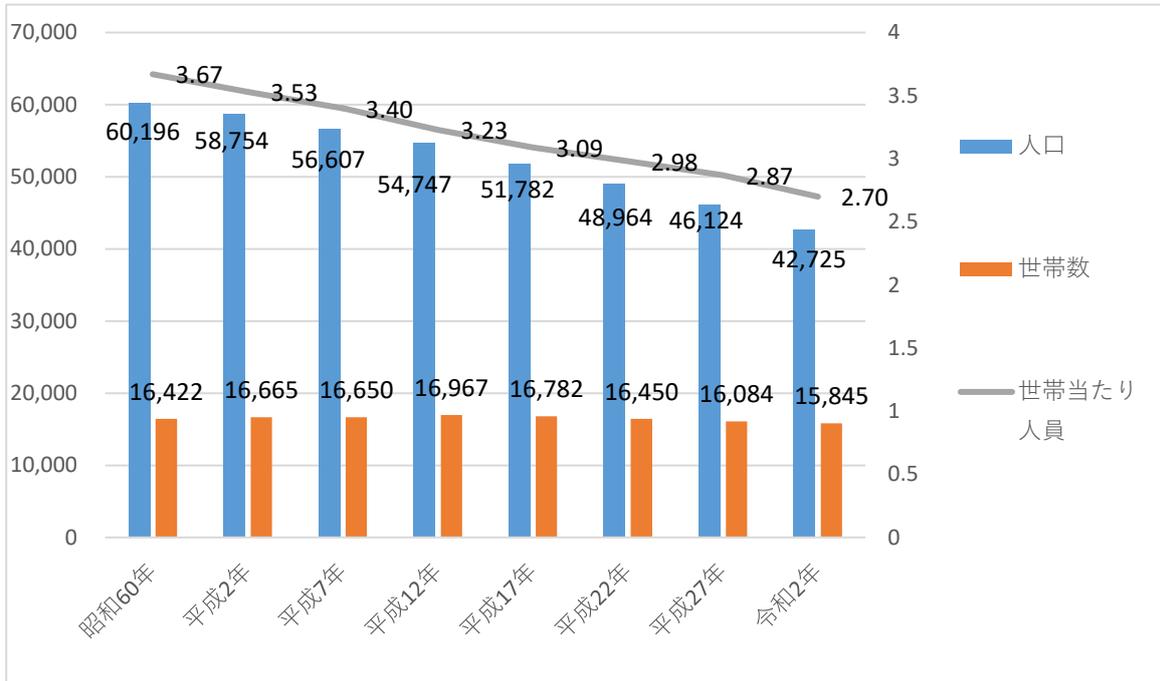
旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						年	月	日	年				
湯原町	藤森	214K藤森001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1995	二川みらいづくり センター		
		214K藤森002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1996			
		214K藤森003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1997			
		214K藤森004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-1998			
		214D藤森001	土石流	○	×(該当無)	平成	23年	3月	4日	I-52011			
		214D藤森002	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52003			
		214D藤森003	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52008			
		214D藤森004	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52013			
	本庄	214K本庄001	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成	23年	3月	4日	I-1599	湯原  湯原ふれあい センター		
		214K本庄002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-2003			
		214K本庄003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-2004			
		214D本庄001	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52050-1			
		214D本庄002	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52050-2			
		214D本庄003	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52051			
		214D本庄004	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52054			
		214D本庄005	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52055			
		214D本庄006	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52064			
		214D本庄007	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52065			
		214D本庄008	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-52066-1			
		214D本庄009	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-52066-2			
		214D本庄010	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52056			
	214J本庄001	地滑り	○	-	平成	27年	11月	24日	161				
	見明戸	214K見明戸001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-2661			
		214D見明戸001	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52060			
		214D見明戸002	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52061			
		214D見明戸003	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52088-1			
		214D見明戸004	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52088-2			
		214D見明戸005	土石流	○	○	令和	3年	3月	30日	I-52091			
		214D見明戸006	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52053			
		214D見明戸007	土石流	○	×(該当無)	平成	26年	3月	11日	II-52058			

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
湯原町	見明戸	214D見明戸008	土石流	○	×(該当無)	平成	26年	3月	11日	II-52059	湯原	湯原ふれあい センター	
		214D見明戸009	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52062			
		214D見明戸010	土石流	○	×(該当無)	平成	26年	3月	11日	II-52063			
		214D見明戸011	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52067			
		214D見明戸012	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52068			
		214D見明戸013	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	原尻支谷			
		214J見明戸001	地滑り	○	-	平成	27年	11月	24日	162			
	社	214K社001	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成	23年	3月	4日	I-1598			
		214K社002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-2008			
		214K社003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	II-2009			
		214D社001	土石流	○	×(対象外)	平成	24年	2月	3日	I-52077			
		214D社002	土石流	○	×(対象外)	平成	24年	2月	3日	I-52078			
		214D社003	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52079			
		214D社004	土石流	○	×(対象外)	平成	24年	2月	3日	I-52080			
		214D社005	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52081-1			
		214D社006	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52081-2			
		214D社007	土石流	○	×(対象外)	平成	24年	2月	3日	I-52084			
		214D社008	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52087-1			
		214D社009	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52087-2			
		214D社010	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52082			
	214D社011	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52083				
	214D社012	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	II-52085				
	214D社013	土石流	○	×(該当無)	平成	25年	3月	15日	II-52086				
	湯原温泉	214K湯原温泉001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-1592-1			
		214K湯原温泉002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-1592-2			
		214K湯原温泉003	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成	23年	3月	4日	I-1594			
		214K湯原温泉004	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成	23年	3月	4日	I-1596			
		214K湯原温泉005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	3月	27日	I-2660			
214D湯原温泉001		土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52033				
214D湯原温泉002		土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52034				

旧市町村	大字等	箇所番号	事象	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日				基礎調査番号	小学校区	主な避難先	備考
						令和	2年	3月	27日				
湯原町	湯原温泉	214D湯原温泉003	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52035	湯原	湯原ふれあい センター	
		214D湯原温泉004	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52036			
		214D湯原温泉005	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52037			
		214D湯原温泉006	土石流	○	○	令和	2年	3月	27日	I-52038			
久世町/ 富村	檜西/ 富西谷	606J富西谷001	地滑り	○	-	平成	27年	11月	24日	166	檜邑	檜邑小学校	鏡野町重複
落合町/ 旭町	吉/ 江与味	666D江与味004	土石流	○	×(該当無)	平成	26年	3月	18日	II-10060-2	落合	落合体育館	美咲町重複
	吉/ 西川上	666J西川上002	地滑り	○	-	平成	27年	3月	13日	15			美咲町重複
落合町/ 久米町	上河内/ 中北上・坪井上	203K中北上006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和	2年	9月	29日	II-2380	河内	河内小学校	津山市重複

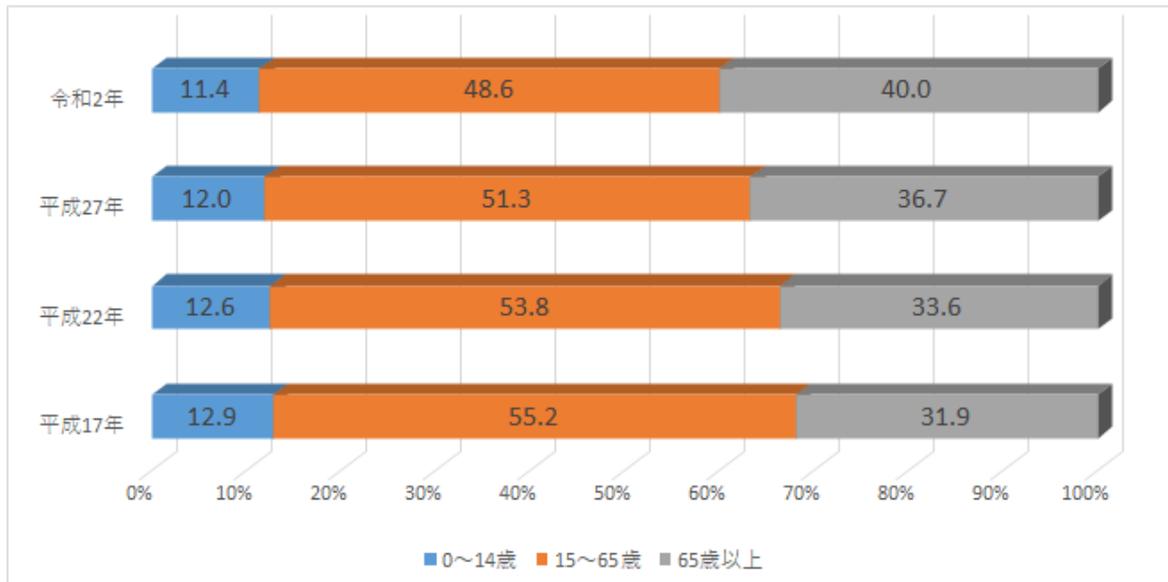
### 3 真庭市の社会環境

【資料 3-1】人口・世帯



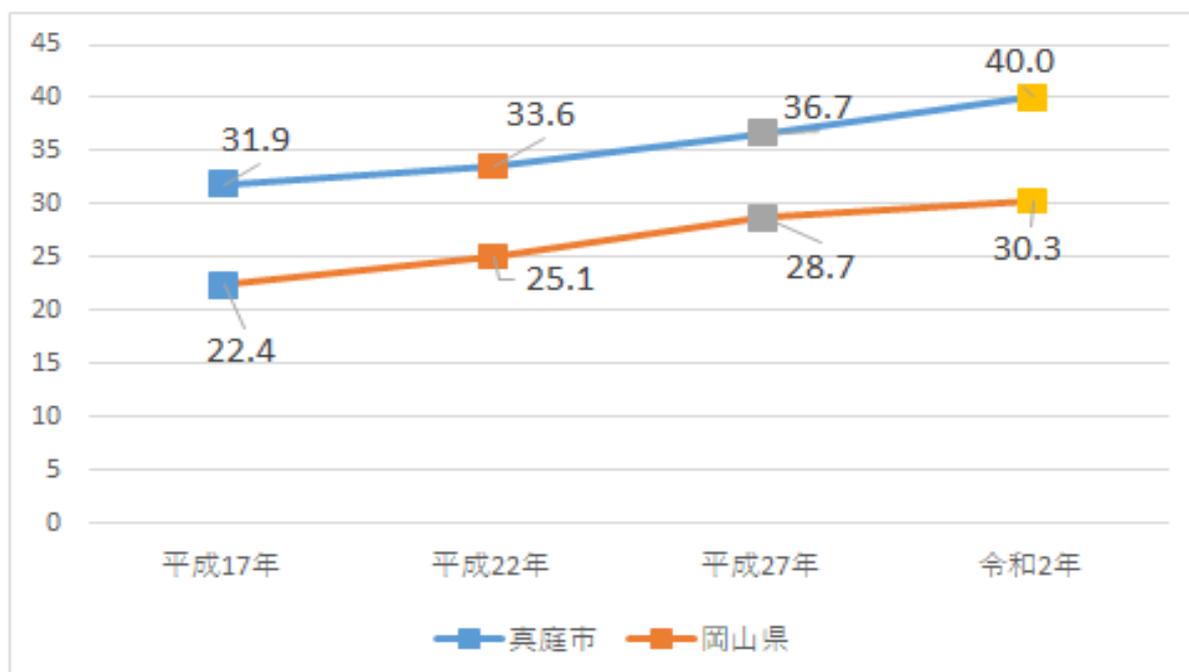
(国勢調査)

【資料 3-2】年齢別構成



(国勢調査)

【資料 3-3】 高齢化率



(国勢調査)

【資料 3-4】 世帯構成

[令和 2 年]

	総世帯数	核家族世帯	高齢者夫婦のみ 世帯数	高齢単身世帯数
真庭市	15,845	8,216	2,560	2,406
岡山県	801,409	435,515	103,306	94,208

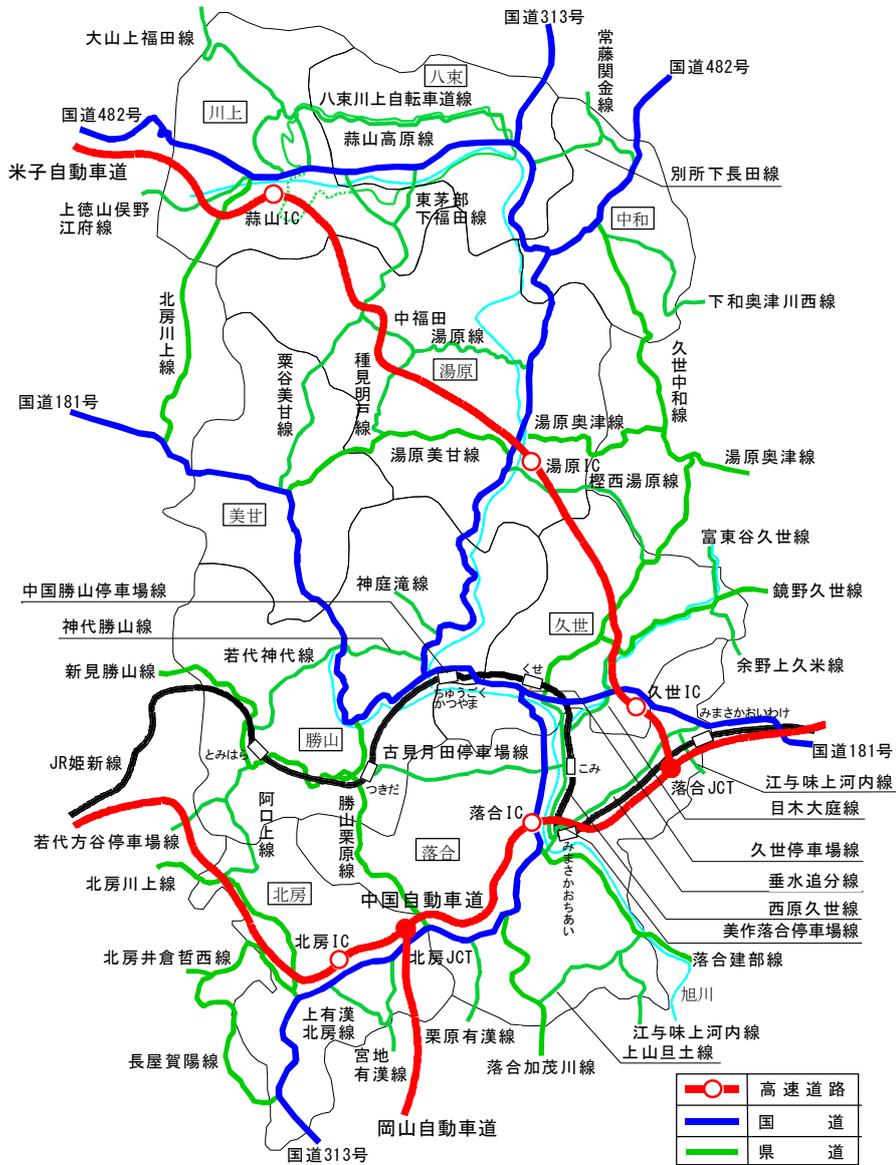
	核家族世帯割合	高齢者夫婦のみ 世帯割	高齢単身世帯割
真庭市	51.9%	16.2%	15.2%
岡山県	54.3%	12.9%	11.8%

【資料 3-5】 産業

[平成 27 年]

	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業
平成 7 年	19.7%	34.8%	45.5%
平成 12 年	16.2%	33.8%	50.0%
平成 17 年	17.1%	29.7%	53.2%
平成 22 年	14.7%	28.2%	57.1%
平成 27 年	14.5%	27.9%	56.4%
令和 2 年	公表前		

【資料 3-6】 道路



市道の路線数及び延長

	路線数	総延長	改良済延長	改良率
合計	1,869 路線	1,227,619.6m	684,611.7m	55.8%

令和 7 年 3 月 31 日現在

### 【資料 3-7】 危険物施設

#### ■液化石油ガス（LPガス充てん所等）

令和 7 年 4 月 1 日現在

名称	所在地	規模(t)
(有)ガスタ松原	真庭市久世 2398-7	1
田中実業(株)真庭営業所	真庭市勝山 779-1	20
東真産業(株)勝山充填所	真庭市横部 328	30
浅野産業(株)真庭事業所	真庭市中原 202-14	45

#### ■火薬保有事業所

令和 7 年 4 月 1 日現在

名称	設置場所	施設名
(有)相澤商店	真庭市草加部 2063	地上式 1 級火薬庫 2 棟
	真庭市勝山 290-1	庫外貯蔵場所
湯原国際クレー射撃場	真庭市仲間 1816	実包火薬庫
	真庭市仲間 1816	庫外貯蔵場所
中山石灰工業(株)	真庭市宮地 2586-1	地上式 1 級火薬庫 2 棟
新田煙火店	真庭市上中津井 3334	煙火火薬庫
	真庭市山田 1345	がん具煙火貯蔵庫
	真庭市山田 1401-1	庫外貯蔵場所

## 4 協定関係

### 【資料 4-1】真庭市協定一覧

令和 7 年 10 月 1 日現在

市町村	名称・締結先・応援内容	締結年月日	民間	締結団体数 (民間)		
27市町村 一部事務組合	名称 <b>岡山県下消防相互応援協定</b>	平成20年3月31日				
	締結先事業所 岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、津山圏域消防組合、笠岡地区消防組合、井原地区消防組合、東備消防組合					
	応援内容 消防、救急及び救助業務に関する応援隊及び消防用機材等					
	名称 <b>岡山県下消防相互応援協定</b>					
27市町村	締結先事業所 岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、津山圏域消防組合、笠岡地区消防組合、井原地区消防組合、東備消防組合	平成31年3月20日				
	応援内容 災害時における広域的な消防応援					
	名称 <b>岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定</b>					
4市2町2村	締結先事業所 県及び県内各市町村	平成26年7月4日				
	応援内容 応急対策及び復旧対策					
	名称 <b>鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定</b>					
4市2町2村	締結先事業所 津山市、新見市、真庭市、美作市、鏡野町、奈義町、新庄村、西粟倉村、鳥取市、倉吉市、若桜町、智頭町、三朝町、日南町、日野町、江府町	平成21年5月11日				
	応援内容 応急対策及び応急復旧					
真庭市	名称 <b>非常災害時における避難施設利用に関する協定</b>	平成27年4月1日				
	締結先事業所 岡山県立勝山高校（蒜山校地）					
	応援内容 避難所としての施設使用等					
	名称 <b>非常災害時における避難施設利用に関する協定</b>	平成18年1月10日				
	締結先事業所 岡山県立真庭高等学校落合校地					
	応援内容 避難所としての施設使用等					
	名称 <b>非常災害時における避難施設利用に関する協定</b>	平成18年1月25日				
	締結先事業所 岡山県立勝山高等学校					
	応援内容 避難所としての施設使用等					
	名称 <b>災害時の相互応援に関する協定</b>	平成18年6月11日				
	締結先事業所 はたるサミット参加市町（阿久比町、米原市、紀の川市、下関市、真庭市）					
	応援内容 応急対策及び応急復旧					
	名称 <b>大規模災害時における応急対策業務に関する協定</b>	平成19年8月22日			○	1
	締結先事業所 (社)岡山県建設業協会真庭支部					
	応援内容 大規模災害時における緊急人命救助、障害物の除去作業など					
	名称 <b>災害時の応急対策活動協力に関する協定</b>	平成19年10月12日			○	1
	締結先事業所 真庭市電水協同組合					
	応援内容 上下水道の機能回復など					
	名称 <b>災害時における応援協定書</b>	平成19年12月26日			○	2
	締結先事業所 真庭環境衛生管理(株)、(有)エコライフ商友					
応援内容 公共下水道及び農業集落排水のマンホールポンプの運転維持管理など						
名称 <b>大規模災害時における応急対策業務に関する協定</b>	平成20年1月22日	○	1			
締結先事業所 真庭地区木材組合						
応援内容 大規模災害時における緊急人命救助、障害物の除去作業など						
名称 <b>アマチュア無線による災害時応援に関する協定</b>	平成20年2月21日	○	1			
締結先事業所 (社)日本アマチュア無線連盟岡山県支部						
応援内容 災害発生時の情報収集など						
名称 <b>消防相互応援協定</b>	平成20年3月27日					
締結先事業所 三朝町						
応援内容 応急対策及び応急復旧						
名称 <b>アマチュア無線による災害時応援に関する協定</b>	平成21年8月26日	○	1			
締結先事業所 真庭非常無線通信協議会						
応援内容 有線通信を利用することができない時等の情報収集等						
名称 <b>災害時の医療救護活動についての協定</b>	平成22年10月12日	○	1			
締結先事業所 (社)真庭市医師会						
応援内容 避難所、救護所等における傷病者に対する応急措置等						

市町村	名称・締結先・応援内容		締結年月日	民間	締結団体数 (民間)
真庭市	名称	災害時における応急対策活動に関する協定	平成22年10月12日	○	1
	締結先事業所	(社)岡山県LPガス協会真庭支部			
	応援内容	LPガス及びガス機材の供給等			
	名称	非常災害時における避難施設利用に関する協定	平成24年4月1日		
	締結先事業所	岡山県立真庭高等学校久世校地			
	応援内容	避難所としての施設使用等			
	名称	災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設を使用することに関する協定書	平成24年8月9日	○	7
	締結先事業所	真庭市老人福祉施設協議会加入社会福祉法人			
	応援内容	物資の支給及び対象者への支援、避難者の移送、物資の調達及び介護支援者の確保等			
	名称	災害時における情報交換に関する協定	平成25年2月4日		
	締結先事業所	国土交通省中国地方整備局長			
	応援内容	災害時における現地情報連絡員の派遣および平常時の防災訓練参加などによる連携体制の整備			
	名称	災害時における物資供給に関する協定書	平成25年8月15日	○	1
	締結先事業所	NPO法人コメリ災害対策センター			
	応援内容	災害時における物資提供の確保等			
	名称	災害時相互応援に関する協定	平成26年2月26日		
	締結先事業所	高槻市			
	応援内容	災害時における物資、職員、被災者収容施設の提供等の応援			
	名称	災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設を使用することに関する協定書	平成26年3月24日	○	1
	締結先事業所	社会福祉法人 蒜山慶光園			
	応援内容	物資の支給及び対象者への支援、避難者の移送、物資の調達及び介護支援者の確保等			
	名称	災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設を使用することに関する協定書	平成26年3月24日	○	1
	締結先事業所	社会福祉法人 秋桜会			
	応援内容	物資の支給及び対象者への支援、避難者の移送、物資の調達及び介護支援者の確保等			
	名称	災害時相互応援に関する協定書	平成26年9月28日		
	締結先事業所	高知県須崎市			
	応援内容	災害時における物資、職員、被災者収容施設の提供等の応援			
	名称	災害時における柔道整復師会の協力に関する協定書	平成26年9月30日	○	1
	締結先事業所	公益社団法人 岡山県柔道整復師会			
	応援内容	避難所において応急手当を行う柔道整復師を派遣する			
名称	災害時等の協力に関する協定書	平成26年10月6日	○	1	
締結先事業所	休暇村 蒜山高原				
応援内容	災害時の支援者へ宿泊施設の優先的提供する				
名称	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	平成27年1月30日	○	1	
締結先事業所	生活協同組合おかやまコープ				
応援内容	災害時において、相互に協力して円滑な救護、支援活動を行い、市民生活の早期安定を図る。				
名称	災害時における量の提供等に関する協定書	平成27年5月25日	○	1	
締結先事業所	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会				
応援内容	災害時において、新しい畳を5日以内に避難所へ無償で届ける。				
名称	災害時における行政書士業務相談に関する協定	平成27年5月26日	○	1	
締結先事業所	岡山県行政書士会				
応援内容	災害時に行政書士相談に関する相談会を開催する。				
名称	災害時等の廃棄物処理に関する相互支援協定書	平成28年2月25日			
締結先事業所	高梁市、新見市、新庄村、吉備中央町				
応援内容	災害時の廃棄物処理相互支援				
名称	行政情報告知放送を活用した犯罪情報等の提供に関する協定書	平成28年12月12日			
締結先事業所	真庭警察署				
応援内容	警察が保有する犯罪情報等を市民、旅行者などへ行政告知放送を使って知らせるため				
名称	真庭市避難行動要支援者名簿情報の提供及び取扱いに関する協定書	平成28年12月12日			
締結先事業所	真庭警察署				
応援内容	災害時に支援が必要な市民を市と警察が協力して支援できるような名簿を窮するため				
名称	災害時における相互支援に関する協定書	平成29年1月27日	○	1	
締結先事業所	社会福祉法人真庭市社会福祉協議会				
応援内容	災害ボランティアセンター設置等に関する協定				

市町村	名称・締結先・応援内容		締結年月日	民間	締結団体数 (民間)
真庭市	名称	災害時における司法書士法律相談業務に関する協定	平成29年2月14日	○	1
	締結先事業所	岡山県司法書士会			
	応援内容	災害時に司法書士法律相談に関する相談会に講師を無償で派遣する。			
	名称	災害時等における小型無線航空機の活用に関する協定	平成29年3月24日	○	2
	締結先事業所	古林建設(株)、小林測量設計(株)			
	応援内容	災害時等に小型無線航空機を活用する。			
	名称	災害時における法律相談業務に関する協定	平成29年3月24日	○	1
	締結先事業所	岡山弁護士会			
	応援内容	災害時に弁護士法律相談に関する相談会に講師を無償で派遣する。			
	名称	災害発生時における真庭市と真庭市内郵便局・新見郵便局の協力に関する協定	平成29年11月14日	○	1
	締結先事業所	日本郵便株式会社			
	応援内容	被災者が差し出す郵便物の料金免除等			
	名称	災害時における食料品等の供給に関する協定書	平成29年12月19日	○	1
	締結先事業所	株式会社マルイ			
	応援内容	災害時における食料品等の供給に関する協定書			
	名称	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	平成30年1月5日	○	1
	締結先事業所	西日本電信電話株式会社			
	応援内容	災害時の被災者等の通信の確保			
	名称	真庭市と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との地域創生に係る包括連携協定書	平成30年3月19日	○	1
	締結先事業所	損害保険ジャパン日本興亜株式会社			
	応援内容	大規模災害時、ドローンでの被害状況撮影データの提供 職員向けBCPや災害発生時の緊急記者会見等の研修 総合防災訓練で市民向け研修プログラムの提供			
	名称	森林災害時支援協定書	令和1年5月15日	○	1
	締結先事業所	岡山県森林土木建設協会真庭支部			
	応援内容	災害時における資機材の提供			
	名称	災害救援物資の供給等に関する協定書	令和2年9月1日	○	1
	締結先事業所	株式会社花森商店紙器工場			
	応援内容	災害時における資機材の提供			
	名称	災害時における市有施設の応急対策に関する協定書	令和2年10月5日	○	1
	締結先事業所	岡山県電気工事工業組合津山支部			
	応援内容	災害時における市有施設の電気復旧			
	名称	災害時等における小型無人航空機活用に関する協定書	令和3年3月22日	○	1
	締結先事業所	有限会社真庭技研			
	応援内容	災害時におけるドローンによる被害調査			
名称	災害時における避難場所等施設利用に関する協定書	令和3年5月31日	○	1	
締結先事業所	廣岡商事有限会社				
応援内容	避難場所としての施設利用				
名称	災害時における一時避難所等施設利用に関する協定書	令和3年6月3日	○	1	
締結先事業所	浅野産業株式会社				
応援内容	避難場所及び一時避難所としての施設利用				
名称	災害発生時における避難場所の提供に関する協定書	令和5年4月20日	○	1	
締結先事業所	株式会社日光商事グループ				
応援内容	避難場所としての提供				
名称	災害時における物資供給に関する協定書	令和6年6月4日	○	4	
締結先事業所	株式会社ナンバホームセンター、株式会社ジュンテンドー、株式会社いない、株式会社イズミ				
応援内容	災害発生時等における生活必需品等の供給				
名称	災害時における避難場所の提供に関する協定書	令和6年6月4日	○	1	
締結先事業所	株式会社イズミ				
応援内容	避難場所としての駐車場の提供				
名称	災害時における物資供給に関する協定書	令和6年6月20日	○	1	
締結先事業所	山陽ホームズ株式会社				
応援内容	災害発生時等における生活必需品等の供給				
名称	災害時等における小型無人航空機の活用に関する協定書	令和6年8月1日	○	1	
締結先事業所	株式会社真庭運創研				
応援内容	災害現場等における情報収集活動等				
名称	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	令和6年8月23日	○	1	
締結先事業所	岡山県石油商業組合真庭支部				
応援内容	災害等発生時の石油類燃料の供給				

市町村	名称・締結先・応援内容		締結年月日	民間	締結団体数 (民間)
真庭市	名称	災害時における宿泊施設の提供に関する協定書	令和7年2月10日	○	1
	締結先事業所	湯原町旅館協同組合			
	応援内容	災害等発生時の配慮が必要な被災者に対する宿泊施設の提供			
	名称	災害時等における宿泊施設の提供に関する協定書	令和7年2月12日	○	1
	締結先事業所	有限会社サンライズ			
	応援内容	災害等発生時の配慮が必要な被災者に対する宿泊施設の提供			
	名称	災害時等における宿泊施設の提供に関する協定書	令和7年2月12日	○	1
	締結先事業所	トリップベースホテルマネジメント株式会社			
	応援内容	災害等発生時の配慮が必要な被災者に対する宿泊施設の提供			
	名称	災害時における宿泊施設の提供に関する協定書	令和7年2月12日	○	1
	締結先事業所	ルートインジャパン株式会社			
	応援内容	災害等発生時の配慮が必要な被災者に対する宿泊施設の提供			
	名称	災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書	令和7年3月12日	○	1
	締結先事業所	岡山県瓦工事協同組合			
応援内容	災害時の被災住宅の応急修繕				
名称	B&G財団及び中国ブロックB&G海洋センター等所在市町村間災害時相互応援協定	令和7年9月9日	○	1	
締結先事業所	B&G財団及び中国ブロックB&G海洋センター等所在市町村(34市町)				
応援内容	避難者収容及び応援受援等へ施設提供、応急対策、応急復旧、復興に必要な車両及び資機材等の提供や職員のパ派遣				

【資料 4-2】消防本部協定一覧

令和4年2月 28日現在

名称・締結先・応援内容		締結年月日	民間	締結団体数(民間)
名称	<b>岡山県下消防相互応援協定</b>			
締結先事業所	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、津山圏域消防組合、笠岡地区消防組合、井原地区消防組合、東備消防組合	平成20年3月31日		
応援内容	消防、救急及び救助業務に関する応援隊及び消防用機材等			
名称	<b>岡山県下消防広域応援協定</b>			
締結先事業所	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、津山圏域消防組合、笠岡地区消防組合、井原地区消防組合、東備消防組合	平成31年3月20日		
応援内容	災害時における広域的な消防応援			
名称	<b>美作地区消防組合消防相互応援協定</b>			
締結先事業所	津山・美作・真庭消防	昭和49年4月1日		
応援内容	消防、救急及び救助業務に関する応援隊及び消防用機材等			
名称	<b>高梁・真庭消防消防相互応援協定</b>			
締結先事業所	高梁市、真庭市、	平成16年10月1日		
応援内容	消防、救急及び救助業務に関する応援隊及び消防用機材等			
名称	<b>新見・真庭消防消防相互応援協定</b>			
締結先事業所	新見市・真庭市	平成17年10月1日		
応援内容	消防、救急及び救助業務に関する応援隊及び消防用機材等			
名称	<b>鳥取西部・新見市・真庭市消防相互応援協定</b>			
締結先事業所	米子市・新見市・真庭市	平成17年10月1日		
応援内容	消防、救急及び救助業務に関する応援隊及び消防用機材等			
名称	<b>鳥取西部・真庭市消防相互応援協定</b>			
締結先事業所	米子市・真庭市	平成17年10月1日		
応援内容	消防、救急及び救助業務に関する応援隊及び消防用機材等			
名称	<b>鳥取中部・真庭市消防相互応援協定</b>			
締結先事業所	倉吉市・真庭市	平成17年6月1日		
応援内容	消防、救急及び救助業務に関する応援隊及び消防用機材等			
名称	<b>高速自動車国道中国縦貫自動車道消防相互応援協定</b>			
締結先事業所	津山消防・美作市・新見市・真庭市	昭和63年1月11日		
応援内容	消防、救急及び救助業務に関する応援隊及び消防用機材等			
名称	<b>中国横断自動車道岡山米子線消防相互応援協定</b>			
締結先事業所	鳥取西部・真庭消防	平成17年10月1日		
応援内容	消防、救急及び救助業務に関する応援隊及び消防用機材等			
名称	<b>高速自動車国道中国縦貫自動車道岡山米子線岡山ジャンクションから北房ジャンクション消防相互応援協定</b>			
締結先事業所	岡山市・総社市・高梁市・真庭市	平成16年10月1日		
応援内容	消防、救急及び救助業務に関する応援隊及び消防用機材等			

【資料 5-1】消防本部の組織

○真庭市消防本部組織規則

平成 17 年 3 月 31 日

規則第 176 号

改正 平成 18 年 3 月 31 日規則第 16 号

平成 18 年 12 月 1 日規則第 81 号

平成 19 年 3 月 30 日規則第 77 号

平成 24 年 3 月 22 日規則第 29 号

平成 26 年 3 月 31 日規則第 18 号

平成 29 年 3 月 31 日規則第 49 号

平成 31 年 3 月 29 日規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 10 条第 2 項の規定に基づき、真庭市消防本部(以下「本部」という。)の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 本部の組織は、次のとおりとする。

総務課

警防課

予防課

(事務分掌)

第 3 条 前条に規定する組織の事務分掌は、別表のとおりとする。

(消防長)

第 4 条 本部に消防長を置く。

2 消防長は、市長の命を受けて消防事務を統括し、消防職員を指揮監督する。

(次長)

第 5 条 本部に次長を置く。

2 次長は、消防長を補佐し、消防長に事故あるときは、その職務を代理する。

(課長等)

第6条 課に課長を置き、必要により総括参事を置くことができる。

- 2 課長は、消防長の命を受けて課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 総括参事は、上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(主管課長)

第7条 本部に主管課長を置き、総務課長をもって充てることとする。

- 2 主管課長は、当該課の事務のほか本部に係る次に掲げる事務を行うものとする。
  - (1) 重点施策の策定及び調整に関すること。
  - (2) 重要事業の振興に関すること。
  - (3) 行政の調査研究に関すること。
  - (4) 予算及び決算の事務に関すること。
  - (5) 事務処理合理化の実施及び調整に関すること(行財政改革に関することを含む。)
  - (6) 本部内各課の連絡調整及び本部内各課の所管に属さない事項に関すること。

(参事等)

第8条 課に参事その他必要な職員を置く。

- 2 課員は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、本部の組織に関する必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第16号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月1日規則第81号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第77号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月22日規則第29号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 18 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日規則第 49 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日規則第 12 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

総務課	(1) 消防の組織及び企画に関すること。
	(2) 公印の保管に関すること。
	(3) 文書の收受及び発送並びに記録の整理保存に関すること。
	(4) 条例、規則その他例規に関すること。
	(5) 職員の人事及び給与に関すること。
	(6) 職員の任免、分限、懲戒及び服務に関すること。
	(7) 職員の福利厚生及び健康管理に関すること。
	(8) 職員の公務災害補償に関すること。
	(9) 職員の研修に関すること。
	(10) 職員の表彰及び賞じゅつ金に関すること。
	(11) 消防職員委員会に関すること。
	(12) 消防統計に関すること。
	(13) 予算の編成、決算及び会計経理に関すること。
	(14) 職員の貸与品に関すること。
	(15) 消防財産の管理、営繕、保管及び備品に関すること。
	(16) 他の課に属しない事務に関すること。
警防課	(1) 水防計画、警防計画及び出場計画に関すること。
	(2) 消防車両の配置、整備、検査及び保険に関すること。
	(3) 消防機械器具の配置、整備及び管理に関すること。
	(4) 通信機器の配置、管理等に関すること。
	(5) 交通安全に関すること。

	(6) 消防訓練に関する事。
	(7) 救急業務の実施計画、出場計画に関する事。
	(8) 救急医療機関に関する事。
	(9) 救急技術の研修及び訓練計画に関する事。
	(10) 救急用資機材の整備、管理に関する事。
	(11) 応急手当の普及、啓発活動の普及推進に関する事。
	(12) 救急統計に関する事。
	(13) 救急講習、訓練に関する事。
	(14) 救助業務の実施計画、出場計画に関する事。
	(15) 救助技術の研修及び訓練計画に関する事。
	(16) 救助用資機材の整備、管理に関する事。
	(17) 救助統計に関する事。
	(18) その他警防事務に関する事。
予防課	(1) 火災予防の普及及び査察指導に関する事。
	(2) 火災予防の広報に関する事。
	(3) 防火管理者の講習及び指導に関する事。
	(4) 幼年・少年・婦人防火クラブの指導育成及び防火委員会に関する事。
	(5) 防火対象物の強制執行及び補償に関する事。

【資料 5-2】 消防本部の資機材

消防機械等の保有状況

区分	名称	数量	区分	名称	数量	区分	名称	数量
車両関係	水槽付ポンプ車	7	救助用器具	サバイバースリング	2	主な救急用資機材	AED	7
	ポンプ車	0		油圧救助器具	1		気道確保用資器材 ・ラリングルチューブ	106
	救助工作車	1		大型油圧救助器具	1		気道確保用資器材 ・気管挿管チューブ	89
	高規格救急車	6		マット型空気ジャッキ	1		輸液用資器材一式	97
	指揮車	2		可搬式ウィンチ	2		人工呼吸器	6
	指令車	0		ワイヤーロープ	35		吸引器	7
	多目的車	1		エンジンカッター	7		患者監視装置	6
	資機材運搬車	1		ガス溶断機	1		心電計	6
	連絡車	7		チェーンソー	4		血圧計	8
林野火災用機器	ジェットシューター	54	エアーツール	1	血中酸素飽和度測定器		10	
	小型動力ポンプ	5	エアースー	2	聴診器		12	
	組立水槽	2	鉄線カッター	11	喉頭鏡		11	
	刈払い機	2	チェーンブロック	1	ペンライト		14	
測定機器	可燃性ガス測定器	6	緩降機	1	バックボード一式		15	
	放射線測定器	4	削岩機	1	ストレッチャー		6	
	酸素濃度測定器	6	ハンマードリル	2	スクープストレッチャー		9	
	水圧計	6	送排風機	1	布担架		18	
	帯電衣一式	2	発電機	6	マジックギプス		7	
	放射線防護服	2	投光機	11	オゾン殺菌装置		1	
隊員保護用器具	防毒衣	20	救命浮輪	16	E0G方式滅菌器		0	
	耐熱服	2	救命胴衣	52	高圧蒸気滅菌器	1		
	安全帯	152	ゴムボート	1				
	空気呼吸器	40	吸着マット	291				
	空気予備ボンベ	88	ACライト	36				
	酸素呼吸器	5	中和剤	18				
	酸素予備ボンベ	0	オイルフェンス(10m)	7				

## 【資料 5-3】 消防団の組織

### ○真庭市消防団規則

平成 17 年 3 月 31 日

規則第 174 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 18 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規定に基づき、真庭市消防団(以下「消防団」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織、階級及び定員)

第 2 条 消防団に、団本部、方面隊、分団及び部を置く。

2 団本部に、消防団長(以下「団長」という。)及び副団長を置く。

3 方面隊に方面隊本部、分団及び部を置く。

4 方面隊本部に、方面隊長、副方面隊長、本部長及び指導部長を置くほか、副本部長、副指導部長、部長、副部長、班長及び団員を置くことができる。

5 分団に分団本部及び部を置く。

6 分団本部に、分団長及び副分団長を置くほか、分団本部長、班長及び団員を置くことができる。

7 部に、部長、副部長、班長及び団員を置く。

8 分団の名称及び区域は、別表のとおりとする。

9 消防団員の階級及び定員は、次のとおりとする。

階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
職名	団長	副団長 方面隊長 副方面隊長	本部長 指導部長 分団長	副本部長 副指導部長 副分団長	部長 分団本部長	副部長 班長	団員 機能別団員
定員 (人)	1	25	42	77	155	600	1,500

(団員の職責)

第 3 条 団長は団を統理し、団員を指揮監督する。

2 副団長は団長を補佐し、団長に事故があるときは、あらかじめ団長が定めた順序によりその職務を代理する。

3 方面隊長は、団長の命を受け、所属の方面隊の事務を統括し、団員を指揮監督する。

4 副方面隊長は、方面隊長を補佐し、方面隊長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 団長、副団長共に事故があるときは、団長の定める順序により方面隊長又は副方面隊長が団長の職務を行う。ただし、団長が死亡、退職又は心身の故障によってその職務を行うことができない場合を除いては、消防団員の命免を行うことはできない。

6 本部長及び指導部長は、上司の命を受け所属の団員を指揮監督する。

7 分団長は、上司の命を受けて分団を統率し、その団員を指揮監督する。

8 副本部長及び副指導部長は、本部長又は指導部長を補佐し、本部長又は指導部長に事故があるときは、その職務を代理する。

9 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるときは、その職務を代理する。

10 部長及び分団本部長は、上司の命を受けて隊務又は部務を掌理し、団員を指揮監督する。

11 副部長及び班長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

12 団員及び機能別団員は、次の任務に従事するものとする。

(1) 団員は、上司の命を受け、所属の消防団活動に従事する。

(2) 機能別団員は、市長が別に定める特定の任務に従事する。

(会議)

第4条 会議は、次の各号に定めるものとする。

(1) 団幹部会

(2) 方面隊幹部会

(団幹部会)

第5条 団幹部会は、消防団の事業及び運営等に関する最高意思決定機関とする。

2 団幹部会は、団長、副団長及び方面隊長の職にあるものをもって構成し、団長が招集する。

3 会議の議長は、団長がこれに当たる。

(方面隊幹部会)

第6条 方面隊幹部会は、方面隊の事業運営等に関することを協議する。

2 方面隊幹部会は、方面隊長が招集する。

3 会議の議長は、方面隊長がこれに当たる。

(教養訓練)

第7条 団長は、団員の品位の陶冶及び実地に役立つ技能の練磨に努め、定期的に訓練を行わなければならない。

(訓練の区分)

第8条 訓練の区分は、一般訓練又は特別訓練とする。

2 一般訓練は、団員として消防に関する全般の職務に習熟せしめるため、招集、消防活動の演習及び機械器具の取扱い等についてこれを行う。

3 特別訓練は、幹部又は特定の者の必要な知識、技能を養うための講習又は見学等によりこれを行う。

(区域外の応援)

第9条 消防団は、次の各号のいずれかに該当するときは、区域外の災害に対して応援しなければならない。

(1) 消防長又は消防署長から応援命令があつたとき。

(2) 団長において応援の必要があると認めたとき。

(表彰)

第10条 市長は、部若しくは消防団員がその任務遂行に当たって特に顕著な功績があつた場合若しくは消防団員で長年にわたりその勤務成績が特に優秀であり他の模範と認めら

れるとき又は方面隊が長年にわたり無火災であり他の模範と認められるときはこれを表彰することができる。(市長表彰)

2 団長は、消防団員が勤務成績優秀であり他の模範と認められるとき又は分団が長年にわたり無火災であり他の模範と認められるときはこれを表彰することができる。(団長表彰)

3 前2項の表彰基準については、市長が別に定める。  
(表彰の種別)

第11条 前条の表彰は、部に対しては表彰状を、消防団員に対しては賞状及び徽章を、方面隊及び分団に対しては賞状及び竿頭綬を授与するものとする。  
(表彰の具申)

第12条 第10条による表彰を受けようとするときは、同条第1項に規定する市長表彰にあつては団長が市長に、同条第2項に規定する団長表彰にあつては方面隊長が団長に表彰の具申をするものとする。

2 前項の場合で市長表彰にあつては、団長はこれをまとめて市長に具申するものとする。  
(感謝状)

第13条 市長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者又は団体に対して感謝状を授与することができる。

- (1) 火災その他の災害の予防又は鎮圧
- (2) 消防施設強化拡充についての協力
- (3) 火災その他の災害現場における人命救助
- (4) 火災その他の災害時における消防団活動に対してなした協力
- (5) その他市長が認めた場合

(名誉団員)

第14条 市長は、消防団の発展又は消防に著しく貢献し退職した消防団員に「真庭市消防団名誉団員」の称号を贈り、その榮譽を顕彰するものとする。

(名誉団員の決定)

第15条 名誉団員の決定は、次の各号のいずれかに該当するものの中から団長が推薦し、市長が消防委員会に諮って決定する。

- (1) 団長として在職した者
- (2) 副団長として8年以上在職した者。ただし、4年以上副団長として在職した者は、副団長格の職に在職した期間の2分の1を副団長の在職期間とみなし加算するものとする。
- (3) 消防団員として35年以上在職し、分団長格以上の職に8年以上在職した者。ただし、4年以上分団長格以上の職に在職した者は、副分団長格の職に在職した期間の2分の1を分団長格の在職期間とみなし加算するものとする。
- (4) その他、真庭市消防の発展に特に貢献のあった者

(名誉団員の待遇)

第16条 名誉団員に対して次の待遇をすることができる。

- (1) 顕彰状に添えて名誉団員章を贈呈する。

(2) 各種消防行事に招待すること。

(3) その他必要な待遇

(服制)

第 17 条 消防団の服制については、消防団員服制基準(昭和 25 年国家公安委員会告示第 1 号)の定めるところによる。

2 消防団員は、職を失った場合直ちに被服を返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 3 日規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 27 日規則第 27 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 1 日規則第 95 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 26 日規則第 141 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 12 日規則第 33 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 1 日規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 1 日規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 9 月 29 日規則第 82 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 5 月 29 日規則第 29 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 5 年(2023 年) 3 月 31 日規則第 11 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

分団の名称		所管区域
北 房 方 面 隊	第一分団	上中津井、下中津井
	第二分団	上砦部、下砦部、阿口
	第三分団	上水田
	第四分団	宮地、五名、山田
落 合 方	第一分団	落合垂水、向津矢、西河内、下市瀬、上市瀬、開田、福田、中、日名、影、高屋、杉山
	第二分団	野原、舞高、且土、吉、田原山上、上山

面 隊	第三分団	鹿田、下方、木山、日野上
	第四分団	別所、佐引、関、一色、栗原
	第五分団	上河内、中河内、下河内
	第六分団	大庭、平松、野川、田原、西原、赤野、法界寺、下見、古見
久 世 方 面 隊	第一分団	久世の内中央町・旭町・元町・栄町・東町・下町・土居・泉・下原、 中島のうち高瀬以外、鍋屋、多田、五反、台金屋
	第二分団	久世の内河元・上町・早川町・中町・西町・黒尾・野白・田下・北 町・小谷・研矢・上ヶ市、三阪
	第三分団	富尾、惣、中島の内高瀬、草加部、神
	第四分団	目木、中原、三崎、檜東、余野下、余野上
	第五分団	檜西
勝 山 方 面 隊	第一分団	勝山、三田、本郷、岡、正吉、柴原、山久世、真賀、見尾、組、横 部、神庭、星山、竹原、菅谷、神代、荒田、後谷畝、江川、福谷
	第二分団	月田
	第三分団	若代、下岩、後谷、月田本、曲り、古呂々尾中、岩井谷、岩井畝、 上、高田山上、野、若代畝、清谷
美 甘 方 面 隊	第一分団	美甘
	第二分団	鉄山、黒田、延風、田口
湯 原 方 面 隊	第一分団	湯原温泉、豊栄の一部、下湯原、田羽根、社の一部
	第二分団	社の一部、久見、釘貫小川、禾津、豊栄の一部、都喜足、仲間、見 明戸、本庄
	第三分団	藤森、黒杭、種、栗谷
蒜 山 方 面 隊	第一分団	蒜山本茅部、蒜山上徳山、蒜山下徳山
	第二分団	蒜山西茅部、蒜山東茅部、蒜山上福田
	第三分団	蒜山湯船、蒜山中福田、蒜山富掛田、蒜山富山根、蒜山下福田、蒜 山上長田の一部、蒜山下見の一部
	第四分団	蒜山上長田の一部、蒜山下長田、蒜山下見の一部
	第五分団	蒜山別所、蒜山吉田、蒜山下和、蒜山真加子、蒜山初和

## 階級別消防団員数

(令和7年1月1日現在)

	団 長	副 団 長	方 面 隊 長	副 方 面 隊 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	実 団 員 数	条 例 定 数
本 部	1	3					1	4	2	11	2,400
北房方面隊			1	2	6	11	18	58	148	244	
落合方面隊			1	2	8	18	30	158	320	537	
久世方面隊			1	2	7	12	28	72	221	343	
勝山方面隊			1	2	5	10	23	117	262	420	
美甘方面隊			1	2	3	4	6	27	74	117	
湯原方面隊			1	2	5	6	12	45	93	164	
蒜山方面隊			1	2	7	11	24	64	232	341	
計	1	3	7	14	41	72	142	545	1,352	2,177	

【資料 5-4】 消防団の資機材

消防ポンプ自動車等現有数

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

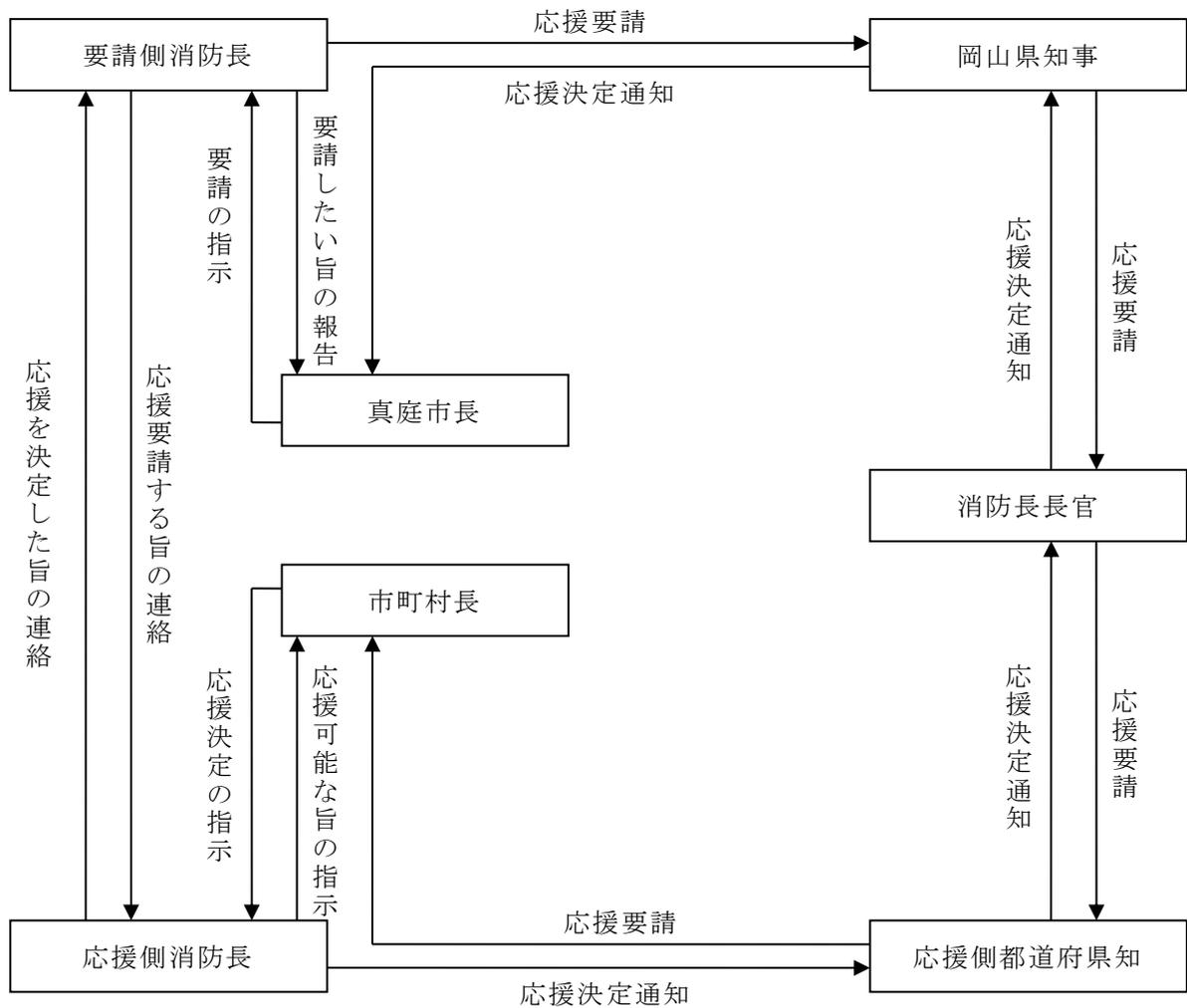
	消防ポンプ 自動車	小型動力ポンプ付 積載車	小型動力ポンプ (車両に積載して いないもの)
本 部			2
北房方面隊	3	17	5
落合方面隊	2	28	6
久世方面隊	4	16	1
勝山方面隊	3	22	8
美甘方面隊	1	8	
湯原方面隊	3	8	
蒜山方面隊	5	15	
計	21 台	114 台	22 台

【資料 5-5】 消防庁連絡先

回線別		平日(9:30~18:15) ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
N T T 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	(6-72-90-)49013	(6-72-90-)49102
	FAX	(6-72-90-)49033	(6-72-90-)49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	69-048-500-90-49013	69-048-500-9049102
	FAX	69-048-500-90-49033	69-048-500-90- 49036

【資料 5-6】大規模特殊災害時における広域航空消防応援要請

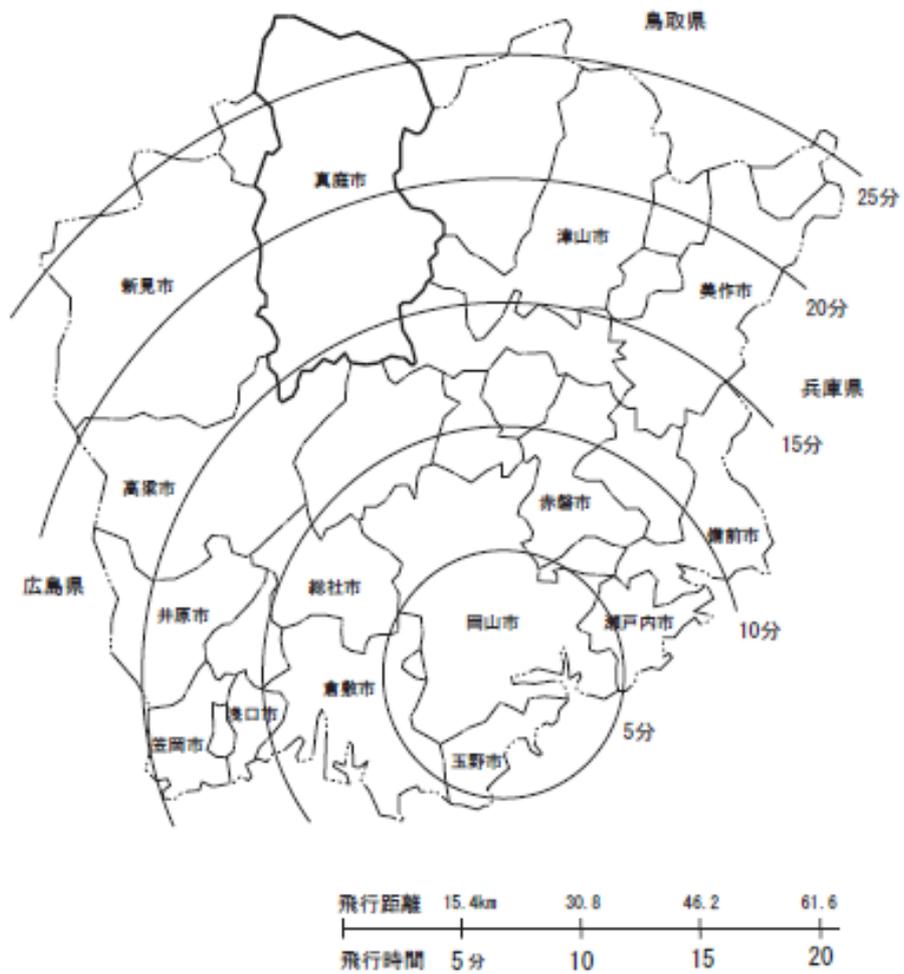
■広域航空消防応援の要請ルート等



■燃料調達先

名称	所在地	電話
岡山空港ターミナル(株)岡南出張所	岡山市南区浦安南町 640	086-262-1091
中国第二販売支店	岡山市北区柳町一丁目 1 番 1 号	086-222-2501

■所要時間（速度 100 ノット＝約 185km/h：無風時）



滞空可能時間（現場での行動可能時間）＝2 時間 40 分－（現地までの所要時間×2）

### 【資料 5-7】 水防倉庫

岡山県が管理する水防倉庫

水防倉庫名	所在地	備 考
落合	真庭市落合垂水地内	旭川右岸落合高校テニスコート前
八束	真庭市蒜山上長田 915	真庭市役所八束保健センター横
美甘	真庭市美甘 4137-6	美甘除雪基地内

### 【資料 5-8】 水防資機材

岡山県が管理する水防資機材

	水防倉庫名		
	落合	八束	美甘
麻袋	1,200		
土のう袋	15,000	1,500	3,000
大型土のう袋	1,000		
杭 (本)	55	100	150
丸太 (本)	60	60	60
筵 (枚)	100		
縄 (巻)	22	27	3
ロープ (m)	100	180	1,900
鉄線 (kg)	3	4	4
カスガイ	148		
掛矢	23	1	13
天びん棒	42		
鎌	2		4
ナタ	15	11	9
スコップ	28	4	20
鋤鎌	26	3	5
ツルハシ	16	8	3
鋸	12	1	8
ペンチ	7		6
ハンマー	7	1	2
斧	2		2
バイスケ	90	10	10
シート	30	6	32
とび口	4		
ブルーシート	400		

真庭市が管理する水防資機材

	本庁・振興局管理合計
鉄杭	0
ツルハシ	4
掛矢	6
ハンマー	3
バール	4
スコップ	59
一輪車	4
土のう袋	17,600

【資料 5-9】重要水防箇所

河川名	区域	延長 (m)		危険状況		水防工法	所要資材	担当 県民局 地域事務所
		左岸		要				
旭川	下見	左岸	200	要	旧川跡			真庭
	法界寺	左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
		左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
			(200)	A	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
		左岸	700	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 9,800、木杭 2,800	
			(700)	A	堤防断面不足	築廻し工	土のう 1,750、木杭 77、竹 105	
		左岸	100	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 1,400、木杭 400	
			(100)	A	堤防断面不足	築廻し工	土のう 250、木杭 11、竹 15	
	左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800		
	赤野	左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
	西原	左岸	400	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 1,000、木杭 44、竹 60	
		左岸	400	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 5,600、木杭 1,600	
	赤野～西原 西原～田原	左岸	(600)	要	旧川跡			
		左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
	田原	左岸	800	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 11,200、木杭 3,200	
		左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
古見	左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800		

旭川	野川	左岸	300	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 4,200、木杭 1,200	真庭
	野川～平松	左岸	700	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 9,800、木杭 2,800	
			(700)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 1,750、木杭 77、竹 105	
	大庭	左岸	200	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
	久世	左岸	300	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 750、木杭 33、竹 45	
		左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
	久世	左岸	600	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 1,500、木杭 66、竹 90	
		左岸	1,200 (700)	要	旧川跡			
		左岸	400	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 1,000、木杭 44、竹 60	
		左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
			(200)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
	草加部	左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
			(200)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
		左岸	200 (200)	要	旧川跡			
	勝山	左岸	100	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 1,400、木杭 400	
		左岸	200	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
		左岸	800	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 11,200、木杭 3,200	
		左岸	300 (1,000)	要	旧川跡			
		左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
		左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	

旭川	横部	左岸	400	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 5,600、木杭 1,600	真庭
	岡	左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
	柴原	左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
	山久世	左岸	100	要	旧川跡			
	釘貫小川	左岸	300	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 4,200、木杭 1,200	
	久見	左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
	久見～社	左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
	舞高	右岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
		右岸	200 (200)	要	旧川跡			
		右岸	(300)	B	漏水	釜段工	土のう 450、鋼杭 78、木杭 12	
	野原	右岸	400	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 5,600、木杭 1,600	
		右岸	(400)	要	旧川跡			
	野原～向津矢	右岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
	向津矢	右岸	100	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 1,400、木杭 400	
		右岸	400	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 5,600、木杭 1,600	
	落合垂水	右岸	300	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 4,200、木杭 1,200	
		右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
落合垂水～下市瀬	右岸	200	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30		
上市瀬	右岸	400	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 5,600、木杭 1,600		
下市瀬～上市瀬	右岸	700 (300)	要	旧川跡				

旭川	開田	右岸	400	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 5,600、木杭 1,600	真庭	
		右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800		
			(200)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30		
	右岸	100	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 1,400、木杭 400	開田～福田		
	右岸	600	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 1,500、木杭 66、竹 90			
		400	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 5,600、木杭 1,600			
	右岸	(400)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 1,000、木杭 44、竹 60	中		
		200	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30			
	右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800			
		(200)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30			
	中～富尾	右岸	300 (700)	要	旧川跡				中～富尾
	富尾	右岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800		
	中島～惣	右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800		中島～惣
			(200)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30		
	草加部	右岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800		草加部
			(200)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30		
		右岸	400	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 5,600、木杭 1,600		
			(400)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 1,000、木杭 44、竹 60		
		右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800		
			(200)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30		
右岸		200	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	草加部		
右岸		200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800			
(200)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30					

旭川	草加部	右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	真庭
			(200)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
		右岸	800	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 11,200、木杭 3,200	
			(800)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 2,000、木杭 88、竹 120	
	江川	右岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
	三田～本郷	右岸	900	要	旧川跡			
	横部	右岸	600	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 8,400、木杭 2,400	
		右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
	柴原	右岸	100	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 1,400、木杭 400	
		右岸	300	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 4,200、木杭 1,200	
	真賀	右岸	300	要	旧川跡			
		右岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
		右岸	100 (200)	要	旧川跡			
	見尾	右岸	300	要	旧川跡			
	仲間	右岸	300	要	旧川跡			
		右岸	500	要	旧川跡			
	豊栄	右岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
	湯原温泉	左岸	400	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 5,600、木杭 1,600	
		左岸	100 (300)	要	旧川跡			
左岸		100	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 1,400、木杭 400		
左岸		200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800		
左岸		50	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 700、木杭 200		

旭川	豊栄	右岸	700	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 9,800、木杭 2,800	真庭
		右岸	300 (300)	要	旧川跡			
		右岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
		右岸	300	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 4,200、木杭 1,200	
備中川	落合垂水	左岸	150	B	堤防断面不足	築回し工	土のう 375、木杭 17、竹 23	
		左岸	450	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 6,300、木杭 1,800	
	落合垂水～下方	右岸	600	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 8,400、木杭 3,200	
			(600)	A	堤防断面不足	築回し工	土のう 1,500、木杭 66、竹 90	
	下方	右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
			(200)	B	堤防断面不足	築回し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
		右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
			(200)	A	堤防断面不足	築回し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
		左岸	50	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 700、木杭 200	
		左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
			(200)	B	堤防断面不足	築回し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
		左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
左岸		200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800		
		(200)	B	堤防断面不足	築回し工	土のう 500、木杭 22、竹 30		
左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800			
	(200)	A	堤防断面不足	築回し工	土のう 500、木杭 22、竹 30			
左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800			
	(200)	B	堤防断面不足	築回し工	土のう 500、木杭 22、竹 30			

備中川	鹿田	右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	真庭
			(200)	B	堤防断面不足	築回し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
		右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
		右岸	10	B	法崩れ	表蓆張工	防水シート 4、土のう 20、木杭 12 竹 24	
		左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
			(200)	B	堤防断面不足	築回し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
		左岸	300	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 4,200、木杭 1,200	
		左岸	300	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 4,200、木杭 1,200	
		(300)	A	堤防断面不足	築回し工	土のう 750、木杭 33、竹 45		
	鹿田～栗原	左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
			(200)	B	堤防断面不足	築回し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
	栗原	右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
		右岸	400	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 5,600、木杭 1,600	
	一色	左岸		B	法崩れ	表蓆張工	防水シート 4、土のう 20、木杭 12 竹 24	
	山田	左岸	500	要	旧川跡			
		左岸	(500)	B	漏水	釜段工	土のう 750、鋼杭 130、 木杭 20	
	宮地	右岸	100	要	旧川跡			
		右岸	(100)	B	漏水	釜段工	土のう 150、鋼杭 26、 木杭 4	
		右岸	150	要	旧川跡			
		右岸	(150)	B	漏水	釜段工	土のう 225、鋼杭 39、 木杭 6	
上水田	右岸		B	水衝・洗堀	木流し工	土のう 5、木杭 1、 雑木 1		

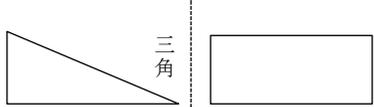
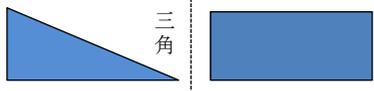
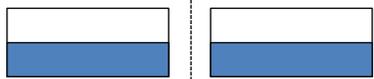
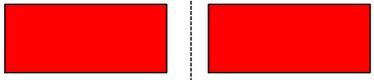
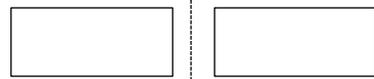
備中川	上水田	右岸	100	要	旧川跡			真庭
		左岸	(100)	B	漏水	釜段工	土のう 150、鋼杭 26、木杭 4	
河内川	赤田	右岸	150	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 5,500 杭 330	
		左岸	350					
	八幡	右岸	100	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 1,500 杭 90	
		左岸	50					
下河内	右岸	200	B	浸水リスク	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800		
目木川	大庭	左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工 木流し工	土のう 3,400 縄 2 木杭 200 シート 10 竹 30 鉄線 3K	
月田川	月田	左岸	500	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 8,500	
	月田	左岸	100	B	浸水リスク	積土のう工	土のう 1,400、木杭 400	

危険状況・A 水防上最も重要な区間  
 ・B 水防上重要な区間  
 ・要 注意を要する区間

【資料 5-10】陸閘一覧

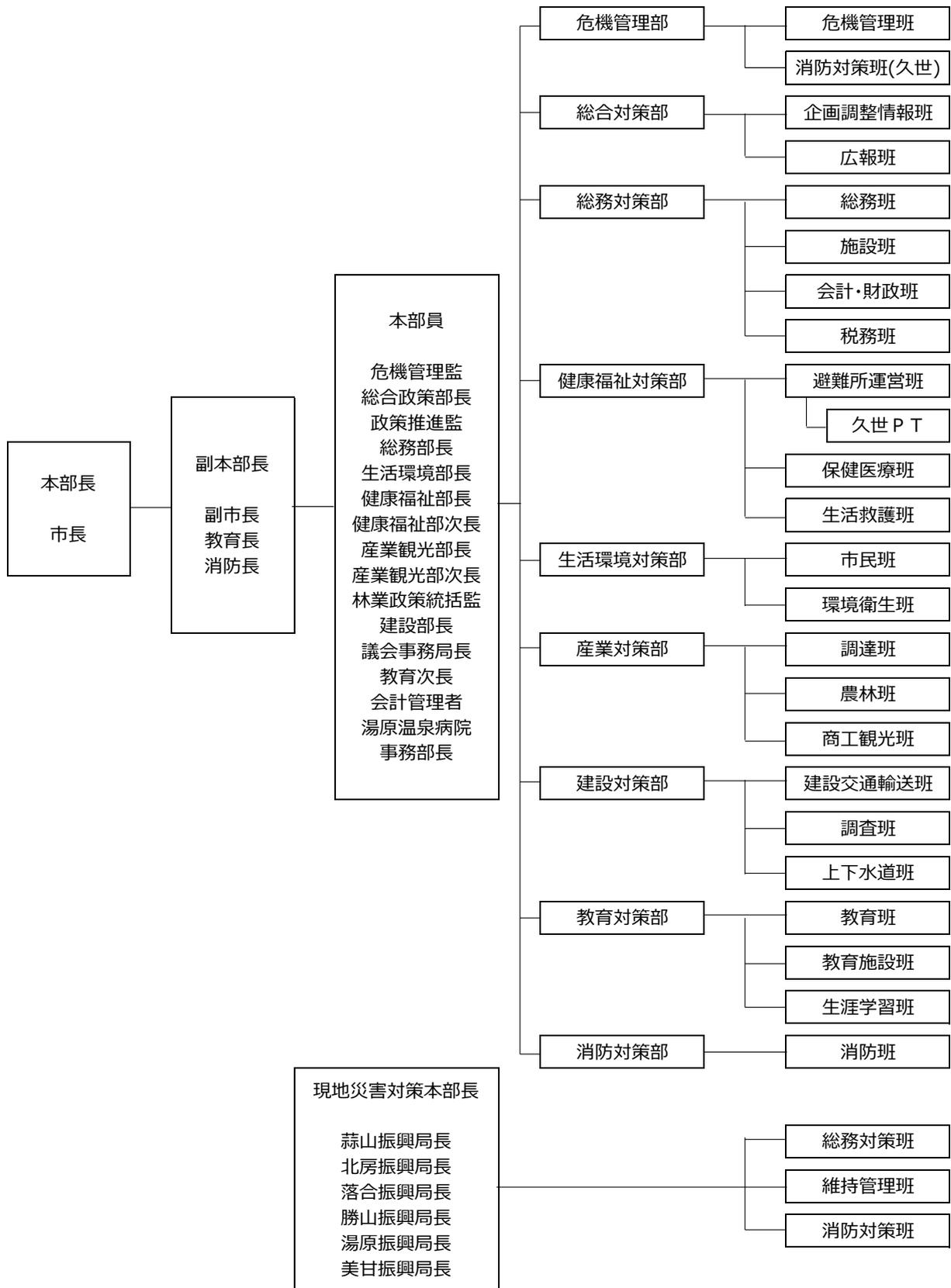
番号	施設名	所在	担当方面隊	摘要
1	旭川 1 号陸閘	真庭市法界寺	落合方面隊	スライドゲート
2	旭川 3 号陸閘			市道西原下見線横断
3	旭川 4 号陸閘			常時閉鎖
4	旭川 8 号陸閘	真庭市久世	久世方面隊	
5	旭川 9 号陸閘			
6	旭川 1 0 号陸閘			
7	旭川 1 1 号陸閘			
8	旭川 1 2 号陸閘			
9	旭川 1 3 号陸閘			
10	旭川 1 4 号陸閘			
11	旭川 1 5 号陸閘			
12	旭川 1 6 号陸閘			
13	旭川 1 7 号陸閘			
14	旭川 1 8 号陸閘			
15	三坂川陸閘			
16	目木川 1 号陸閘	真庭市中島		
17	目木川 2 号陸閘			
18	目木川 3 号陸閘			
19	本郷川陸閘	真庭市三田	勝山方面隊	
20	新庄川陸閘	真庭市月田		常時閉鎖
21	月田川 2 号陸閘			
22	月田川 3 号陸閘			

【資料 5-11】 水防信号

種別	打鐘信号	サイレン信号	その他の信号（吹流し又は旗）	備考
第一信号 水防警報 （警戒）	○-○-○-○ 四点打	8秒吹鳴 4秒休止 繰返し	黄布 	吹流しは、長さ 4 m 以上、幅 60cm 前後、任意  旗は、木綿、大幅四角
第二信号の 一 応援信号	○-○    ○-○- ○ 二点、三点、斑打	2秒吹鳴 2秒休止 繰返し	青布 	
第二信号の 二 緊急出動警報	○-○-○-○-○-○ -○ 六点打	5秒吹鳴 2秒休止 繰返し	白、青半布 	
第三信号 立退警報	乱打	15秒吹鳴 2秒休止 繰返し	赤布 	
第四信号 警報解除	○    ○-○ 一点、二点、斑打	30秒吹鳴	白布 	

6 活動組織関係

【資料 6-1-1】災害対策本部の組織



## 真庭市災害対策本部条例

平成 17 年 3 月 31 日

条例第 251 号

改正 平成 19 年 3 月 27 日条例第 10 号

平成 24 年 10 月 1 日条例第 35 号

### (趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、真庭市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

### (部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (班)

第 4 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、部に班を置くことができる。

2 班に班長を置き、班長は部長が指名する。

3 班長は、部長の命を受け班の事務を掌理する。

### (現地災害対策本部)

第 5 条 災害対策本部長は必要と認めるときは、現地災害対策本部を置くことができる。

2 現地災害対策本部に災害対策本部長の指名する現地災害対策本部長を置く。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成19年3月27日条例第10号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月1日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 真庭市災害対策本部規則

平成 17 年 3 月 31 日

規則第 171 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、真庭市災害対策本部条例(平成 17 年真庭市条例第 251 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定に基づき、真庭市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本部は、市内に非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)に基づく水防活動、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)に基づく災害救助その他緊急措置及び災害応急復旧その他の災害対策を実施するため、防災活動業務を開始する必要があるとき設置する。

(任務)

第 3 条 本部は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 水防その他の緊急災害予防に関すること。
- (2) 災害救助その他の民生安定に関すること。
- (3) 災害の緊急復旧に関すること。
- (4) 災害時の公安に関すること。
- (5) その他防災に関する事項

(組織)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の規定により本部に設置する部は、別表第 1 のとおりとする。

第 5 条 条例第 4 条第 1 項の規定により部に設置する班は、別表第 1 のとおりとする。

(副本部長)

第 6 条 災害対策副本部長は、副市長、教育長、消防長をもって充てる。

(本部員)

第 7 条 本部員は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

(部長)

第 8 条 部長は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

2 部長は、本部長の命を受け所管事項を掌理する。

(班長)

第 9 条 班長は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

2 班長は、部長の命を受け、所管事項を掌理する。

(班員)

第 10 条 班に班員を置き、別表第 1 に掲げる職員をもって充てる。

2 班員は、上司の命を受け所管事務を処理する。

(本部会議)

第 11 条 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が招集する。

2 本部会議は、本部長が主宰し第 3 条に掲げる事項に関し、施策の調整及び推進について協議する。

3 本部会議の庶務は、危機管理部危機管理班が所掌する。

(水防活動)

第 12 条 水防活動は、岡山地方気象台から風雨大雨に関する注意報又は警報等が発せられ、又はその他により本部長がその必要を認めたとき、その業務を開始する。

(その他の防災活動)

第 13 条 火災風災及び震災等の災害防ぎょ活動は、岡山地方気象台から強風及び異常乾燥に関する注意報が発せられ、その必要が認められるとき、又はそれらの非常災害が発生したとき開始する。

(救助活動)

第 14 条 救助活動は、災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号)第 1 条に該当する場合又は現に応急的な救助を必要とする場合に開始する。

(活動態勢)

第 15 条 前 3 条の防災活動業務の開始により、本部が設定されたときは、関係の各部、各班は、直ちに非常執務態勢を整え、所定の業務に着手しなければならない。

(関係機関との連絡)

第 16 条 部長は、関係機関との連絡を緊密にするとともに、関係機関に協力を要請する必

要があるときは、総務対策部長に協議するものとする。

(本部の廃止)

第 17 条 本部長は、予想される災害の危険が解除されたと認めるとき、又は災害発生後における措置がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止する。

(本部員等の心構え)

第 18 条 本部員、班長及び班員は勤務の時間の内外を問わず、非常災害発生のおそれのある場合には、諸般の情勢に注意するとともに、事態が急迫したと認めるとき、又は非常災害が発生したときは、直ちに所定の部署につかなければならない。

第 19 条 各部は、非常災害の場合機宜の措置を講ずることができるよう常に調査研究し、いかなる緊急事態にも対処できるよう準備しておかなければならない。

(相互協力の義務)

第 20 条 各部、各班及び各班員は、本部の任務の円滑な遂行が確保されるよう相互の情報連絡と協力について十分な努力を払わなければならない。

(現地災害対策本部)

第 21 条 条例第 5 条第 1 項の規定により現地災害対策本部を設置した場合の同条第 2 項に規定する現地災害対策本部長は、別表第 3 に掲げる職にある者をもって充てる。

2 現地災害対策本部に別表第 3 に掲げる班を置き、同表に掲げる職にある者を班長とする。

3 前項の班に班員を置き、別表第 3 に掲げる職員をもって充てる。

4 第 15 条から前条までの規定は、現地災害対策本部を設置した場合について準用する。

(その他)

第 22 条 この規則に定めるもののほか、本部について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 28 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 91 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日規則第 25 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 8 日規則第 24 号)抄  
(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 15 日規則第 31 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 28 日規則第 59 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 22 日規則第 24 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 16 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 64 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 7 月 4 日規則第 68 号)

この規則は、平成 29 年 7 月 4 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日規則第 31 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年(2022 年) 3 月 31 日規則第 24 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年(2023 年) 3 月 31 日規則第 13 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年(2024 年) 3 月 29 日規則第 14 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条、第 5 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条関係)

部	部長	班	班長	班員
危機管理部	危機管理監	危機管理班	危機管理課指 定職員	監査事務局職員 議会事務局職員
総合対策部	総合政策部長	企画調整情報	総合政策部総	総合政策部総合

		班	合政策課長	政策課職員 同部地域みらい創生課職員
		広報班	総合政策部秘書広報課長	総合政策部秘書広報課職員
総務対策部	総務部長	総務班	総務部総務課長	総務部総務課職員
		施設班	総務部財産活用課長	総務部財産活用課職員
		会計・財政班	総務部財政課長	総務部財政課職員 会計課職員
		税務班	総務部税務課長	総務部税務課職員
生活環境対策部	生活環境部長	市民班	生活環境部市民課長	生活環境部市民課職員 同部くらし安全課職員 同部スポーツ・文化振興課職員
		環境衛生班	生活環境部環境課長	生活環境部環境課職員
産業対策部	産業観光部長	調達班	産業観光部農業振興課長	産業観光部農業振興課職員 農業委員会事務局職員
		林業班	産業観光部林業・バイオマス産業課長	産業観光部林業・バイオマス産業課職員 地域エネルギー政策課職員

		商工観光班	産業観光部産業政策課長	産業観光部産業政策課職員
建設対策部	建設部長	建設交通輸送班	建設部建設課長	建設部建設課職員
		調査班	建設部まちづくり推進課長	建設部まちづくり推進課職員
		上下水道班	建設部上下水道課長	建設部上下水道課職員
健康福祉対策部	健康福祉部長	避難所運営班	健康福祉部福祉課長	健康福祉部福祉課職員 同部高齢者支援課職員
		保健医療班	健康福祉部健康推進課長	健康福祉部健康推進課職員
		生活救護班	健康福祉部子育て支援課長	健康福祉部子育て支援課職員
教育対策部	教育次長	教育班	教育委員会事務局学校教育課長	教育委員会事務局学校教育課職員
		教育施設班	教育委員会事務局教育総務課長	教育委員会事務局教育総務課職員
		生涯学習班	教育委員会事務局生涯学習課長	教育委員会事務局生涯学習課職員
消防対策部	消防長	消防班	消防本部次長	消防職員

別表第2(第7条関係)

本部員	危機管理監 総合政策部長 総務部長 生活環境部長 健康福祉部長 産業観光部長 建設部長 会計管理者 議会事務局長 教育次長 消防団長
-----	---

別表第3(第21条関係)

現地災害対策本部	現地災害対策本部長	班	班長	班員
各振興局現地災害対策本部	各振興局長	総務対策班	各振興局地域振興課長	各振興局地域振興課職員
		維持管理班	各振興局地域振興課長	各振興局地域振興課職員
		施設管理班	各振興局管内小学校長及び中学校長 各振興局管内幼稚園長、保育園長及びこども園長	各振興局管内小学校職員及び中学校職員 各振興局管内幼稚園職員、保育園職員及びこども園職員
		消防対策班	各振興局管内消防団方面隊長	各振興局管内消防団方面隊団員

**【資料 6-3】 災害対策本部設置時の連絡先**

連絡先	所在地	電話
美作県民局	津山市山下 53	0868-23-1214
美作県民局真庭地域事務所	真庭市勝山 591	0867-44-7560
真庭市消防本部	真庭市惣 254-8	0867-42-1190
真庭警察署	真庭市江川 821-1	0867-44-6110
岡山河川事務所	岡山市鹿田町 2-4-36	086-223-5101
中国電力ネットワーク(株)津山 ネットワークセンター	津山市上河原 208-3	0120-410-774

## 7 気象・情報連絡関係

### 【資料 7-1】岡山地方気象台から真庭市に発表される気象注意報・警報

注意報の種類	概要
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。

警報の種類	概要
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生する

	おそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

(注) 1. 発表基準欄に記載した数値は、岡山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

2. 警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。

警報・注意報発表基準一覧表

令和 7 年 5 月 29 日現在

警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	10	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	153	
	洪水		流域雨量指数基準	旭川流域=34.3、備中川流域=17.9、月田川流域=15.4	
			複合基準*1	旭川流域= (5、33.8)、備中川流域= (5、15.9)	
			指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風		平均風速	20m/s	
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 25cm	
			山地	12 時間降雪の深さ 45cm	
波浪		有義波高			
高潮		潮位			
注意報	大雨		表面雨量指数基準	6	
			土壌雨量指数基準	105	
	洪水		流域雨量指数基準	旭川流域=17.2、備中川流域=14.3、月田川流域=12.3	
			複合基準*1	旭川流域= (5、17.2)、備中川流域= (5、14.3)	
			指定河川洪水予報による基準	—	
	強風		平均風速	12m/s	
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 10cm	
			山地	12 時間降雪の深さ 25cm	
波浪		有義波高			
高潮		潮位			

雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪		
濃霧	視程	100m
乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 60%	
なだれ	①積雪の深さ 20cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 12℃以上又はかなりの降雨*2	
低温	最低気温-3℃以下*3	
霜	晩霜期に最低気温 2℃以下	
着氷		
着雪	24 時間降雪の深さ：平地 10cm 以上、山地 30cm 以上 気温：-1℃～3℃	
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100mm

(注) 1. 発表基準欄に記載した数値は、岡山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。

2. 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害発生の危険性を示す指標で、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを示す指数。

3. 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

4. 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

\*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

\*2 気温は岡山地方气象台、津山特別地域気象観測所の値。

\*3 気温は岡山地方气象台の値。

### 【資料 7-2】気象特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表に当たっては、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をします。

### 【資料 7-3】雨量観測所

#### ■ 県関係雨量観測所

観測所名	位置	設置場所	水系	所属	観測者	種別
奥田	真庭市奥田	湯原ダム 奥田観測所	旭川 (藤森川)	岡山県	湯原ダム管理 事務所職員	テレメーター
上長田	真庭市蒜山 上長田	湯原ダム 上長田観測所	旭川	岡山県	湯原ダム管理 事務所職員	テレメーター
豊栄 (湯原ダム)	真庭市豊栄	中電湯原ダム 第一発電所	旭川	岡山県	湯原ダム管理 事務所職員	テレメーター
湯原	真庭市豊栄	旭川ダム 湯原観測所	旭川	岡山県	旭川ダム統合 管理事務所職員	テレメーター
勝山	真庭市草加部	旭川ダム 勝山観測所	旭川	岡山県	旭川ダム統合 管理事務所職員	テレメーター
別所	真庭市別所	別所小学校	旭川 (関川)	岡山県	県民局職員	砂防関係 テレメーター
落合	真庭市法界寺	旭川ダム 落合観測所	旭川	岡山県	旭川ダム統合 管理事務所職員	テレメーター
樫東	真庭市樫東	上野配水地場	旭川 (余ノ川)	岡山県	県民局職員	砂防関係 テレメーター
北房	真庭市山田	旭川ダム 北房観測所	旭川 (開田川)	岡山県	旭川ダム統合 管理事務所職員	テレメーター
月田	真庭市若代	旭川ダム 月田観測所	旭川 (月田川)	岡山県	旭川ダム統合 管理事務所職員	テレメーター
真庭	真庭市勝山	美作県民局 真庭地域事務所	旭川	岡山県	県民局職員	テレメーター

#### ■ 岡山地方気象台関係雨量観測所

観測所名	位置	水系	所属	管理者氏名	通報連絡 方法	種別
上長田	真庭市蒜山上長田	旭川	気象台	岡山地方気象台	オンライン	地域気象観測所
久世	真庭市中島	〃	〃	〃	〃	〃
下皆部	真庭市下皆部	〃	〃	〃	〃	地域雨量観測所

## 【資料 7-4】 水位観測所

### ■ 県関係水位観測所

河川名	観測所名	位置	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	零点 標高	観測者	備考
旭川	上長田	真庭市蒜山 上長田						湯原ダム 管理事務所 職員	テレメーター
旭川	勝山	真庭市 草加部	2.30	2.60	2.60	2.80	154.21	旭川ダム 統管職員	水位周知 テレメーター
旭川	本郷	真庭市 勝山						県民局職員	テレメーター
新庄川	江川	真庭市 江川	2.00	2.50			166.54	県民局職員	テレメーター
月田川	月田石原	真庭市 月田	2.00	2.50			202.82	県民局職員	テレメーター
目木川	目木	真庭市 目木	2.00	2.50			153.17	県民局職員	テレメーター
旭川	落合垂水	真庭市 落合垂水						県民局職員	テレメーター
旭川	落合	真庭市 法界寺	3.50	4.40	4.40	4.70	114.92	旭川ダム 統管職員	水位周知 テレメーター
備中川	垂水	真庭市 下方	0.50	0.60	0.80	1.10	125.45	県民局職員	水位周知 テレメーター
備中川	上水田	真庭市 上水田						県民局職員	テレメーター

### ■ 県関係ダム貯水位観測所

水系		観測所名	位置	通報 水位	警戒 水位	零点 標高	電報 符号	観測者	備考
本流	支流								
旭川	旭川	湯原ダム	真庭市 湯原温泉					湯原ダム 管理事務所 職員	土木ダム テレメーター

【資料 7-5】無線機・放送通信設備

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

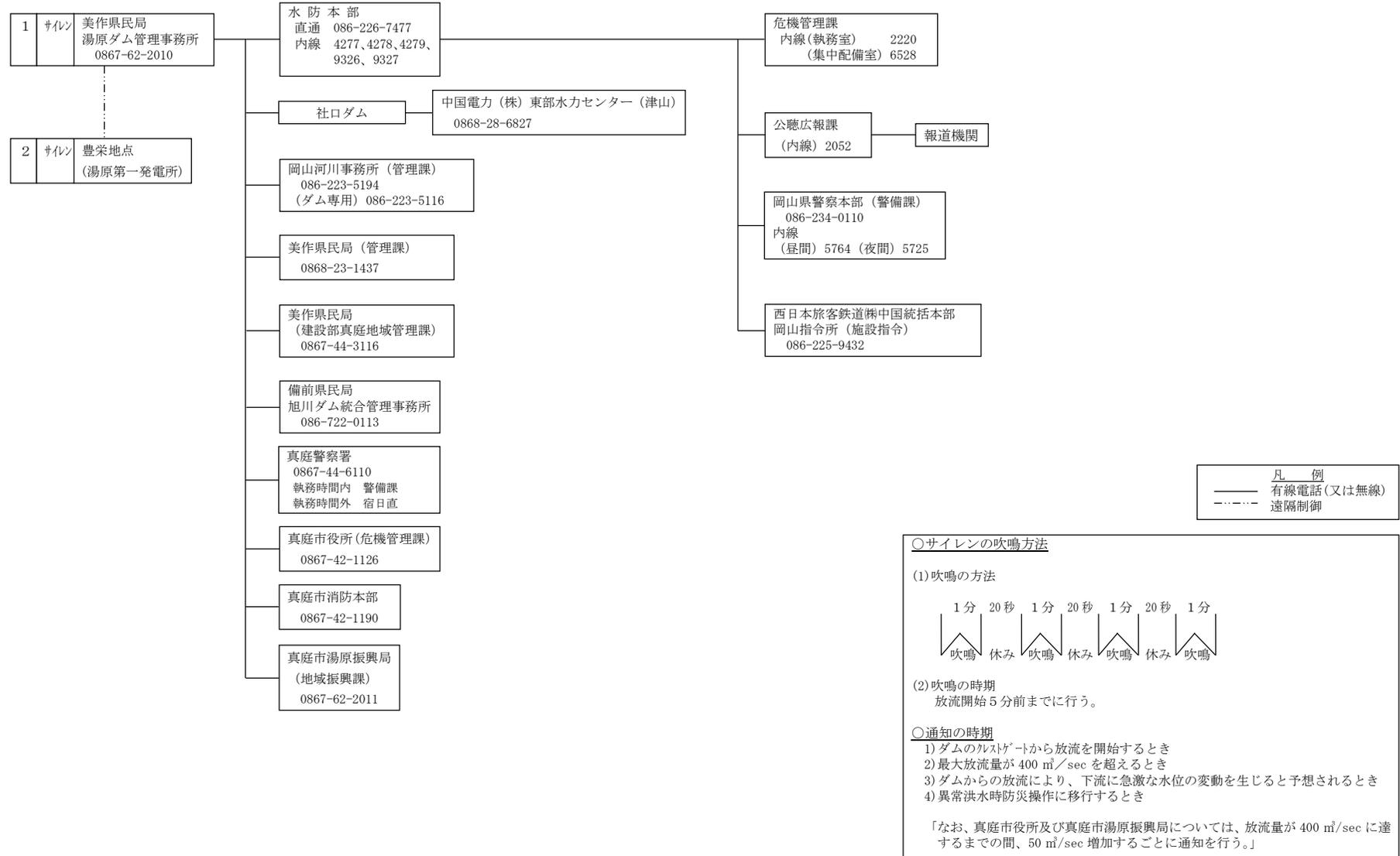
無線機保有状況

真庭ひかりネットワークによる情報伝達可能世帯

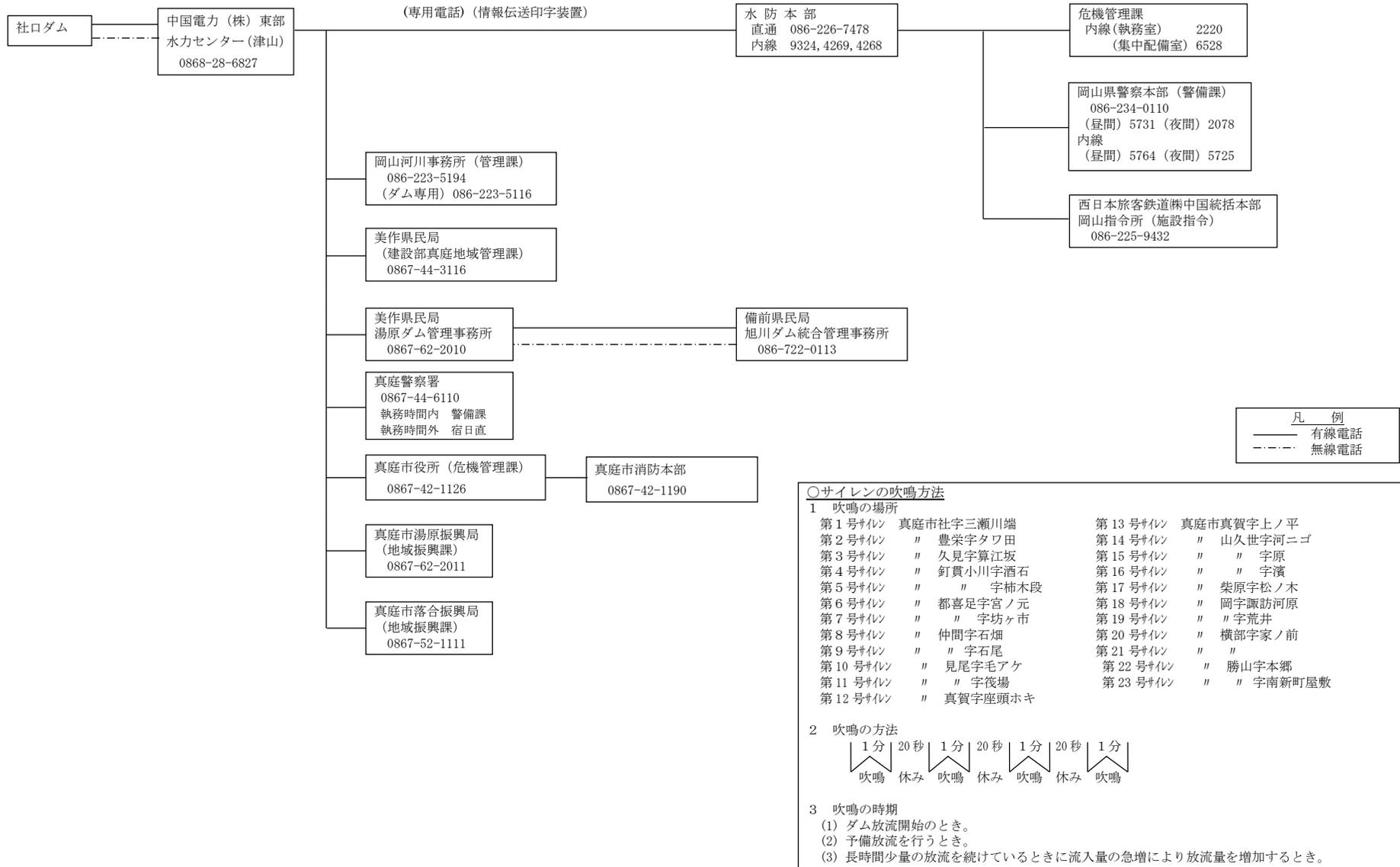
地域	携帯型	
	デジタル	デジタル簡易
北房		25
落合	20	
久世		31
勝山	17	
美甘		15
湯原	23	
蒜山		41
合計	60	112

地域		告知放送	C A T V
公 共 施 設 以 外	北房	1,896	1,496
	落合	5,154	3,349
	久世	3,835	2,796
	勝山	2,745	2,124
	美甘	480	410
	湯原	1,133	722
	蒜山	2,146	1,223
	小計	17,389	12,120
公共施設		445	166
合計		17,834	12,286
総世帯数			17,317

【資料 7-6-1】湯原ダム放流時通報連絡系統図



【資料 7-6-2】社口ダム放流時通報連絡系統図（予備及び洪水警戒時に放流する場合）



## 8 救出・避難関係

### 【資料 8-1】 備蓄資機材

資機材		単 位	北房 振興局	落合 振興局	久世 本庁	勝山 振興局	美甘 振興局	湯原 振興局	蒜山 振興局
応急対策資機材	鉄 杭	本			10	10		5	
	発電機	台	4	5	3	2	4	2	5
	投光機(三脚)	機	5		2		6	2	4
	コードリール	個	3	10	5	2	11	2	5
	テント (2間×3間)	脚	10	5	10	5	7	1	15
	シート (2間×3間)	枚	5	5	5	10	5	5	15
	担架	台		1	1				
	二連梯子 (6m)	本		1			1	1	2
	トランジスタメガホン	個	2	0	3	1	1	2	10
	両つるはし	個		0	2	1	10		0
	かけや	個	1	1	2	2	1	1	3
	大ハンマー (4.5kg)	個		0	2	0	1		1
	チェーンソー	個	1	1	0	1	2	1	3
	大バール (90 cm)	本	1	0	2	0	2		0
	油圧爪付きジャッキ	個		0	1	0			0
	スコップ	個	6	5	15	5	4	5	25
	一輪車	台	1	0	1	2	1	1	4
	ガソリン・オイル混合容器	個	1	0	1	0	1		5
	ガソリン携行缶	個	1	1	1	1	2	1	3
	土のう袋	袋	3,000	1,000	1,000	1,000	2,000	500	1,200
つるはし	個			1				2	
リアカー	台			0		1		0	
生活用資機材	毛 布	枚	50	150	120	50	33	31	10
	懐中電灯	個	2	10	10	5	11	3	12
	電 池	個	20	20	100	100	50	20	130
	アルミブランケット	枚	50	500	50	50	50	50	50
	エアマット	個	50	500	50	50	50	50	50
	ロールマット (20m/本)	本	12	28	21	16	4	6	13
	段ボール間仕切(1.8m×1.8m)	式	20	50	50	40	10	10	20
	簡易トイレ (排便袋)	個			7,000				
	簡易トイレ (便座・テント)	式			100				
	炊き出し用大釜	個			4				
炊き出し用大釜台	個			4					

【資料 8-2】指定緊急避難場所・指定避難所（施設）

指定緊急 避難場所	指 定 避難所	名 称	所 在 地	使用可能区分			収容可能 面積 (㎡)	推定収容人数 (1坪/人)	地域
				洪水	土砂	地震			
●		別所コミュニティハウス	真庭市蒜山別所310-1	○	○		108	32	蒜山
●		大原コミュニティハウス	真庭市蒜山別所4-222	○	○		36	10	蒜山
●		吉田公民館	真庭市蒜山吉田343-10	○	○		49	14	蒜山
●		津黒コミュニティハウス	真庭市蒜山下和1167-4	○	○		36	10	蒜山
●		野辺コミュニティハウス	真庭市蒜山下和1492-2	○	○		36	10	蒜山
●		一の茅コミュニティハウス	真庭市蒜山下和2416-1	○	○		36	10	蒜山
●		下鍛冶屋コミュニティハウス	真庭市蒜山下和1894-3	○	○		36	10	蒜山
●		荒井コミュニティハウス	真庭市蒜山下和2713-6	○	○		36	10	蒜山
●		初和コミュニティハウス	真庭市蒜山初和202-1	○	○		50	15	蒜山
●		富先コミュニティハウス	真庭市蒜山中福田145-26	○	○		68	20	蒜山
●		原コミュニティハウス	真庭市蒜山中福田356-5	○	○		68	20	蒜山
●		日ノ爪コミュニティハウス	真庭市蒜山中福田794	○	○		47	14	蒜山
●		富掛田多目的研修集会施設	真庭市蒜山富掛田156-2	○	○		54	16	蒜山
●		富掛田前多目的研修集会施設	真庭市蒜山富掛田262-3	○	○		48	14	蒜山
●		共和多目的集会施設	真庭市蒜山富山根694-288	○	○		36	10	蒜山
●		千町公会堂	真庭市蒜山下福田1113-1	○	○		50	15	蒜山
●		下井川多目的研修集会施設	真庭市蒜山下福田823	○	○		54	16	蒜山
●		上中井川公会堂	真庭市蒜山下福田320	○	○		57	17	蒜山
●		井川栄多目的共同化施設	真庭市蒜山上長田4-46	○	○		36	10	蒜山
●		中島多目的研修集会施設	真庭市蒜山上長田256-2	○	○		54	16	蒜山
●		洲ノ上コミュニティハウス	真庭市蒜山上長田454-1	○	○		48	14	蒜山
●		道目木公会堂	真庭市蒜山上長田1280-2	○	○		97	29	蒜山
●		花園コミュニティハウス	真庭市蒜山上長田1887-1	○	○		68	20	蒜山
●		花園下公会堂	真庭市蒜山下長田779-5	○	○		43	13	蒜山
●		宇田公会堂	真庭市蒜山上長田1095-4	○	○		36	10	蒜山
●		宮城多目的生活共同施設	真庭市蒜山上長田1695-224	○	○		32	9	蒜山
●		西原コミュニティハウス	真庭市蒜山下長田855-6	○	○		123	37	蒜山
●		上在所公会堂	真庭市蒜山下長田1209-2	○	○		54	16	蒜山
●		東集会所	真庭市蒜山下長田30-55	○	○		36	10	蒜山
●		吉森公会堂	真庭市蒜山上長田486	○	○		106	32	蒜山
●		大森公会堂	真庭市蒜山東茅部1954-1	○	○		75	22	蒜山
●		粟住公会堂	真庭市蒜山東茅部1069-1	○	○		72	21	蒜山
●		茅部野東集会所	真庭市蒜山東茅部721-5	○	○		39	12	蒜山
●		黒岩コミュニティハウス	真庭市蒜山東茅部734-6	○	○		54	16	蒜山
●		桜ヶ丘コミュニティハウス	真庭市蒜山東茅部712-585	○	○		54	16	蒜山
●		笠木集落集会施設	真庭市蒜山西茅部298-18	○	○		36	10	蒜山
●		才東集会所	真庭市蒜山西茅部398	○	○		126	38	蒜山
●		茅部野西部落多目的共同施設	真庭市蒜山西茅部444-41	○	○		67	20	蒜山
●		五反田集会所	真庭市蒜山西茅部1065-5	○	○		75	22	蒜山
●		郷原公会堂	真庭市蒜山西茅部1392-2	○	○		54	16	蒜山
●		本茅部公会堂	真庭市蒜山本茅部185	○	○		41	12	蒜山
●		白髪公会堂	真庭市蒜山上徳山361-2	○	○		43	13	蒜山
●		山根田中別所多目的共同化施設	真庭市蒜山上徳山549-3	○	○		36	10	蒜山
●		天王中曾公会堂	真庭市蒜山本茅部11-8	○	○		99	30	蒜山
●		徳山神社	真庭市蒜山上徳山805	○	×		28	8	蒜山
●		延助コミュニティハウス	真庭市蒜山上徳山1016-3	○	○		70	21	蒜山
●		中原集落集会施設	真庭市蒜山上徳山1479-13	○	○		58	17	蒜山
●		宗利公会堂	真庭市蒜山下徳山337	○	○		71	21	蒜山
●		徳山公会堂	真庭市蒜山下徳山197-8	○	○		64	19	蒜山
●		苗代公会堂	真庭市蒜山下徳山715-2	○	○		43	13	蒜山
●		正富集落集会所	真庭市蒜山上福田269-7	○	○		36	10	蒜山
●		堂の前公会堂	真庭市蒜山上福田729-4	○	○		48	14	蒜山
●		湯船公会堂	真庭市蒜山湯船434-1	○	○		64	19	蒜山
●		黒住教上長田中教会所	真庭市蒜山上長田567-14	○	○		49	14	蒜山
●	●	中和保健センターあじさい	真庭市蒜山下和1801	○	○		264	80	蒜山
●	●	勝山高等学校蒜山校地	真庭市蒜山上長田4-143	○	○		1019	308	蒜山
●	●	八束コミュニティセンター	真庭市蒜山富山根152-2	○	○		311	94	蒜山
●	●	蒜山高原スポーツ公園	真庭市蒜山上長田2300-1	○	○		726	220	蒜山

指定緊急 避難場所	指定 避難所	名称	所在地	使用可能区分			収容可能 面積 (㎡)	推定収容人数 (1坪/人)	地域
				洪水	土砂	地震			
●	●	川上小学校	真庭市蒜山上福田890-17	○	○		730	221	蒜山
●	●	川上コミュニティセンター	真庭市蒜山上福田425-1	○	○		268	81	蒜山
●	●	蒜山中学校	真庭市蒜山下福田468	○	○		536	162	蒜山
●	●	八束老人福祉センター	真庭市蒜山富山根154-1	○	○		223	67	蒜山
●	●	中和デイサービスセンター	真庭市蒜山下和1801	○	○		250	75	蒜山
●		湯本コミュニティハウス	真庭市湯原温泉143-2	○	×		90	27	湯原
●		見明戸コミュニティハウス	真庭市見明戸895-2	○	×		153	46	湯原
●		見明戸六多目的集会所	真庭市見明戸1202-6	○	×		357	108	湯原
●		福井集会所	真庭市見明戸1789-1	○	×		254	76	湯原
●		社コミュニティハウス	真庭市社651	○	×		132	40	湯原
●		久見コミュニティハウス	真庭市久見90-16	○	○		114	34	湯原
●		禾津コミュニティハウス	真庭市禾津304-2	○	○		84	25	湯原
●		田羽根多目的研修集会所	真庭市田羽根429-1	○	×		64	19	湯原
●		粟谷多目的研修集会所	真庭市粟谷673-2	○	○		92	27	湯原
●		藤森多目的研修集会所	真庭市藤森94-4	○	○		68	20	湯原
●		本庄多目的研修集会所	真庭市本庄1319-1	○	×		108	32	湯原
●		釘貫小川多目的研修集会所	真庭市釘貫小川450-1	○	○		105	31	湯原
●		下湯原公民館	真庭市下湯原353-1	○	○		486	147	湯原
●		湯原公民館豊栄分館	真庭市豊栄946-1	○	○		150	45	湯原
●		本谷多目的生活協同施設	真庭市社1319	○	×		432	130	湯原
●		牧原多目的研修集会所	真庭市社1938	○	×		50	15	湯原
●		橋谷集会所	真庭市禾津492	○	○		29	8	湯原
●		種集落農事集会所	真庭市種1790-4	○	○		72	21	湯原
●		三倉多目的集会所	真庭市種652-2	○	○		29	8	湯原
●		三野瀬多目的研修集会所	真庭市種826-6	○	○		58	17	湯原
●		河面大杉集会所	真庭市粟谷911-3	○	○		22	6	湯原
●		杉成集会所	真庭市粟谷1081	○	×		18	5	湯原
●		牧(まき)集会所	真庭市仲間1607-1	○	○		29	8	湯原
●		都喜足(つぎたる)公民館	真庭市都喜足150-1	○	×		22	6	湯原
●		羽部(はぶ)生活家事共同施設	真庭市豊栄240-5	○	×		32	9	湯原
●		茅森(かやもり)共同作業所	真庭市豊栄889-5	○	○		38	11	湯原
●	●	湯原ふれあいセンター	真庭市豊栄1515	○	×		507	153	湯原
●	●	湯原小学校	真庭市久見70	○	○		404	122	湯原
●	●	湯原中学校	真庭市久見105	○	○		1040	315	湯原
●	●	二川みらいづくりセンター	真庭市種966	○	○		385	116	湯原
●	●	湯原温泉スポーツ公園	真庭市禾津164	○	○		1607	486	湯原
●		みどりふれあい会館	真庭市美甘3883-1	○	○		356	107	美甘
●		福寿荘	真庭市美甘448	○	○		77	23	美甘
●		山路集会所	真庭市美甘1632-3	○	×		31	9	美甘
●		羽仁地区コミュニティハウス	真庭市美甘1964-1	○	×		54	16	美甘
●		平島地区コミュニティハウス	真庭市美甘2511-1	○	×		63	19	美甘
●		野尾集会所	真庭市美甘2312-2	○	×		28	8	美甘
●		河田集会所	真庭市美甘1143	○	○		32	9	美甘
●		宇南寺	真庭市美甘1278	○	○		36	11	美甘
●		竹元寺	真庭市美甘4059	○	○		36	11	美甘
●		当政コミュニティセンター	真庭市美甘3451-1	○	○		48	14	美甘
●		只常集会所	真庭市美甘319	○	○		28	8	美甘
●		鉄山地区コミュニティハウス	真庭市鉄山379	○	○		105	32	美甘
●		篠原多目的集会所	真庭市鉄山1710-3	○	○		56	17	美甘
●		峪集会所	真庭市鉄山1377-4	○	○		36	10	美甘
●		中村集会所	真庭市鉄山752-4	○	○		28	8	美甘
●		日名集会所	真庭市黒田383-1	○	○		32	9	美甘
●		打火谷集会所	真庭市田口1196	○	×		28	8	美甘
●		太井ノ坂集会所	真庭市田口1479-1	○	○		36	10	美甘
●		湯谷集会所	真庭市田口943	○	×		28	8	美甘
●		田口地区コミュニティハウス	真庭市田口363-1	○	×		45	13	美甘
●	●	美甘小学校	真庭市美甘4021-4	○	×		304	92	美甘
●	●	美甘健康増進施設	真庭市美甘3888-6	○	○		940	285	美甘

指定緊急 避難場所	指 定 避難所	名称	所在地	使用可能区分			収容可能 面積 (㎡)	推定収容人数 (1坪/人)	地域
				洪水	土砂	地震			
●	●	美甘振興局	真庭市美甘4134	○	×		100	30	美甘
●		新建コミュニティハウス	真庭市勝山447-2	○	○		99	30	勝山
●		西町コミュニティハウス	真庭市本郷1865-9	○	○		54	16	勝山
●		江川コミュニティセンター	真庭市江川858-3	○	○		75	22	勝山
●		荒田コミュニティセンター	真庭市荒田386	○	×		88	26	勝山
●		星山コミュニティセンター	真庭市星山688-1	○	×		57	17	勝山
●		城北コミュニティセンター	真庭市柴原416-2	×	×		149	45	勝山
●		山久世コミュニティハウス	真庭市山久世1833-16	○	×		91	27	勝山
●		東部集会所	真庭市山久世564-5	○	○		28	8	勝山
●		勝山月田公民館	真庭市月田6838-1	○	○		264	80	勝山
●		月田コミュニティハウス	真庭市月田2007-1	○	○		54	16	勝山
●		覚正山不動寺	真庭市後谷畝1179	○	○		43	13	勝山
●		一宮神社	真庭市横部117	○	○		79	23	勝山
●		福谷コミュニティハウス	真庭市福谷1136-1	○	×		59	18	勝山
●		高田山上多目的集会所	真庭市高田山上1044-1	○	○		63	19	勝山
●		上多目的集会所	真庭市上1461	○	○		69	20	勝山
●		本郷コミュニティハウス	真庭市本郷100-40	○	○		59	18	勝山
●		組コミュニティハウス	真庭市組35-26	○	×		74	22	勝山
●		真庭市高齢者福祉のむらづくり拠点施設	真庭市上3414-2	○	○		48	14	勝山
●		勝山運動公園	真庭市福谷1192	○	×		30	9	勝山
●		高応神社	真庭市江川929	○	○		31	9	勝山
●		谷山集会所	真庭市江川621	○	×		32	9	勝山
●		見尾公民館	真庭市見尾157	○	×		50	15	勝山
●		清谷公民館	真庭市清谷667-1	○	×		36	11	勝山
●		手の尾合の坪集会所	真庭市月田本371-1	○	○		28	8	勝山
●		手谷多目的生活協同施設	真庭市月田2826-5	○	○		44	13	勝山
●		重則集会所	真庭市荒田816	○	○		46	14	勝山
●		勝山富原公民館	真庭市若代343-8	○	○		264	80	勝山
●		西町五組集会所	真庭市本郷1939-1	○	○		33	10	勝山
●		三田神社	真庭市三田121-2	○	○		46	14	勝山
●		三堂公会堂	真庭市月田7885-1	○	○		69	21	勝山
●		東真産業株式会社本社	真庭市勝山805	○	○		180	54	勝山
●		真庭地域産業振興センター	真庭市勝山620-5	○	○		315	119	勝山
●	●	神代コミュニティセンター	真庭市神代913-1	○	○		392	118	勝山
●	●	月田小学校	真庭市月田5606-2	○	○		442	133	勝山
●	●	富原小学校	真庭市若代1948	○	○		416	126	勝山
●	●	勝山文化センター	真庭市勝山319	○	○		1982	600	勝山
●	●	真庭市農業構造改善センター (富山地区農業構造改善センター)	真庭市古呂々尾中1412-3	○	×		426	129	勝山
●	●	勝山小学校	真庭市本郷1801	○	○		553	167	勝山
●	●	勝山中学校	真庭市三田190	○	○		952	288	勝山
●	●	勝山高校	真庭市勝山481	○	○		1429	433	勝山
●	●	勝山こども園	真庭市勝山628-1	○	○		680	206	勝山
●		北町コミュニティハウス	真庭市久世281-1	○	○		112	33	久世
●		上町早川町公民館	真庭市久世2516-1	○	○		52	15	久世
●		寿和公民館	真庭市草加部2150-1	○	×		72	21	久世
●		高瀬公民館	真庭市惣129-18	○	○		60	18	久世
●		富尾公民館	真庭市富尾389-6	○	×		124	37	久世
●		上口コミュニティハウス	真庭市目木1724-1	○	○		69	20	久世
●		中原神社	真庭市中原302	○	○		30	9	久世
●		多田中公民館	真庭市多田381-18	○	○		70	21	久世
●		上野ガレキ処分場	真庭市櫻東1379-18	○	○		12	3	久世
●		善住寺	真庭市櫻東1362	○	○		90	27	久世
●		金屋明親館	真庭市台金屋115	○	○		86	26	久世
●		富尾下集会所	真庭市富尾433-1	○	×		36	10	久世
●		定池・松ヶ瀬公民館	真庭市櫻西3685	○	○		52	15	久世
●		Nikko真庭店	真庭市台金屋27番地1	○	○		175	53	久世
●		浅野産業株式会社 真庭事業所	真庭市中原202番14	○	×		83	25	久世
●	●	大上公民館	真庭市草加部1007-2	×	○		103	31	久世

指定緊急 避難場所	指 定 避難所	名称	所在地	使用可能区分			収容可能 面積 (㎡)	推定収容人数 (1坪/人)	地域
				洪水	土砂	地震			
●	●	遷喬小学校	真庭市久世100	○	○		843	255	久世
●	●	久世公民館	真庭市久世2932-5	○	○		590	178	久世
●	●	草加部小学校	真庭市草加部538	×	○		421	127	久世
●	●	西口農業構造改善センター	真庭市目木1555-4	○	○		92	27	久世
●	●	米来小学校	真庭市目木1804	○	○		558	169	久世
●	●	久世中学校	真庭市台金屋202	○	○		1478	447	久世
●	●	檉東生活改善センター	真庭市檉東1354-2	○	○		32	9	久世
●	●	檉邑小学校	真庭市檉西3510	○	○		383	116	久世
●	●	余野小学校	真庭市余野下475	○	×		532	161	久世
●	●	産業学習館	真庭市三阪1130-22	○	○		372	112	久世
●	●	西口西公民館	真庭市目木1285	○	○		40	12	久世
●	●	全農岡山県本部家畜市場	真庭市草加部1810	○	○		214	64	久世
●	●	久世エスバスセンター	真庭市鍋屋17-1	○	○		1078	326	久世
●	●	旧真庭高校久世校地	真庭市中島143	×	○		1899	575	久世
●		高の巣多目的集会所	真庭市田原山上331-3	○	○		28	8	落合
●		土井谷ふれあいの家	真庭市下河内2597-1	○	○		32	9	落合
●		久保谷多目的生活共同施設 (ふれあいの園木かげ)	真庭市下河内1684-5	○	×		32	9	落合
●		西谷公会堂	真庭市上河内3793-1	○	○		54	16	落合
●		千里集会所	真庭市関4152-3	○	○		25	7	落合
●		しらめ団地集会所	真庭市上市瀬1050-96	○	○		32	9	落合
●		上山コミュニティハウス (デイサービス)	真庭市上山354-1	○	○		64	19	落合
●		正光寺	真庭市関1237-1	○	○		36	10	落合
●		北野多目的集会所	真庭市田原山上2039-3	○	○		28	8	落合
●		醍醐桜休憩所	真庭市別所2168	○	○		25	7	落合
●		日野上八幡神社	真庭市日野上3044	○	○		43	13	落合
●		粟村集会所	真庭市別所1342-3	○	○		21	6	落合
●		市村部落集会所	真庭市別所703-7	○	○		28	8	落合
●		中倉集会所	真庭市別所4663	○	○		28	8	落合
●		千束集会所	真庭市佐引805-1	○	×		21	6	落合
●		大谷小宗集会所	真庭市日野上407-3	○	×		18	5	落合
●		坂元公会堂	真庭市木山500	○	○		36	10	落合
●		深町公会堂	真庭市木山171	○	×		36	10	落合
●		畝公会堂	真庭市下方1430	○	○		36	10	落合
●		越谷公会堂	真庭市下方154-1	○	○		14	4	落合
●		井手伊倉集会所	真庭市下方328	○	○		28	8	落合
●		築瀬公会堂	真庭市下方546	×	○		24	7	落合
●		築瀬ふれあいの館	真庭市下方1290-3	○	○		36	10	落合
●		元定公民館	真庭市上河内2341-4	○	○		48	14	落合
●		木山寺	真庭市木山1212	○	○		99	30	落合
●		法泉寺	真庭市下見275	○	○		39	12	落合
●		下見集会所	真庭市下見168-4	○	×		42	13	落合
●		公害観測所	真庭市法界寺667-1	×	○		49	15	落合
●		法界寺コミュニティハウス	真庭市法界寺412-1	×	○		129	39	落合
●		金崎集会所	真庭市古見102-1	○	○		64	19	落合
●		安行集会所	真庭市上河内416	○	○		77	23	落合
●		せせらぎの家	真庭市上河内4421-5	○	×		24	7	落合
●		栗原コミュニティハウス	真庭市栗原1427-1	○	×		351	106	落合
●		郡多目的集会所	真庭市鹿田1717-6	○	○		62	18	落合
●		平公会堂	真庭市鹿田1376-2	○	○		47	15	落合
●		杉山公会堂	真庭市杉山476	○	×		33	10	落合
●		古風呂集会所	真庭市日名78	○	×		34	10	落合
●		真庭高等学校落合校地	真庭市落合垂水488-1	○	×		1295	392	落合
●		天津老人いこいの家	真庭市日名41-2	○	○		126	38	落合
●		旧落合ひまわり保育園	真庭市福田265	○	○		245	74	落合
●		仏土寺	真庭市落合垂水1152	○	×		137	41	落合
●		善福寺	真庭市日名51	○	○		108	32	落合
●		吉八幡神社	真庭市吉3796	○	○		37	11	落合
●		法福寺	真庭市吉3945	○	○		90	27	落合

指定緊急 避難場所	指定 避難所	名称	所在地	使用可能区分			収容可能 面積 (㎡)	推定収容人数 (1坪/人)	地域
				洪水	土砂	地震			
●		普門寺	真庭市田原山12127	○	○		90	27	落合
●		万福寺	真庭市上山356	○	○		75	22	落合
●		木山こども園	真庭市下方1364-4	○	○		320	96	落合
●		鹿田八幡神社	真庭市鹿田1537	○	○		28	8	落合
●		勇山寺	真庭市鹿田482	○	○		82	25	落合
●		焼芝コミュニティハウス	真庭市栗原1781-5	○	○		100	30	落合
●		美川こども園	真庭市栗原780-2	○	×		730	221	落合
●		栗原神社	真庭市栗原1032	○	○		25	7	落合
●		大宮神社	真庭市関1981	○	○		22	6	落合
●		瑞祥寺	真庭市栗原1540	○	○		40	12	落合
●		熊野神社	真庭市上河内3434-1	○	○		58	17	落合
●		下河内神社	真庭市下河内851	○	○		54	16	落合
●		円融寺	真庭市上河内3457	○	○		120	36	落合
●		上河内コミュニティハウス	真庭市上河内1091	○	○		78	23	落合
●		祥雲寺 (本堂・庫裏含む)	真庭市下河内2579	○	○		116	35	落合
●		古見八幡神社	真庭市古見1397	○	○		52	15	落合
●		西河内コミュニティハウス	真庭市西河内877	○	○		95	29	落合
●		落合老人福祉センター	真庭市下市瀬558-1	○	○		317	96	落合
●		落合小学校	真庭市落合垂水607-2	○	×		1000	303	落合
●		開田コミュニティハウス	真庭市開田195-2	○	×		91	27	落合
●		福田コミュニティハウス	真庭市福田200-2	○	○		46	14	落合
●		津田コミュニティハウス	真庭市旦土635-3	○	×		111	33	落合
●		田原山上集会所	真庭市田原山14626	○	○		91	27	落合
●		落合人権福祉センター	真庭市下方1732	○	○		219	66	落合
●		中河内コミュニティハウス	真庭市中河内1143-14	○	○		93	28	落合
●		平松公会堂 (平松デイサービスホーム)	真庭市平松103-2	×	○		56	16	落合
●		落合ふれあいの館	真庭市古見1712-1	○	○		109	33	落合
●		田原八幡神社	真庭市田原492	○	○		56	17	落合
●		西原コミュニティハウス	真庭市西原281-6	○	○		141	42	落合
●		祖霊社	真庭市法界寺514	○	×		15	4	落合
●		榎原神社	真庭市法界寺978	○	○		25	7	落合
●		上一色公会堂	真庭市一色39	○	○		43	13	落合
●		一色八幡神社	真庭市一色965	○	○		18	5	落合
●		くるみの館	真庭市佐引448-3	○	×		80	24	落合
●		門前ふれあい会館	真庭市鹿田430-8	○	○		32	9	落合
●		旧有隣中学校グラウンド	真庭市西原424-1	○	○		513	155	落合
●		赤野上集会所	真庭市赤野224	○	×		36	10	落合
●		小原集会所	真庭市赤野791	○	×		50	15	落合
●		上場下集会所	真庭市西原410-10	○	○		38	11	落合
●		日名多目的生活共同施設	真庭市下河内569-3	○	×		32	9	落合
●		岡部落なかよしの園	真庭市下河内753-2	○	×		32	9	落合
●		峪田公会堂	真庭市下河内2296-2	○	×		31	9	落合
●		宮の上公会堂	真庭市下河内978-4	○	○		36	10	落合
●		バル天神ハウス	真庭市落合垂水959	○	○		61	18	落合
●		垂水が丘集会所	真庭市落合垂水806-6	○	×		58	17	落合
●		天津神社	真庭市高屋387	○	○		99	30	落合
●		開田荒神社	真庭市開田258-1	○	×		33	10	落合
●		高屋多目的生活共同施設	真庭市高屋239-2	○	×		49	14	落合
●		嬉石集会所	真庭市田原山14344-4	○	○		34	10	落合
●		日野上公民館	真庭市日野上1328-2	○	×		45	13	落合
●		中一色公会堂	真庭市一色668-3	○	×		53	16	落合
●		下一色公会堂	真庭市一色307-1	○	×		48	14	落合
●		権現山集会所	真庭市栗原1216	○	×		56	16	落合
●		鹿峰多目的共同利用施設	真庭市栗原515	○	○		128	38	落合
●		東谷コミュニティハウス	真庭市上河内3226-1	○	○		145	43	落合
●		西谷下集会所	真庭市上河内3643-10	○	○		25	7	落合
●		宿公民館	真庭市上河内3671-1	○	○		96	29	落合
●		キラタローの館	真庭市上河内1824-3	○	○		386	116	落合

指定緊急 避難場所	指定 避難所	名称	所在地	使用可能区分			収容可能 面積 (㎡)	推定収容人数 (1坪/人)	地域
				洪水	土砂	地震			
●		杉谷公会堂	真庭市上河内110-1	○	○		52	15	落合
●		瑞景寺	真庭市中河内1783-1	○	○		66	20	落合
●		八幡公民館	真庭市中河内661-3	○	○		77	23	落合
●		平松神社	真庭市平松156	○	○		99	30	落合
●		関コミュニティハウス	真庭市関583-1	○			103	31	落合
●		釜谷公民館	真庭市中河内2689-3	○	○		25	7	落合
●		河本公会堂	真庭市古見737-3	○	○	○	55	16	落合
●		落合小学校グラウンド	真庭市落合垂水607-2	○	○	○	999	303	落合
●	●	ハイランド落合	真庭市下市瀬586-1	○	○		350	106	落合
●	●	白梅総合体育館	真庭市下市瀬586-3	○	○		2227	675	落合
●	●	天の川こども園	真庭市野川797	×	○		267	80	落合
●	●	天津小学校	真庭市日名20-2	○	×		453	137	落合
●	●	落合体育館	真庭市落合垂水618	○	×		1024	310	落合
●	●	旧上田小学校	真庭市田原山上2138	○	○		239	72	落合
●	●	木山小学校	真庭市下方1380	○	○		450	136	落合
●	●	木山小学校日野上分校	真庭市日野上1317	○	×		350	106	落合
●	●	落合中学校	真庭市下方625	○	○		1000	303	落合
●	●	美川小学校	真庭市栗原720	×	○		569	172	落合
●	●	河内小学校	真庭市中河内2119-1	○	×		560	169	落合
●	●	川東小学校	真庭市田原175	×	○		434	131	落合
●		山田阿弥陀堂	真庭市山田1476	○	○		15	5	北房
●		上町公会堂	真庭市宮地1528-1	○	○		30	10	北房
●		野々倉観音堂	真庭市上水田7440-1	○	○		14	4	北房
●		井尾集荷場	真庭市上水田5457-1	○	○		30	10	北房
●		原茂公会堂	真庭市阿口3581	○	○		40	15	北房
●		草谷公会堂	真庭市阿口3063-1	○	○		30	10	北房
●		下村公会堂	真庭市下中津井426-3	○	○		50	15	北房
●		楽々テイホーム	真庭市宮地1218-2	○	○		74	22	北房
●		多和福祉センター	真庭市上中津井1496-1	○	○		64	19	北房
●		中津井第3老人憩いの家（樽見）	真庭市下中津井2704-3	○	○		54	16	北房
●		北房ふるさとセンター憩いの家	真庭市下皆部623-1	×	○		54	16	北房
●		上犬田公会堂	真庭市下皆部1110-3	○	○		18	5	北房
●		上水田第3老人憩いの家（国重）	真庭市上水田6259-5	○	○		54	16	北房
●		上水田第1老人憩いの家（荒木）	真庭市上水田2288-1	○	○		54	16	北房
●		上水田第4老人憩いの家（英賀）	真庭市上水田4838-1	○	○		54	16	北房
●		上水田第2老人憩いの家（井殿）	真庭市上水田8325-3	○	○		54	16	北房
●		水田第3老人憩いの家（湯川）	真庭市宮地837-2	○	○		36	10	北房
●		水田第2老人憩いの家（平）	真庭市五名1918-1	○	○		54	16	北房
●		實廣荒神社	真庭市宮地1861-1	○	○		18	5	北房
●		宮地公会堂	真庭市宮地2306-1	○	○		54	16	北房
●		平田公会堂	真庭市上中津井639-3	○	×		20	7	北房
●		定公会堂	真庭市上中津井11-2	○	○		40	15	北房
●		中津井第2老人憩いの家	真庭市下中津井770-2	○	○		40	15	北房
●		下町公会堂	真庭市下中津井445-2	○	○		30	10	北房
●		土井公会堂	真庭市下中津井1076	○	○		20	7	北房
●		北房カントリー倶楽部	真庭市下中津井3933	○	○		200	60	北房
●		八幡神社	真庭市下皆部1071	○	○		60	18	北房
●		上合地公会堂	真庭市下皆部2352-1	○	×		40	15	北房
●		安早公会堂	真庭市下皆部3104-2	○	×		20	7	北房
●		高鶴部自治会館	真庭市上皆部854	○	×		40	15	北房
●		上皆部老人憩いの家	真庭市上皆部1413-12	○	×		40	15	北房
●		境公会堂	真庭市阿口1583-5	○	○		100	33	北房
●		井尾奥公会堂	真庭市上水田5641-4	○	×		30	10	北房
●		谷尻集会所	真庭市上水田3911	×	○		80	26	北房
●		長政公会堂	真庭市上水田3197-1	○	○		30	10	北房
●		郡神社	真庭市上水田399-1	○	○		60	23	北房
●		立公会堂	真庭市上水田736-1	○	○		40	15	北房
●		小松生活改善センター	真庭市上水田913-2	○	○		30	10	北房

指定緊急 避難場所	指 定 避難所	名称	所在地	使用可能区分			収容可能 面積 (㎡)	推定収容人数 (1坪/人)	地域
				洪水	土砂	地震			
●		菅野公会堂	真庭市上水田7762	○	○		20	7	北房
●		川崎集会所	真庭市上水田6743-1	○	○		30	10	北房
●		原公会堂	真庭市宮地1460-1	○	○		30	10	北房
●		水田老人憩いの家	真庭市山田828-33	○	×		40	15	北房
●		荒迫公会堂	真庭市山田2025	○	×		30	10	北房
●		高下山之城公会堂	真庭市五名386	○	○		30	10	北房
●		大門公会堂	真庭市五名1699	○	○		40	15	北房
●		興法地公会堂	真庭市五名1515-4	○	○		30	10	北房
●		平公会堂	真庭市五名1901-5	○	○		20	7	北房
●	●	北房小学校	真庭市下皆部289	○	○		557	168	北房
●	●	北房こども園	真庭市下皆部289	○	○		176	53	北房
●	●	北房文化センター	真庭市上水田3131	×	○		3620	1096	北房
●	●	旧阿口幼稚園	真庭市阿口2390	○	○		341	103	北房
●	●	北房中学校	真庭市上水田2758	×	○		1080	327	北房
●	●	北房B&G海洋センター	真庭市上中津井243-2	○	○		800	242	北房
●	●	旧水田小学校体育館	真庭市宮地1608	○	○		866	262	北房
●	●	北房振興局	真庭市下皆部248	○	○		1650	500	北房

### 【資料 8-3】 福祉避難所

名称	所在地	電話番号	推定収容人数 (1坪/人)	民間 施設	地域
蒜山慶光園	真庭市蒜山上福田1201番地23	(0867) 66-4060	10	●	蒜山
千寿荘	真庭市蒜山上長田28番地1	(0867) 66-3800	7	●	蒜山
やすらぎ	真庭市下湯原47番地	(0867) 62-7111	2	●	湯原
緑風荘	真庭市美甘326番地	(0867) 56-2377	4	●	美甘
第二緑風荘	真庭市美甘326番地	(0867) 56-2553	3	●	美甘
神庭荘	真庭市組370番地1	(0867) 44-3555	30	●	勝山
高瀬ヒルサイドテラス	真庭市中島393番地1	(0867) 42-8086	20	●	久世
ラ・ストーリア・ケイズ (高瀬ヒルサイドテラスⅡ)	真庭市中島380番地1	(0867) 42-5601	20	●	久世
檜山荘	真庭市上市瀬384番地2	(0867) 52-1313	6	●	落合
十字園	真庭市下河内2275番地	(0867) 52-2921	15	●	落合
コスモスの園	真庭市五名574番地1	(0866) 52-4771	10	●	北房
花岡荘	真庭市下中津井505番地	(0866) 52-2100	12	●	北房

### 【資料 8-4】 災害救助法の適用基準

■ 住家等への被害が生じた場合区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること。

市町村の区域内の人口	住家減失世帯数
5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上、15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上、30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上、50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上、100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上、300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上	150 世帯

- 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、<1>に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ<2>に示す数以上であること。

<1>

県の区域内の人口	住家減失世帯数
1,000,000 人未満	1,000 世帯
1,000,000 人以上、2,000,000 人未満	1,500 世帯
2,000,000 人以上、3,000,000 人未満	2,000 世帯
3,000,000 人以上	2,500 世帯

<2>

市町村の区域内の人口	住家減失世帯数
5,000 人未満	15 世帯
5,000 人以上、15,000 人未満	20 世帯
15,000 人以上、30,000 人未満	25 世帯
30,000 人以上、50,000 人未満	30 世帯
50,000 人以上、100,000 人未満	40 世帯
100,000 人以上、300,000 人未満	50 世帯
300,000 人以上	75 世帯

- 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。

都道府県の区域内の人口	住家減失世帯数
1,000,000 人未満	5,000 世帯
1,000,000 人以上、2,000,000 人未満	7,000 世帯
2,000,000 人以上、3,000,000 人未満	9,000 世帯
3,000,000 人以上	12,000 世帯

- 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が減失したものであること。
- 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

【資料 8-5】 災害救助法の内容

救助の種類	対 象	支出費用	費用の限度額	期 間	備 考
収容施設の 供与	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者 設置、維持及び管理のための賃金職員等借上費、消耗器材費、建物器物等使用謝金、光熱水費、仮設便所等の設置費	避難所設置費（基本額） 1人1日当たり 300円以内 （加算額）知事が別に定める額 （10～3月は別に定める額を加算）  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上限を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1.原則として学校、公民館等既存建物を利用する。困難な場合野外に仮小屋を設置し又は天幕の設営により実施する。
	応急仮設住宅の供給	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 整地費、建築費、付帯工事費、輸送費、建築事務費	（基準） 1戸当たり 29.7㎡ 2,401,000 円以内  同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる。）	災害発生の日から20日以内着工	1.基準面積は、平均1戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2.高齢者等の要援護者等を数人以上収容する施設「福祉仮設住宅」を設置できる。 3.供与期間：最高2年以内
食品の 給与及び 飲料水の 供給	炊出しその他による食品の給与	1.避難所に収容された者 2.全半壊（焼）・流出・床上浸水で炊事できない者 3.住家に被害を受けて一時縁故先等へ避難する必要がある者 主食費、副食費、燃料費等	1人/日 1,010 円以内 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。  1日とは3食をもって計算すること。	災害発生の日から7日以内	1.食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 2.被災地から縁故先に一時避難する場合は3日分以内を現物給与することができる。
	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること） 1.水の購入費 2.給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上する。

救助の種類		対象	支出費用	費用の限度額			期間	備考	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯単位）	1.被服、寝具及び身の回りの品 2.日用品 3.炊事用具及び食器 4.光熱材料	1.夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2.支出できる費用は一世帯当たり下表金額の範囲内とする。			災害発生の日から10日以内	1.備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2.現物給付に限る。	
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全 壊・全 焼・流 出	夏季（4月～9月）	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
			冬季（10月～3月）	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
		半壊半・焼床上・浸 水	夏季（4月～9月）	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
	冬季（10月～3月）		9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300	
医療及び助産	医療	医療の途を失った者（応急的に処置するものであること）	1.診療 2.薬剤又は治療材料の支給 3.処置、手術その他の治療及び施術 4.病院又は診療所への収容 5.看護	1.救護班による場合 使用した薬材、治療材料、医療器具破損等の実費 2.病院又は診療所による場合 国民健康保健診療報酬の額以内 3.施術者による場合 協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内	1.患者等の移送費は別途計上する。	
	助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1.分娩の介助 2.分娩前後の処置 3.脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	1.救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 2.助産婦による場合 慣行料金の8割以内			分べんした日から7日以内	1.妊婦等の移送費は別途計上する。	
災害にかかった者の救出		1.現に生命、身体が危険な状態にある者 2.生死不明の状態にある者	舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費			災害発生の日から3日以内	1.期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取扱う。 2.輸送費、人件費は別途計上する。	

救助の種類		対象	支出費用	費用の限度額	期間	備考
災害にかかった住宅の応急修理		1.住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理ができない者(世帯単位) 2.住家が半壊して大規模な修繕を行わなければ当該住家に居住することが困難と認められる者	居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要な最少限度の部分を修理するための原材料費、労務費、材料輸送費及び工事事務費	1世帯当たり 520,000円以内  現物をもって行う	災害発生の日から1ヶ月以内	
生業に必要な資金の貸与		住家が全壊(焼)又は流出し、災害のため失業の手段を失った世帯	生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用	1.生業費 1件当たり 30,000円以内 2.就職支度費 1件当たり 15,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。 (条件) 貸与期間：2年以内 利子：無利子
学用品の給与		住家の全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む)	1.教科書、教材 教育委員会に届出又はその承認を受けて使用しているもの 2.文房具 3.通学用品	1.教科書及び教材 実費 2.文房具及び通学用品 小学校児童 1人 4,100円以内 中学校生徒 1人 4,400円以内 高等学校等生徒 1人 4,800円以内 被害の実情に応じ上記の範囲内において現物をもって行う。	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1.各人ごとに限度額以内とする。 2.入進学時の場合に個々の実情に応じ支給する。
埋葬		1.災害の際死亡した者 2.実際に埋葬を実施する者に支給	1.棺(附属品を含む) 2.埋葬又は火葬(人件費を含む) 3.骨つぼ及び骨箱	大人(12歳以上) 1体 201,000円以内 小人(12歳未満) 1体 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	1.原則として、棺又は棺材の現物をもって左記の範囲内で支給する。
遺体の捜索及び処理	遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	船舶その他捜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1.輸送費、人件費は、別途計上する。 2.災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
	遺体の処理	災害の際死亡した者について、遺体に関する処理をする。 (埋葬を除く)	1.死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 2.一時保存 (ドライアイスの購入費等として、通常の実費の加算可能) 3.検案	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,300円以内 (一時保存) 既存建物借上費：通常の実費 既存建物以外：1体当たり 5,000円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1.検案は原則として救護班 2.輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	支出費用	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	1.住家が半壊又は床上浸水し、居室、炊事場、便所等に障害物が運び込まれ、当面の日常生活上支障をきたす場合で、自らの資力をもってしては除去することができない者	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等借上費等	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生日から10日以内	実情に応じ市町村相互間において対象数の融通ができる
職員等雇上費 輸送費及び賃金 救助のための輸送費	1.被災者の避難 2.医療及び助産 3.被災者の救出 4.飲料水の供給 5.遺体の捜索 6.遺体の処理 7.救済用物資の整理配分		当該地域における通常の実費	それぞれの救助の実施が認められている期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者 (1人/日)	1.医師及び歯科医師 2.薬剤師 3.保健師、助産師及び看護師 4.土木技術者及び建築技術者 5.大工、左官及びとび職	19,300円以内 14,500円以内 16,300円以内 15,300円以内 14,900円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める。

【資料 8-6】 運動公園の位置づけ

番号	公園名	震災時の 利用用途	都市 公園	避難所		ヘリコプター 緊急離着陸候補地	
1	宮芝公園		★			○	グラウンド
2	勝山運動公園		★	○	管理棟	○	多目的グラウンド
3	真庭やまびこ公園		★	○	産業学習館		
4	やんちゃき広場		★			○	
5	北町公園		★				
6	落合総合公園		★	○	白梅総合体育館	○	多目的グラウンド
7				○	ハイランド落合	○	ハイランド落合駐車場
8	北房B&G海洋センター			○	体育館		
9	北房運動公園					○	サブグラウンド
10	蒜山高原スポーツ公園			○	体育館	○	野球場
11				○	青少年研修センター		
12	美甘グラウンド					○	
13	湯原温泉スポーツ公園			○	湯原クライミングセンター	○	野球場
14				○	屋内ゲートボール場		
15	中和多目的グラウンド					○	
16	真庭市平成の森					○	グラウンド

# 避難指示等の判断基準

真 庭 市  
令和3年5月

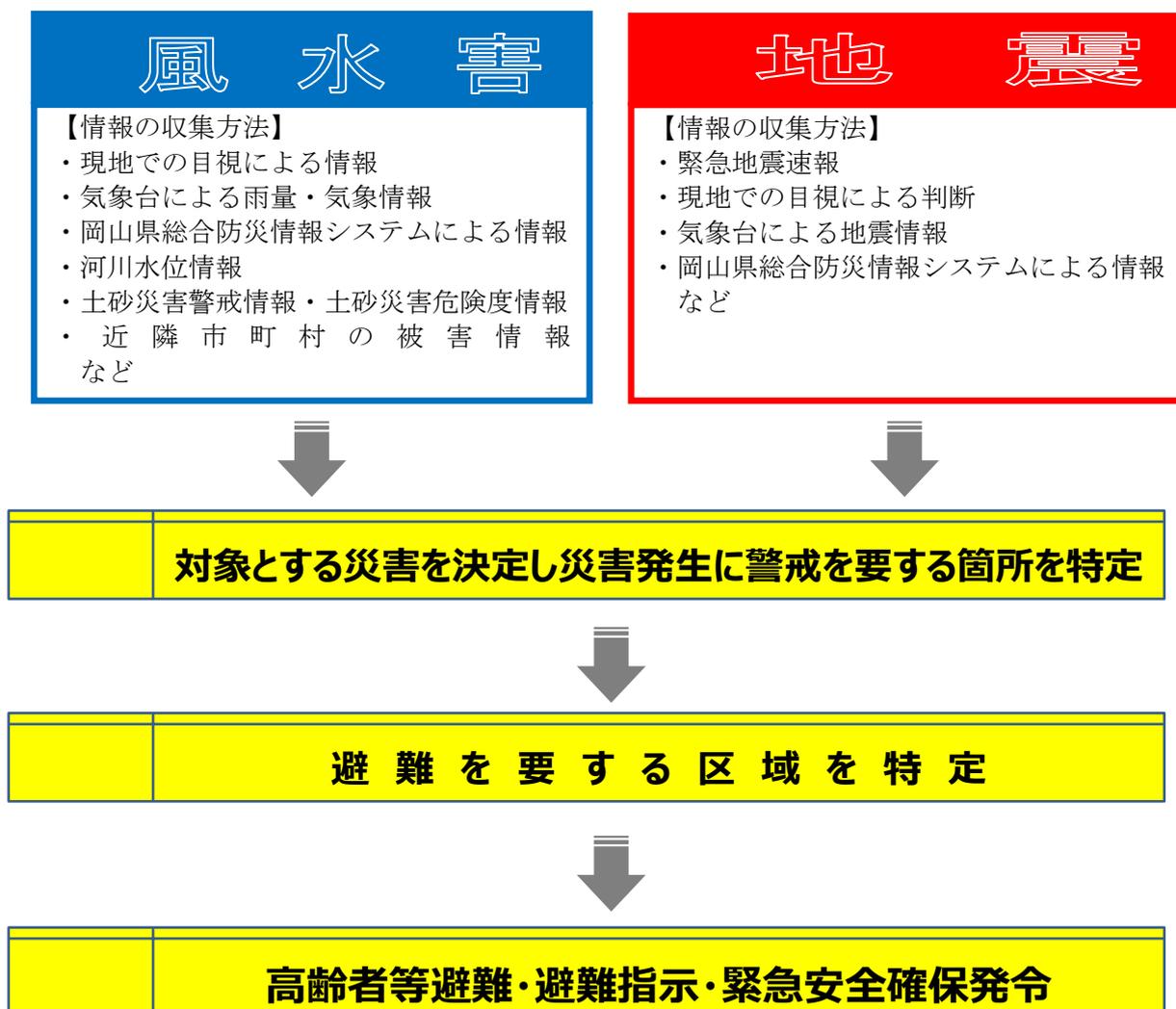
### 1 災害対策本部の設置及び対策の実施

市内で大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、水防活動、災害救助、その他緊急措置及び災害応急復旧等を実施するための防災活動業務を開始する必要があるときは、真庭市地域防災計画に基づき、特別警戒本部又は災害対策本部を設置し、市民に対する防災・災害対策情報の伝達及び避難対策を実施する。

### 2 情報の収集と想定される災害及び警戒区域の決定

災害対策本部では、次のような手順で避難情報を発令する。

#### 【避難情報発令手順】



### 3 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保

特別警戒本部では、台風や集中豪雨などによって災害が発生するおそれが高まったときや、災害発生後において二次災害を防止する必要があるときは、災害対策基本法や地域防災計画の規定に基づき、「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」を発令し、市民へ伝達する。

## 【避難情報の区分】

発令内容	発令時状況	市民に求める状況
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況</li> <li>○避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者等は危険な場所から避難する必要がある</li> <li>○高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する</li> <li>○具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である</li> <li>○本情報は高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである</li> </ul>
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況</li> <li>○居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある</li> <li>○具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等の自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である</li> </ul>
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する必要がある</li> <li>○具体的にとるべき避難行動は、「緊急安全確保」である</li> </ul>

#### 4 避難指示等の判断基準

避難指示等の発令にあたっては、対象とする災害を「河川洪水」と「土砂災害」に区分して、次の基準を参考に発令する。

##### (1)河川洪水

避難指示等は、次の基準を参考に、河川洪水情報、水位情報、今後の気象予報、河川巡視による報告等を総合的に判断して発令する。なお、河川等の氾濫における避難行動は、河川付近を避難路とする場合、計画された避難場所に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅等の二階への避難を促すことも必要である。

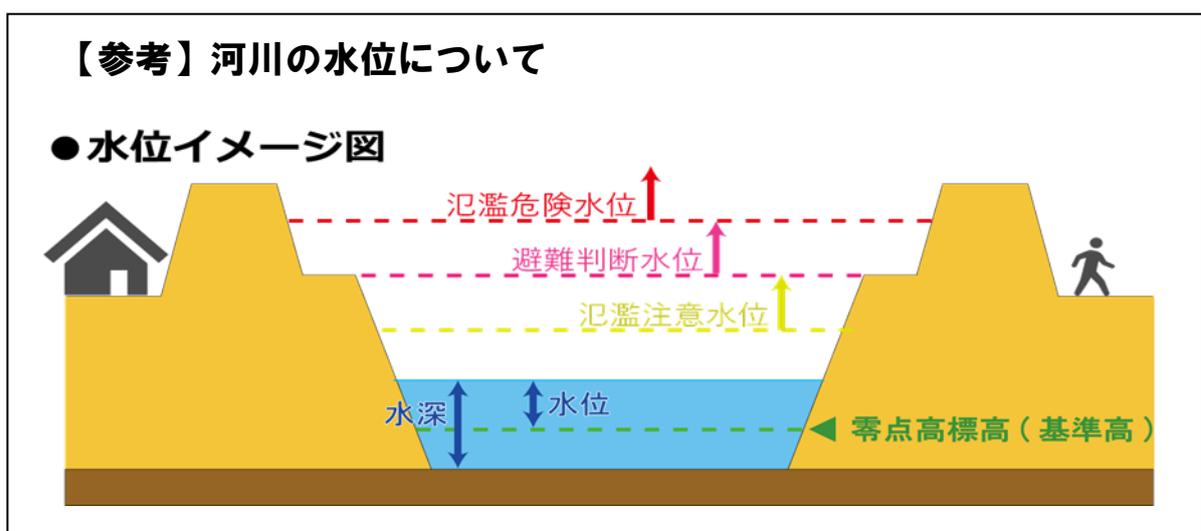
- ①具体的な基準として示す対象河川を旭川、備中川、新庄川、月田川、目木川とする。
- ②水位計設置場所より上流域での増水については、その他の河川の判断基準によるものとする。
- ③避難すべき区域として、旭川、備中川については、原則として河川浸水想定区域とし、新庄川、月田川、目木川、その他の河川については、収集した情報を総合的に判断した結果により、区域を決定する。

区分	旭川 (勝山水位観測所)	旭川 (落合水位観測所)	備中川 (垂水水位観測所)
高齢者等避難	・水位が避難判断水位(2.60m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、2時間後に著しい水位の上昇が予想されるとき	・水位が避難判断水位(4.40m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、2時間後に著しい水位の上昇が予想されるとき	・水位が避難判断水位(0.80m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、2時間後に著しい水位の上昇が予想されるとき
避難指示	・水位が氾濫危険水位(2.80m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、1時間後著しい水位の上昇が予想されるとき ・河川氾濫の恐れがあるとき	・水位が氾濫危険水位(4.70m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、1時間後著しい水位の上昇が予想されるとき ・河川氾濫の恐れがあるとき	・水位が氾濫危険水位(1.10m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、1時間後著しい水位の上昇が予想されるとき ・河川氾濫の恐れがあるとき
緊急安全確保	・堤防が決壊する恐れがあるとき ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき ・氾濫危険水位に到達したとき	・堤防が決壊する恐れがあるとき ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき ・危険水位に到達したとき	・堤防が決壊する恐れがあるとき ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき ・危険水位に到達したとき

区分	新庄川(江川)・月田川(月田)・ 目木川(目木)	その他の河川
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位が氾濫注意水位(2.50m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、2時間後に著しい水位の上昇が予想されるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の流水、上流部の雨量等を確認のうえ、著しい水位の上昇が予想されるとき</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位が氾濫注意水位(2.50m)以上の状態が続き、河川の流水、上流部の雨量等を確認のうえ、著しい水位の上昇が予想されるとき。</li> <li>・河川氾濫の恐れがあるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の流水、上流部の雨量等を確認のうえ、著しい水位の上昇が予想されるとき</li> <li>・河川氾濫の恐れがあるとき</li> </ul>
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防が決壊する恐れがあるとき</li> <li>・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき</li> <li>・氾濫危険水位に到達したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防が決壊する恐れがあるとき</li> <li>・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき</li> </ul>

#### 【湯原ダムの放流】

洪水時に、湯原ダム管理事務所から、ダムの放流について情報があつた場合で、河川の水位や降雨量の予測等により、著しい水位の上昇が予想され、河川氾濫の恐れがある時、避難情報を発令する。



## (2)土砂災害

土砂災害に伴う避難指示等は、次に示す判断基準を基に、実際の状況に応じて発令する。また、判断基準以外にも、台風等による豪雨や暴風の襲来が予想される場合は、避難する際に危険性が伴うこともあるため、溪流・斜面の状況や気象情報など総合的に判断しながら、早期に発令する。

区分	発令の判断基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で土砂災害の前兆現象(湧水、地下水の濁り等)を発見したとき</li> <li>・断続的な豪雨が続き「大雨警報(土砂災害)」が発表されたとき</li> <li>・その他災害対策本部長が必要と認めたとき</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で土砂災害前兆現象(溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等にクラック発生など)を発見したとき</li> <li>・「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき</li> <li>・「土砂災害警戒情報」が発表されたとき</li> <li>・その他災害対策本部長が必要と認めたとき</li> </ul>
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特別警報」が発表されたとき</li> <li>・近隣で土砂災害が発生したとき</li> <li>・近隣で土砂移動現象、重大な土砂災害の前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等の発生など)を発見したとき</li> <li>・その他災害対策本部長が必要と認めたとき</li> </ul>

## 【参考】土砂災害に関する情報

土砂災害警戒情報	<p>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、都道府県と気象庁が共同で発表しています。危険な場所からの避難が必要な警戒レベル4に相当します。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認できます。</p>
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報です。常時10分毎に更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)により、どこで危険度が高まっているかを把握することができます。</p>

## 5 避難情報及び防災情報の伝達

災害対策本部が、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令した時は、市の広報車、告知放送などから緊急情報として速報する。

## 6 避難指示等に伴う伝達情報の内容

災害対策本部が、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令した時は、区分に応じて、次のような内容により、市民に対して避難情報を発表する。

区分	広報する内容(例)
高齢者等避難	<p>こちらは真庭市災害対策本部です。□□□□に伴う大雨により、◇◇川の水位が上昇し、氾濫の恐れがあるため、〇〇時〇〇分、△△地区に対して「高齢者等避難」を発令しました。</p> <p>「△△地区」のお年寄りの方など、避難に時間がかかる人は、安全な場所に避難してください。そのほかの人も避難の準備を始めてください。</p>
避難指示	<p>こちらは真庭市災害対策本部です。□□□□に伴う大雨により、◇◇川の水位が上昇し、氾濫の恐れがあるため、〇〇時〇〇分、△△地区に対して「避難指示」を発令しました。</p> <p>「△△地区」の人は、全員、できるだけ早く避難施設や近くの安全な場所に避難してください。</p>
緊急安全確保	<p>こちらは真庭市災害対策本部です。□□□□に伴う大雨により、◇◇川の水位が上昇し、大変危険な状態となったため、〇〇時〇〇分、△△地区に対して「緊急安全確保」を発令しました。</p> <p>「△△地区」の人は、全員、直ちに、避難施設や近くの安全な場所に避難するよう指示します。</p>

## 9 医療関係

### 【資料9-1】医師会

名称	所在地	電話番号
岡山県医師会	岡山市北区駅元町 19-2	086-250-5111
真庭市医師会	真庭市勝山 667	0867-44-2119

### 【資料9-2】市内病院

#### ■病院・診療所

名称	所在地	電話番号	診療科目
廣恵医院	真庭市下中津井 773-9	0866-52-5020	内・外
吉弘クリニック	真庭市山田 1937	0866-52-2704	内・小・耳
落合病院 (地域災害医療センター)	真庭市上市瀬 341	0867-52-1133	内・小・外・整・皮・泌・ 産婦・眼・耳・放・麻・ リハ
金田病院	真庭市西原 63	0867-52-1191	内・神内・呼内・消内・ 循内・血腫内・糖内・腎 内・外・心血・消外・乳 外・整・脳神外・リマ・ 皮・泌・眼・リハ・放・ 麻
河本医院	真庭市下河内 314-2	0867-55-2121	内・循内
向陽台病院	真庭市上市瀬 368	0867-52-0131	精・老精・心内
杉江医院	真庭市下方 583-1	0867-52-3456	内・小・循内・消内・外・ 整・皮・リマ
本山医院	真庭市下方 1226-1	0867-52-1551	内・小・放・循内・消内・ 漢内・リハ
おかのぶ眼科	真庭市中 444-7	0867-42-0085	眼
イケヤ医院	真庭市久世 2926-3	0867-42-0122	内・小・消内・リハ
杉山内科循環器科医院	真庭市久世 2518	0867-42-5012	循内・呼内・消内
前原医院	真庭市中島 392-3	0867-42-5267	内・外・泌・リハ
まつうら医院	真庭市久世 2433-1	0867-42-5686	脳神外・内・小・眼・整
松坂内科医院	真庭市久世 2873	0867-42-3300	内・小
まにわ整形外科クリニック	真庭市目木 1885-1	0867-42-7300	整・内・皮・形・美
はら内科クリニック	真庭市久世 2399-1	0867-45-7885	内・消内・脂質代謝、糖 内・呼内・循内・小
みんなのクリニック	真庭市惣 195-5	0867-45-0379	内・小・皮・アレ
勝山病院	真庭市本郷 1819	0867-44-3161	内・消内・呼内・老年内・ アレ・糖内・外・整・消 外・形・肛外・眼・麻・ リハ

名称	所在地	電話番号	診療科目
津山中央まにわ病院	真庭市勝山 1070	0867-44-2671	外・消外・消内・整・内・呼内・循内・糖内・脳神外・皮・肛外・麻・リハ
宮島医院	真庭市月田 6840	0867-44-2403	内・小
米田内科医院	真庭市勝山 96	0867-44-2132	内・小
しんまち診療所	真庭市勝山 251	0867-44-1220	耳・内
片岡医院	真庭市禾津 172-4	0867-62-3400	内・小
湯原温泉病院	真庭市下湯原 56	0867-62-2221	内・外・呼外・呼内・消内・消外・循内・循外・整・皮・肛外・リハ・放・アレ・神内・リマ・婦・脳神外
遠藤クリニック	真庭市蒜山上福田 694	0867-66-3002	消外・消内・呼外・呼内・循内

■ 歯科医院

名称	電話番号	所在地
杉山歯科医院	0866-52-4618	真庭市宮地 1336-4
本多歯科医院	0866-52-3355	真庭市上水田 3826-1
よこうえ歯科医院	0866-52-4462	真庭市下皆部 22-2
飯田歯科医院	0867-52-3066	真庭市下方 577-2
ちはる歯科・矯正歯科	0867-52-0777	真庭市落合垂水 250-2
藤本歯科医院	0867-52-1311	真庭市向津矢 400-3
薬師寺厚夫歯科医院	0867-52-0239	真庭市落合垂水 189
池元歯科医院	0867-42-4855	真庭市富尾 97-10
はら こども・ファミリー歯科	0867-42-1086	真庭市久世 58-7
ふくしま歯科医院	0867-42-8020	真庭市久世 2508-1
むとう歯科	0867-42-6104	真庭市久世 2618-1
飯田歯科本院	0867-44-2048	真庭市勝山 243
宮島歯科医院	0867-44-2418	真庭市月田 7313-5
吉田歯科医院	0867-62-2141	真庭市豊栄 992-2
大国歯科医院	0867-66-4488	真庭市蒜山上福田 690-3
西尾歯科医院	0867-66-7177	真庭市蒜山中福田 205

**【資料 9-3】 保存血液****■ 供給機関**

名称	電話番号	所在地	取扱製剤
岡山県赤十字血液センター	086-255-1211	岡山市北区いずみ町 3-36	全血液製剤

**■ 配送機関及び連絡所**

名称	電話番号	所在地	診療科目
岡山県赤十字血液センター 学術情報・供給課	086-254-9699	岡山市北区いずみ町 3-36	全血液製剤

【資料9-4】医薬品販売

名称	電話番号	所在地
ほくぼう薬局	0866-52-4816	真庭市下中津井 773-11
コスモス薬局	0866-52-3320	真庭市山田 1894
真庭中央薬局	0867-52-7321	真庭市上市瀬 342
なでしこ薬局	0867-53-0770	真庭市中 448-1
みどり薬局	0867-52-7177	真庭市下方 584-1
あさがお薬局	0867-45-0410	真庭市下方 1225-5
こうち薬局	0867-55-2020	真庭市下河内 313-8
ユアサ薬局	0867-52-2134	真庭市西原 166-1
久世大橋薬局	0867-42-8330	真庭市久世 2398-9
エス・ジー・エッチてしま薬局 久世駅前店	0867-42-5656	真庭市久世 2433-7
株式会社早川町薬局	0867-42-3441	真庭市久世 2509-1
有限会社吉松屋薬局	0867-42-1105	真庭市久世 2813
エス・ジー・エッチてしま薬局 旭町店	0867-42-7230	真庭市久世 2923-1
エス・ジー・エッチてしま薬局	0867-42-6088	真庭市中島 405-1
ユアサ泉橋薬局	0867-42-4447	真庭市中島 411-5
安部薬局	0867-42-7217	真庭市目木 1881
そうごう薬局 真庭勝山店	0867-44-7101	真庭市勝山 260
エス・ジー・エッチてしま薬局 勝山店	0867-44-7577	真庭市勝山 86-1
エンジェル薬局	0867-44-7150	真庭市勝山 1073-6
サカエ薬局 勝山店	0867-44-5270	真庭市本郷 1823-3
スーパードラッグたんぽぽ 勝山薬局	0867-44-6200	真庭市三田 149-1
有限会社吉松屋薬局 月田店	0867-45-0161	真庭市月田 6827-1
ザグザグ久世店	0867-53-0835	真庭市惣 180-1
ザグザグ真庭垂水店	0867-52-7300	真庭市落合垂水 425-1
ドラッグストアコスモス久世店	0867-42-7100	真庭市久世 3295-5
ドラッグストアコスモス落合店	0867-52-7272	真庭市開田 336-4

【資料 9-5】 地域災害医療センター（災害拠点病院）

(1) 基幹災害拠点病院

機 関 名	〒	所 在 地	電話番号
総合病院岡山赤十字病院	700-8607	岡山市北区青江 2-1-1	086-222-8811

(2) 地域災害拠点病院

機 関 名	〒	所 在 地	電話番号
岡山済生会総合病院	700-8511	岡山市北区伊福町 1-17-18	086-252-2211
国立病院機構岡山医療センター	701-1192	岡山市北区田益 1711-1	086-294-9911
岡山大学病院	700-8558	岡山市北区鹿田町 2-5-1	086-223-7151
岡山市立市民病院	700-8557	岡山市北区北長瀬表町 3-20-1	086-737-3000
川崎医科大学総合医療センター	700-8505	岡山市北区中山下 2-6-1	086-225-2111
岡山西大寺病院	704-8194	岡山市東区金岡東町 1-1-70	086-943-2211
川崎医科大学附属病院	701-0192	倉敷市松島 577	086-462-1111
倉敷中央病院	701-8602	倉敷市美和 1-1-1	086-422-0210
高梁中央病院	716-0033	高梁市南町 53	0866-22-3636
総合病院落合病院	719-3141	真庭市上市瀬 341	0867-52-1133
津山中央病院	708-0841	津山市川崎 1756	0868-21-8111

## 10 上下水道関係

### 【資料 10-1】水道施設

事業名	浄水場名	所在地
真庭市上水道	久世浄水場	真庭市久世 3272-1
	草加部浄水場	真庭市草加部 204
	城内浄水場	真庭市勝山 2-1
	江川浄水場	真庭市江川 1206-1
	西原浄水場	真庭市西原 440-1
	西河内第2浄水場	真庭市西河内 1002
土居中島簡易水道	土居中島浄水場	真庭市中島 338
三坂簡易水道	三坂浄水場	真庭市三坂 532-4
檜西簡易水道	檜西浄水場	真庭市檜西 106-2
檜西上簡易水道	檜西上浄水場	真庭市檜西 2700-1
余野簡易水道	余野浄水場	真庭市余野上 151-3
勝山簡易水道	後谷畝浄水場	真庭市後谷畝 1814
	月田本浄水場	真庭市後谷 1212-5
	山久世浄水場	真庭市山久世 1456-3
	清谷浄水場	真庭市清谷 1190-2
	見尾浄水場	真庭市見尾 507-2
	富山浄水場	真庭市曲り 1145-4
	山上浄水場	真庭市高田山上 943-1
	神代浄水場	真庭市神代 134-4
	月田浄水場	真庭市月田 333-6
	若代浄水場	真庭市月田本 983-2
	城北南浄水場	真庭市柴原 730-1
立誠水田簡易水道	立誠浄水場	真庭市鹿田 2230-4
	水田浄水場	真庭市山田 1744-2
天津簡易水道	天津浄水場	真庭市福田 270
上山簡易水道	上山浄水場	真庭市田原山上 2461-1
北房簡易水道	北房浄水場	真庭市上水田 5211-1
中津井簡易水道	中津井浄水場	真庭市上水田 3117-1
湯原簡易水道	湯原浄水場	真庭市豊栄 1007-1
美甘簡易水道	美甘浄水場	真庭市美甘 4020-3
	山路浄水場	真庭市美甘 1775
鉄山簡易水道	鉄山浄水場	真庭市鉄山 1325-2
中村専用水道	中村浄水場	真庭市鉄山 614-1
三谷簡易給水施設	三谷浄水場	真庭市黒田 1909-9
黒田簡易給水施設	黒田浄水場	真庭市黒田 1562-1

中谷簡易給水施設	中谷浄水場	真庭市黒田 391-2
黒田上簡易給水施設	黒田上浄水場	真庭市黒田 623
太井の坂簡易給水施設	太井の坂浄水場	真庭市田口 1455-2
湯谷簡易給水施設	湯谷浄水場	真庭市田口 1092-1
打火谷簡易給水施設	打火谷浄水場	真庭市田口 1215-1
田口簡易給水施設	田口浄水場	真庭市田口 213-4
延風簡易給水施設	延風浄水場	真庭市延風 8-6
蒜山簡易水道	塩釜浄水場	真庭市蒜山下福田 72-2
	道目木花園浄水場	真庭市蒜山上長田 1038-30
	東部第2浄水場	真庭市蒜山下長田 41-31
	東部第3浄水場	真庭市蒜山下見 3
	湯船浄水場	真庭市湯船 103-6
	内海浄水場	真庭市蒜山上徳山 866-105
下和簡易水道	下和浄水場	真庭市蒜山下和 1049-12
吉田簡易水道	吉田浄水場	真庭市蒜山吉田 1075-119
別所簡易水道	別所浄水場	真庭市蒜山別所 49-69

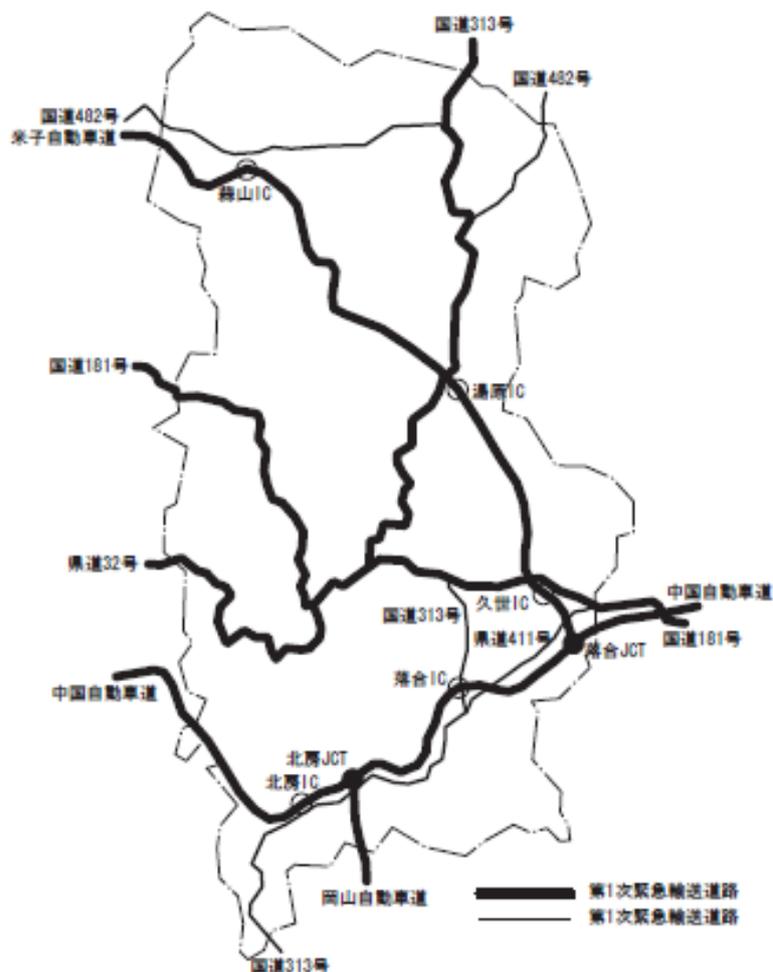
【資料 10-2】下水処理等施設

種 別	名 称	住 所	電話番号
公共下水道	久世浄化センター	真庭市中島 172-1	0867-41-0133
	蒜山浄化センター	真庭市蒜山東茅部 1674	0867-66-5088
	蒜山第2浄化センター	真庭市蒜山下見 21	
	中和浄化センター	真庭市蒜山下和 199-1	
	美新浄化センター	真庭市美甘 10-8	
	落合浄化センター	真庭市赤野 1190	0867-44-1061
農業集落排水処理施設	下皆部地区処理施設	真庭市上水田 2410-3	
	宮地地区処理施設	真庭市宮地 551-1	
	山久世地区処理施設	真庭市山久世 1359-2	
	真加子・初和地区処理施設	真庭市蒜山初和 151-2	
	鹿田・美川地区処理施設	真庭市鹿田 2811	0867-52-8052
	上水田・山田地区処理施設	真庭市山田 849-2	
小規模集合排水処理施設	野田地区処理施設	真庭市蒜山下長田 260-2	

## 11 緊急輸送関係

### 【資料 11-1】緊急指定道路

■ 県指定緊急輸送道路（真庭市内）



区分	路線名
第1次緊急輸送道路	中国自動車道・岡山自動車道・米子自動車道 国道181号・国道313号 県道32号
第2次緊急輸送道路	国道313号・国道482号 県道411号

【資料 11-2】林道一覧

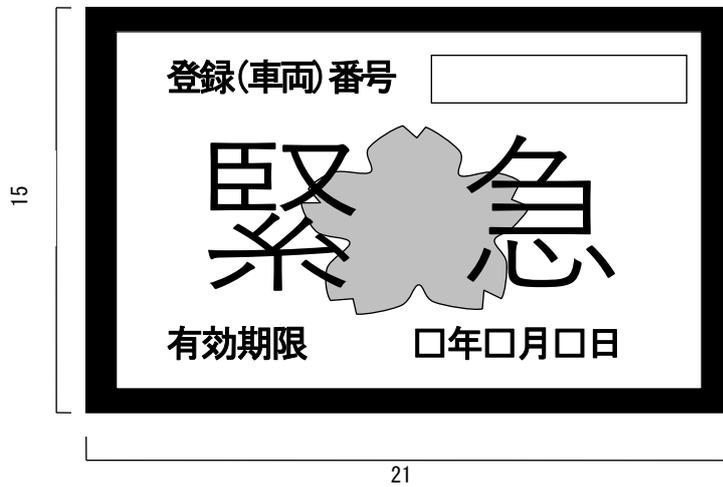
林道名	起点	終点	起点側接続道	終点側接続道
森林基幹道作西1号線	真庭市仲間1604-8	真庭市菅谷499-7	国道313号線	市道見尾神庭線
森林基幹道作西2号線	真庭市菅谷453-3	真庭市黒田854-1	市道見尾神庭線	県道55号線
林道栗倉木屋原線	真庭郡新庄村 裏手奥5738-27	真庭市鉄山387	県道447号線	県道58号線
森林基幹道作備線	真庭市美甘3545-5	新見市大佐	国道181号線	県道32号線
林道美作北2号線	鏡野町上齋原666-1	真庭市蒜山下和1395-2	国道179号線	市道津黒中ノ原線
林道川上1号線	真庭市蒜山西茅部676-2	真庭市蒜山本茅部644-84	市道大蛇茅部線	県道58号線
林道川上2号線	真庭市蒜山本茅部659-2	鳥取県日野郡江府町 下蚊屋486-5	県道58号線	大山広域農道

【資料 11-3】 交通規制の表示



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地は白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- 4 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、または図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

【資料 11-4】 緊急車両の標章



- 1 色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」および「日」の文字を黒色、登録(車両)番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

【資料 11-5】 ヘリコプター離発着場一覧

令和 7 年 10 月 1 日現在

No.	市町村	名称	所在地	管理者	連絡先	種別	土質	散水	影響度	最大機種	最大機数	照明	県別マップル1	県別マップル1	備考
1	真庭市	宮芝グラウンド	真庭市久世1435	真庭市久世体育館	0867-42-1177	一般	真砂土	要	小	CH-47	4	競技用	68	H-1	
2	真庭市	真庭市立余野小学校	真庭市余野下475	余野小学校長	0867-42-0729	防災	転圧土	要	大	B-412	1	無	74	B-5	校舎への影響大
3	真庭市	真庭市立久世中学校	真庭市台金屋202	久世中学校長	0867-42-0635	一般	転圧土	要	大	CH-47	2	無	68	H-1	周囲民家・畑注意
4	真庭市	勝山自動車訓練場跡	真庭市勝山内旭川左岸	真庭市勝山振興局	0867-44-2607	一般	草地	不要	無	B-412	1	無	68	F-1	
5	真庭市	真庭市立勝山中学校	真庭市三田190	勝山中学校長	0867-44-3135	防災	転圧土	要	大	CH-47	5	無	68	F-1	
6	真庭市	真庭市立月田小学校	真庭市月田5642	月田小学校長	0867-44-2409	防災	転圧土	要	中	CH-47	1	競技用	68	E-3	
7	真庭市	落合総合公園多目的グラウンド	真庭市下市瀬586-3	真庭スポーツ振興財団	0867-52-5905	一般	真砂土	要	中	CH-47	2	競技用	68	H-3	
8	真庭市	ハイランドおちあい大駐車場	真庭市下市瀬586-3	真庭スポーツ振興財団	0867-52-5905	一般	アスファルト	不要	無	CH-47	5	防犯用	68	H-3	
9	真庭市	北房運動公園サブグラウンド	真庭市上中津井243-2	真庭市北房振興局	0866-52-2111	防災	砂地	不要	無	B-412	1	防犯用	63	D-1	
10	真庭市	真庭市立北房中学校	真庭市上水田2758	北房中学校長	0866-52-2208	一般	転圧土	要	中	CH-47	2	行事用	68	E-6	道路・水田注意
11	真庭市	湯原温泉スポーツ公園	真庭市禾津100	真庭市湯原振興局	0867-62-2011	一般	真砂土	要	小	CH-47	4	競技用	73	G-3	
12	真庭市	真庭市美甘グラウンド	真庭市美甘宝蔵寺408-1	真庭市美甘振興局	0867-56-2611	防災	真砂土	要	中	CH-47	3	競技用	73	D-4	
13	真庭市	平成の森スポーツグラウンド	真庭市森山西茅部398	真庭市森山振興局	0867-66-2511	防災	真砂土	要	大	CH-47	4	行事用	77	E-4	
14	真庭市	真庭市立川上小学校	真庭市森山上福田890-17	川上小学校長	0867-66-7045	防災	転圧土	要	小	B-412	1	行事用	77	E-4	東側グラウンドへ着陸(校庭=使用不可)
15	真庭市	森山高原スポーツ公園野球場	真庭市森山上長田2295	B&G海洋センター	0867-66-2155	一般	真砂土	要	小	CH-47	5	無	77	G-3	
16	真庭市	真庭市立森山中学校	真庭市森山下福田468	森山中学校長	0867-66-2022	一般	転圧土	要	小	CH-47	2	無	77	F-4	
17	真庭市	中和多目的グラウンド	真庭市森山下和1080	真庭市森山振興局	0867-66-2511	一般	真砂土	要	小	CH-47	4	競技用	78	B-5	
欠番	R3.6.2	削除	(落合病院ヘリポート)												
19	真庭市	湯原温泉ヤンチャキ広場	真庭市下湯原116-1	真庭市湯原振興局	0867-62-2011	一般	真砂土	不要	中	BK117	1	防犯用	73	G-2	芝地も使用可、飛散物注意
20	新庄村	総合運動公園野球場	新庄村新庄804	新庄村役場産業経済課	0867-56-2626	一般	真砂土	要	小	CH-47	6	競技用	73	B-3	
21	新庄村	ふれあいセンターヘリポート	新庄村新庄1999-1	新庄村役場	0867-56-2626	一般	芝	不要	無	B-412	2	防犯用	73	B-2	H表示有り
22	真庭市	岩井谷地区農村広場	真庭市上3414-2	真庭市勝山振興局	0867-44-2607	防災	真砂土	要	小	B-412	1	競技用	68	C-3	
23	真庭市	真庭市立富原小学校	真庭市若代1948	富原小学校	0867-46-2004	防災	転圧土	要	大	B-412	1	無	68	D-2	
24	真庭市	真庭市消防本部	真庭市惣254-8	真庭市消防本部	0867-42-1190	防災	アスファルト	不要	無	B-412	1	行事用	68	H-1	H表示有り
25	真庭市	ランドマークゴルフ倶楽部	真庭市上山711	ランドマークゴルフ倶楽部	0867-52-5150	防災	芝	不要	無	B-412	1	無	68	H-6	※使用許可はドクヘリのみ、コース内事案に限る
26	真庭市	真庭カンツリークラブ	真庭市杉山684	真庭カンツリークラブ	0867-42-2155	防災	アスファルト	不要	小	B-412	1	無	68	G-2	※使用許可はドクヘリのみ、コース内事案に限る
27	真庭市	備中高原北房カントリー倶楽部	真庭市下中津井3933	備中高原北房カントリー倶楽部	0866-52-2883	防災	芝	不要	無	B-412	1	無	63	D-1	※使用許可はドクヘリのみ、コース内事案に限る
28	真庭市	森山ペアバレースキー場	真庭市森山本茅部644-105	グリーンピア森山	0867-66-4661	一般	アスファルト	不要	無	B-412	2	無	77	C-5	スキー場営業時期、イベント使用時は使用不可
29	真庭市	勝山運動公園多目的グラウンド	真庭市福谷1192	真庭市勝山振興局	0867-44-2607	防災	真砂土	要	小	B-412	2	競技用	68	F-1	公園・球場利用者注意
30	真庭市	津黒高原スキー場 第1駐車場・第2駐車場	真庭市森山下和1193-23	真庭市森山振興局 津黒高原荘	0867-66-2511 0867-67-2221	緊急	アスファルト	不要	小	B-412	1	無	78	B-5	第1駐車場使用不可時は第2駐車場使用可能

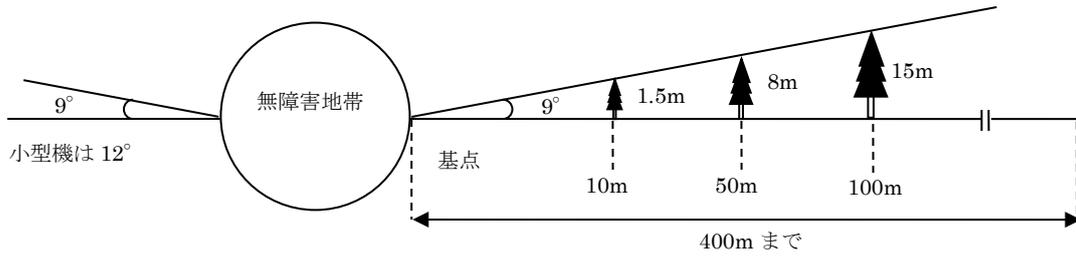
31	真庭市	コスモスクリーンセンター コミュニティ広場	真庭市宮地846-1	岡山県中部環境施設組合 (コスモスクリーンセンター)	0866-52-4230	防災	芝	不要	小	B-412	1	無	68	F-5	
32	真庭市	落合病院	真庭市上市瀬341	医療法人社団井口会総合病院 落合病院	0867-52-1133	防災	アスファルト	不要	中	B-412	1	防犯用	68	H-3	大規模災害時のみ(管理規定参照) 駐車車両、水田注意。当面はドクヘリ否

※影響度：散水をしなかった場合、周囲又はへりに与える影響の度合い

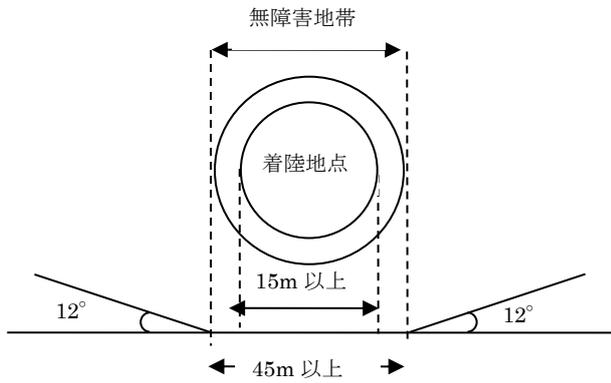
機体の大きさ：CH-47>B-412>BK117

最大機数：防災機(B-412、BK117)が駐機出来るおおむねの数

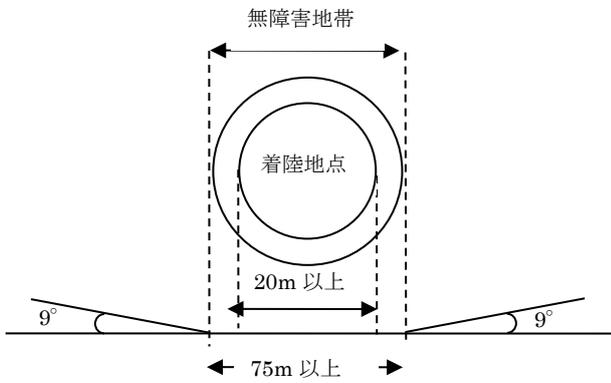
【資料 11-6】 ヘリコプター離着陸地点及び無障害地帯の目安



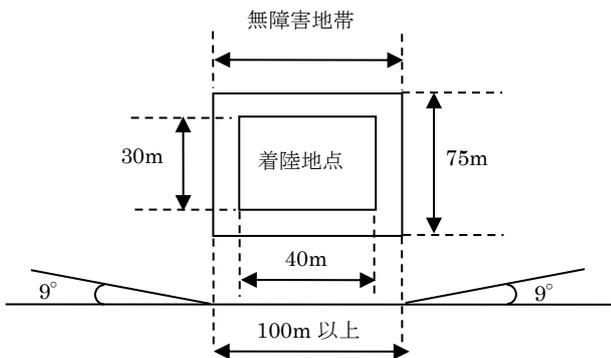
■ 小型機（BK117 相当）の場合



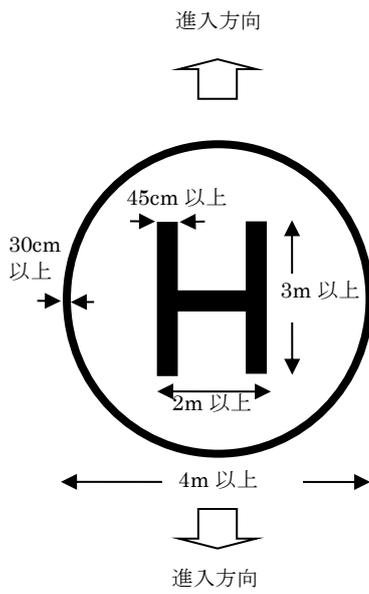
■ 中型機（B-412 相当）の場合



■ 大型機（CH-47 相当）の場合

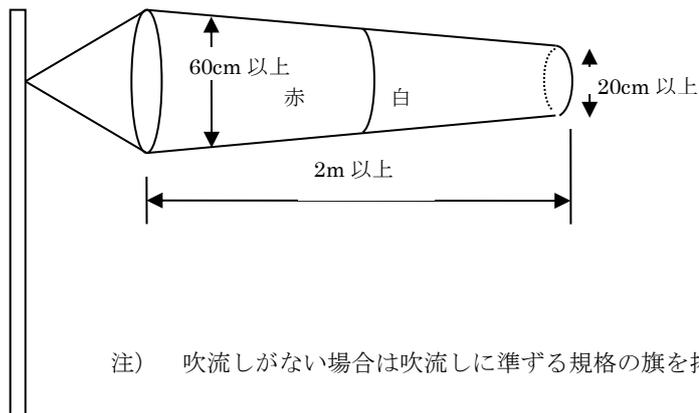


【資料 11-7】ヘリポートH記号の基準



石灰で標示  
積雪時は墨汁、絵の具等で明瞭に標示

【資料 11-8】ヘリポート吹流しの基準



○生地は繊維  
○型は円形帯

注) 吹流しがない場合は吹流しに準ずる規格の旗を掲揚する。

## 12 保健衛生・廃棄物処理関係

### 【資料 12-1】 県が設置する保健所

保健所名	所在地	電話
真庭保健所	真庭市勝山 591	0867-44-2990

### 【資料 12-2】 感染症指定医療機関

名称	所在地	電話番号	病床数
津山中央病院	津山市川崎 1756	0868-21-8111	8

【資料 12-3】 防疫用資機材等

区分	防疫実施上必要な資機材 市町村において備えるべき資器材
機械具	噴霧器 携帯ラジオ カメラ 無線機
防疫用資材	作業服 作業帽 手袋 ゴム手袋 ゴム長靴 マスク ゴーグル 防護服 帽子 シューカバー 腕章 地図 フィルム メガホン リュックサック カップ 懐中電灯 水とう ビニール袋 ポリタンク 毛布 ポリバケツ
防疫用消毒薬品	石灰 クレゾール オスバン クロールカルキ

#### 【資料 12-4】 廃棄物処理施設

名称	所在地	電話番号
クリーンセンターまにわ	真庭市樫西 290	0867-42-7453
真庭北部クリーンセンター	真庭市蒜山初和 592-1	0867-67-2526
コスモスクリーンセンター	真庭市宮地 631-1	0866-52-4230

- ・ 廃棄物処理施設集約化に伴い、真庭北部クリーンセンターは R6.9 月末で休止し、令和 7 年度末までに解体完了予定である。なお、同敷地内に休止と同時にごみの中継施設を開設する。
- ・ 廃棄物処理施設集約化に伴い、コスモスクリーンセンターは R7.3 月末で休止し、令和 7 年度末までに解体完了予定である。なお、同敷地内に休止と同時にごみの中継施設を開設する。

#### 【資料 12-5】 し尿処理施設

名称	所在地	電話番号
真庭市し尿処理施設旭水苑	真庭市野原 9-1	0867-52-0102

- ・ 廃棄物処理施設集約化に伴い、旭水苑は R6.12 月末で休止し、令和 7 年度末までに解体完了予定である。

## 13 遺体の処理関係

### 【資料 13-1】火葬場

名称	所在地	電話	能力
真庭火葬場	真庭市三阪 1162	0867-42-0290	
真庭北部火葬場	真庭市蒜山初和 576-1	0867-67-2032	
真庭美新火葬場	真庭郡新庄村 1944-1	0867-67-2032	

- ・真庭美新火葬場は H28.4 月に新庄村に移管しているため、真庭市管理の施設ではない。

## 14 自主防災組織・ボランティア関係

### 【資料 14-1】 自主防災組織等一覧表

#### 1 自主防災組織

令和6年10月1日現在

組織名	自治会数	設立日
富尾自主防災会	6	H8.4.1
開田自主防災会	4	H17.4.1
下方・木山自主防犯防災会	25	H20.4.20
下見住民会	4	H21.4.1
水田防災の会	33	H21.4.1
羽仁コミュニティ協議会	4	H22.4.1
湯南コミュニティ自主防災会	5	H21.7.13
本校上地区自主防災会	11	H23.4.16
月田地区自主防災組織	26	H24.5.12
宿自主防災組織	1	H24.10.13
栢の木自治会	1	H25.1.1
古見地区防災組織	7	H24.2.26
津田自主防災組織	14	H25.3.29
上江川自主防災組織	1	H25.3.9
郷原部落自主防災組織	2	H25.3.17
見明戸自主防災組織	6	H25.4.28
神庭自主防災組織	1	H25.6.2
本郷自主防災会	10	H25.7.1
江川分館自主防災組織	6	H25.7.12
若代・下岩自主防災組織	11	H25.7.19
道目木自治会自主防災組織	1	H25.9.1
後谷自主防災組織	3	H25.7.1
富掛田自主防災組織	2	H25.12.1
西口連合防災会	3	H25.12.24
中津井せんだんの会自主防災部	15	H25.12.7
大内原地区自主防災組織	1	H26.2.24
赤野地区自主防災組織	3	H26.3.8
金屋東自主防災組織	1	H26.4.1
土居地区自主防災組織	5	H26.4.1
花園自主防災組織	1	H26.4.1
日野上地域自主防災組織	11	H26.4.1
旦東自主防災組織	1	H26.6.1
月田本自主防災組織	3	H26.5.1
二川地域自主防災会	22	H26.3.10
神代自主防災	4	H26.7.4

下市瀬自主防災組織	4	H26.4.1
上・岩井谷自主防災組織	9	H26.9.1
旦西自主防災組織	1	H26.8.24
峪田自主防災組織	1	H26.9.5
鉄山自主防災組織	7	H26.10.16
五反自主防災組織	2	H26.12.12
野川自主防災組織	2	H27.1.3
鍋屋下自主防災組織	1	H27.1.9
中原自主防災組織	1	H27.1.4
原方団地二組自治会自主防災組織	1	H27.2.13
元町町内会防災自主組織	1	H26.1.5
黒田自主防災組織	6	H27.2.15
田口地区自主防災組織	6	H27.3.29
下原泉自主防災組織	3	H27.1.20
久保谷部落自主防災組織	1	H27.4.1
上ヶ市自治会自主防災組織	3	H27.4.1
日ノ爪自治会自主防災組織	1	H27.4.1
岡部落自主防災組織	1	H27.4.1
中和地域自主防災組織	13	H27.9.1
岩内自主防災組織	1	H27.9.18
寿和自主防災組織	1	H27.9.30
下湯原自主防災組織	3	H27.10.27
皆畑・皆畑東自主防災組織	2	H27.11.17
社自主防災組織	7	H27.12.2
浜自主防災組織	1	H27.12.14
山の手自主防災組織	1	H27.12.13
町西地域自主防災組織	8	H27.12.25
栗原地区自主防災組織	18	H27.12.21
延風地区自主防災組織	3	H27.12.24
多田大部落自主防災組織	4	H28.1.1
田原自主防災組織	4	H28.1.20
大下自主防災組織	1	H28.1.22
仁子虬自主防災組織	1	H27.11.16
川西団地自主防災組織	1	H28.1.1
三崎自主防災組織	1	H28.2.26
橋本住宅自主防災組織	1	H28.2.27
檜東自主防災組織	4	H28.3.1
平島地区自主防災会	4	H28.3.1
大上自治会自主防災組織	1	H28.3.6
本校下地区自主防災組織	9	H28.3.14

高瀬町 4 自主防災組織	1	H28.3.6
上組自主防災組織	5	H28.3.16
檜西下自主防災組織	5	H28.3.22
目地自主防災組織	1	H28.5.1
上田南部地区自主防災組織	8	H28.5.1
惣自主防災会	2	H28.5.16
釘貫小川自主防災組織	2	H28.5.16
湯本自主防災組織	5	H28.6.6
山の平自主防災組織	1	H28.6.13
上口コミュニティ協議会	2	H28.6.25
茅部野西自主防災組織	1	H28.7.7
田原山上自主防災組織	11	H28.7.1
大蛇・社田自主防災組織	1	H28.8.26
市木自主防災組織	1	H28.9.1
三阪自主防災組織	2	H28.9.5
福田自治会自主防災組織	1	H28.9.5
黒岩自主防災組織	1	H28.8.1
平松自主防災組織	1	H27.1.3
新町自主防災組織	1	H28.12.2
阿口自主防災組織	4	H28.12.1
南新町自主防災組織	1	H29.1.4
なると自主防災組織	1	H29.1.11
鍋屋中自治会自主防災組織	1	H29.1.1
台自主防災組織	3	H29.2.1
田羽根地区自主防災組織	5	H29.2.15
湯船地区自主防災組織	3	H29.3.1
余野自主防災組織	9	H29.3.4
栗住自主防災組織	1	H29.3.21
天王中曾地域自主防災組織	1	H29.3.24
別佐地区自主防災組織	9	H29.3.25
鍋屋上自主防災組織	1	H29.3.30
久見地区自主防災組織	2	H29.4.17
西河内自主防災組織	6	H29.5.1
延助自主防災の会	2	H29.8.1
鹿田地区自主防災組織	15	H29.5.14
川崎友の会	1	H29.10.1
茅部自主防災組織	1	H29.12.1
菅谷自主防災組織	1	H30.1.11
竹原自主防災組織	1	H30.1.16
関地区自主防災組織	14	H30.3.25

向湯原自主防災組織	2	H30.3.30
皆部自主防災会	22	H30.6.19
土井谷自主防災組織	1	H30.9.5
大森自主防災組織	1	H30.10.1
北房原自主防災会	1	H30.10.15
笠木自主防災組織	1	H30.11.1
中町上自主防災組織	1	H30.12.1
旦自主防災会	1	H31.1.5
宮ノ上部落自主防災組織	1	H31.1.1
正吉自主防災組織	1	H31.1.12
山根田自主防災組織	1	H31.1.28
川上中原自主防災組織	1	H31.2.1
大庭自治会自主防災組織	1	H31.2.4
法界寺地区自主防災会	4	H31.3.1
落合垂水上町自主防災会	1	H31.3.1
中島自主防災組織	4	H31.3.3
野田自主防災組織	1	H31.3.13
飯守自治会自主防災組織	1	H31.3.20
かじや自主防災組織	1	H31.1.14
羽部自主防災組織	1	H31.3.16
上水田英賀の会自主防災部	26	H31.3.31
上中井川自主防災組織	1	H31.3.27
天神町1組	1	H31.4.1
南田自主防災組織	1	H31.4.1
上在所自主防災組織	1	H31.4.1
千町自治会自主防災組織	1	H31.4.1
原方自主防災組織	1	H31.4.1
一色自主防災組織	7	H31.4.1
西谷地区自主防災組織	4	H31.4.1
本庄自主防災組織	6	H31.4.1
保木自主防災組織	1	R1.6.1
正富地区防災組織	1	R1.6.7
紙屋自主防災組織	1	R1.6.17
下口自主防災組織	1	R1.5.5
神ノ毛自治会防災	1	R1.7.10
山久世自主防災組織	5	R1.8.1
新建自主防災組織	1	R1.5.1
向津矢自主防災会	1	R1.8.18
桧自主防災組織	2	R1.9.1
茅森1自主防災組織	1	R1.9.1

下日名自主防災会	1	R1.10.1
西原駅前自主防災組織	1	R1.10.1
西親支部自主防災組織	3	R1.11.1
東谷自主防災組織	3	R1.11.15
金屋自主防災連合会	3	R2.1.20
中須マンション自主防災組織	1	R2.1.26
中日名自主防災会	1	R2.3.7
白梅団地自主防災組織	1	R2.4.1
東自治会自主防災組織	5	R2.4.1
城北・北部自主防災組織	4	R2.5.1
西原自治会自主防災組織	1	R2.5.20
禾津地域自主防災組織	4	R2.4.1
原林自主防災組織	1	R2.6.15
釜谷自主防災組織	1	R2.10.1
茅森2組自主防災組織	1	R2.9.28
みどり団地	1	R3.1.1
宿自治会自主防災組織	6	R3.3.1
花園下自主防災組織	1	R3.3.3
白髪自主防災組織	1	R3.3.9
中島自主防災組織	1	R3.3.16
東自主防災組織	1	R3.8.8
安行自主防災組織	1	R3.9.1
苗代自治会自主防災組織	1	R4.3.22
宗利自主防災組織	1	R4.4.1
富山根自主防災組織	1	R4.3.31
間谷自主防災組織	1	R4.3.31
田部自主防災組織	1	R4.3.31
大日自治会自主防災組織	1	R5.4.1
中組自主防災組織	1	R5.6.12
鯉地区自主防災組織	1	R6.6.27

## 2 少年消防クラブ

令和6年10月1日現在

クラブ名	結成年月日
新庄少年消防クラブ	S29.12.1
月田少年消防クラブ	S62.8.21
天津スポーツ少年団消防クラブ	H3.9.21
遷喬小学校少年消防クラブ	H4.7.18
美甘小学校少年消防クラブ	H5.5.25
新庄小学校少年消防クラブ	H5.6.18
富原小学校少年消防クラブ	H6.6.16
八束小学校少年消防クラブ	H9.7.16
川上小学校少年消防クラブ	H9.7.16
余野小学校少年消防クラブ	H9.9.3
中和小学校少年消防クラブ	H9.9.30
米来小学校少年消防クラブ	H29.4.1
檜邑小学校少年消防クラブ	H29.4.1
木山小学校少年消防クラブ	H29.4.1
美川小学校少年消防クラブ	H29.5.1
北房小学校少年消防クラブ	H30.5.1

## 3 幼年消防クラブ

令和6年10月1日現在

クラブ名	結成年月日
久世第二保育園幼年消防クラブ	S59.9.1
木山こども園幼年消防クラブ	S59.9.22
勝山こども園幼年消防クラブ	S59.11.27
中和保育園幼年消防クラブ	S60.3.15
新庄村保育所幼年消防クラブ	S60.4.1
月田保育園幼年消防クラブ	S60.12.1
富原保育園幼年消防クラブ	S61.11.27
愛慈園幼年消防クラブ	H3.9.29
落合こども園幼年消防クラブ	H19.4.11
美川こども園幼年消防クラブ	H20.4.1
河内こども園幼年消防クラブ	H26.4.1
八束こども園幼年消防クラブ	H26.4.4
川上こども園幼年消防クラブ	H27.4.1
美甘こども園幼年消防クラブ	H27.4.1
湯原こども園幼年消防クラブ	H27.4.1
天の川こども園幼年消防クラブ	H28.4.1
久世こども園幼年消防クラブ	H29.5.1
米来こども園幼年消防クラブ	H29.5.1
草加部幼稚園幼年消防クラブ（休止中）	H29.5.1
北房こども園幼年消防クラブ	H30.4.1

【資料 14-2】 自主防災組織の各構成班の活動内容（例）

自主防災組織の各構成班の活動内容

組織	自主防災組織の活動
情報連絡班	<p>情報連絡班は、被害状況等を迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・分析・伝達を行う。</p> <p>1) 情報の収集・伝達 地域内の被害情報、関係防災機関・報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民および関係防災機関へ伝達する。</p> <p>2) 情報の収集・伝達の方法 情報の収集・伝達は、有線電話、テレビ、ラジオ、携帯電話、伝令、市の情報連絡員に対する口頭伝達等による。</p>
消火班	<p>発災時において、速やかに消火体制を確立するなど、次のような行動をとる。</p> <p>1) 状況の把握 消火班員は、次のような状況の把握に努める。 ○参集途上における火災の有無 ○道路の亀裂、建物の倒壊等による道路の通行障害の有無 ○危険物、可燃ガス等の流出の状況等 ○電線の切断の有無</p> <p>2) 情報連絡班と連絡をとりながら、地域内の各家庭に対して、出火防止、初期消火行動について呼び掛けを行う。</p> <p>3) 防火パトロールを実施して、火災を早期に発見し、直ちに消火活動を行う。</p> <p>4) 地域内に火災が発生した場合は、近隣事業所に協力を求める。</p> <p>5) 消防機関が到着した場合は、消防機関に協力して消火活動にあたる。</p>
救出・救護班	<p>1) 要救出・救護者の把握 建物倒壊による要救出者および家具の転倒、窓ガラスの落下等による負傷者の人数、症状等を調査し、その実態を把握する。</p> <p>2) 応急救出活動 倒壊物の下敷き等により、救出を必要とする者が発生した場合には、近隣居住者等の協力を求めるなど、組織としての救出活動を行う。また、火災が発生した場合には、消火活動の実施と併せて救出活動に当たる。大規模又は困難な救出作業が必要な場合は、速やかに消防機関等に対して出動を要請するとともに、救助隊が到着するまでの間、現場の安全確保に当たる。</p> <p>3) 応急救護活動 かすり傷程度の軽傷の場合には、各家庭で処置することになるが、負傷者が多数発生した場合等には、自主防災組織が、小・中学校の校庭、体育館等安全な場所を選定して、簡易救護所を開設する。この簡易救護所では、切り傷、打撲等による軽症者を対象に治療を行い、重症者については、とりあえず簡単な応急処置を行うとともに、医師又は関係防災機関等の指示を受ける。</p> <p>4) 後方医療機関等への搬送 災害現場又は簡易救護所で応急処置を施した重症患者については、速やかに市が開設する救護所又は後方医療機関等への搬送する。この場合、あらかじめ救護所や医療機関の受け入れ体制を把握し、適切な処置が受けられるよう十分に連絡をとっておく。</p> <p>5) 関係防災機関への協力 発災時における迅速かつ適切な救出救護活動の確保を図るため、重症患者の救護所等への搬送、その他関係防災機関の指示および要請に協力する。</p>
避難誘導班	<p>1) 避難誘導 避難誘導班員は、市災对本部の避難誘導の指示に基づき、住民を避難場所に誘導する。なお、避難誘導に当たっては、警察官の指揮に従い秩序正しく行う。</p>

	<p>2) 災害弱者の緊急避難  災害弱者については、平常時から良く把握しておき、地震発生時には、いちはやく安全な場所に避難させる。</p> <p>3) 避難所における混乱防止  避難所における混乱防止のため、避難所の管理職員と協力して、人心安定に努める。</p> <p>4) 秩序維持協力  避難後における市街地の盗難防止のため、危険のない範囲で担当者を警戒にあたらせる。</p>
給食給水班	<p>1) 給食の実施  市から提供された食料、地域内の家庭又は販売業者等から提供を受けた食料等の配分および炊き出し等により給食活動を行う。</p> <p>2) 給水の実施  市から提供された飲料水、水道・井戸等によって確保した飲料水によって給水活動を行う。</p> <p>3) その他  その他物資の配付があった場合には、円滑・迅速に処理する。</p>

## 15 防災意識の普及関係

### 【資料 15-1】 各種の予防運動実施時期

予防運動	実施時期
防災とボランティア週間	1月15日～21日
防災とボランティアの日	1月17日
春季全国火災予防運動期間	3月1日～7日
建築物防災週間	3月1日～7日、8月30日～9月5日
山火事予防運動月間	3月1日～31日
水防月間	5月1日～31日
山地災害防止キャンペーン	5月20日～6月30日
がけ崩れ防災週間	6月1日～7日
土砂災害防止月間	6月1日～30日
危険物安全週間	6月第2週
火薬類危害予防週間	6月10日～16日
河川水難事故防止週間	7月1日～7日
道路防災週間	8月25日～31日
防災週間	8月30日～9月5日
防災の日	9月1日
救急の日	9月9日
救急医療週間	9月9日を含む1週間
国際防災の日	10月の第2水曜日
高圧ガス保安活動促進週間	10月23日～29日
津波防災の日	11月5日
秋季全国火災予防運動期間	11月9日～15日
雪崩防災週間	12月1日～7日

【資料 16-1】真庭市災害弔慰金の支給等に関する条例

真庭市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 17 年 3 月 31 日

条例第 118 号

改正 平成 31 年 3 月 25 日条例第 6 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 災害弔慰金の支給(第 3 条—第 8 条)

第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 9 条—第 11 条)

第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 12 条—第 15 条)

第 5 章 補則(第 16 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金(以下「弔慰金」という。)の支給及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金(以下「障害見舞金」という。)の支給並びに災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金(以下「援護資金」という。)の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(弔慰金の支給)

第3条 市長は、令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により市民が死亡したときは、その者の遺族に対し、弔慰金を支給する。

(弔慰金を支給する遺族)

第4条 弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次のとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条の規定に該当する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、弔慰金の支給に関し遺族に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、障害見舞金の支給を行うものとする。

(障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(援護資金の種類及び限度額)

第13条 援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次のとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しての住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き3パーセント以内とする。

3 第1項の保証人は、援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 11 条までの規定によるものとする。

#### 第 5 章 補則

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 58 年勝山町条例第 29 号)、落合町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年落合町条例第 33 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年湯原町条例第 8 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年久世町条例第 23 号)、美甘村災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 57 年美甘村条例第 14 号)、川上村災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 57 年川上村条例第 166 号)、八束村災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 57 年八束村条例第 25 号)、中和村災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年中和村条例第 8 号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 57 年北房町条例第 35 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 31 年 3 月 25 日条例第 6 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

# 真庭市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 17 年 3 月 31 日

規則第 71 号

改正 平成 31 年 3 月 29 日規則第 18 号

令和 3 年(2021 年) 3 月 31 日規則第 26 号

## 目次

### 第 1 章 総則(第 1 条)

### 第 2 章 災害弔慰金の支給(第 2 条・第 3 条)

### 第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 4 条・第 5 条)

### 第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 6 条―第 18 条)

## 附則

### 第 1 章 総則

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、真庭市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 17 年真庭市条例第 118 号。

以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 章 災害弔慰金の支給

#### (支給の手續)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項を調査の上支給するものとする。

(1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日

(2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況

(3) 死亡者の遺族に関する事項

(4) 支給の制限に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

#### (必要書類の提出)

第 3 条 市長は、市民が本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被害証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

### 第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項を調査の上支給するものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

(貸付利率)

第6条 条例第14条第2項に規定する保証人を立てない場合における措置期間経過後の利率は、1パーセントとする。

(借入れの申込み)

第6条の2 災害援護資金(以下「援護資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを必要とする援護資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び援護資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査するものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、援護資金の貸付けを決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)により借入申込者に通知するものとする。

2 市長は、援護資金を貸し付けないことを決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)により借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した災害援護資金借用書)(様式第5号)に援護資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付等)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、その理由及び猶予期間その他

市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認めたときは、その期間その他必要な事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)により借受人に通知するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めないときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)により借受人にその旨を通知するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記した違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を承認したときは、期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)により借受人に通知するものとする。

3 市長は、支払免除を認めないときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)により借受人にその旨通知するものとする。

(償還免除)

第15条 援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、その理由を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認めたときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)により当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めないときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)により当該申請者に通知するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名等の変更届)

第 17 条 借受人は、借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事実に変更を生じたときは、速やかに氏名等変更届(様式第 16 号)を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(その他)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日規則第 18 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年(2021 年) 3 月 31 日規則第 26 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

以下様式省略

様式第 1 号(第 5 条関係) 診断書  
様式第 2 号(第 6 条関係) 災害援護資金借入申込書  
様式第 3 号(第 8 条関係) 災害援護資金貸付決定通知書  
様式第 4 号(第 8 条関係) 災害援護資金貸付不承認決定通知書  
様式第 5 号(第 9 条関係) 災害援護資金借用書  
様式第 6 号(第 12 条関係) 繰上償還申出書  
様式第 7 号(第 13 条関係) 償還金支払猶予申請書  
様式第 8 号(第 13 条関係) 支払猶予承認通知書  
様式第 9 号(第 13 条関係) 支払猶予不承認通知書  
様式第 10 号(第 14 条関係) 違約金支払免除申請書  
様式第 11 号(第 14 条関係) 違約金支払免除承認通知書  
様式第 12 号(第 14 条関係) 違約金支払免除不承認通知書  
様式第 13 号(第 15 条関係) 災害援護資金償還免除申請書  
様式第 14 号(第 15 条関係) 災害援護資金償還免除承認通知書  
様式第 15 号(第 15 条関係) 災害援護資金償還免除不承認通知書  
様式第 16 号(第 17 条関係) 氏名等変更届

## 17 原子力関係

### 【資料 17-1】国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定書

昭和54年 7月28日  
平成元年 3月17日 変更  
平成12年 4月 1日 変更  
岡山県、上齋原村  
国立研究開発法人  
日本原子力研究開発機構

岡山県（以下「甲」という。）、上齋原村（以下「乙」という。）及び(独)日本原子力研究開発機（以下「丙」という。）は、丙の人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）の事業に関し、センター周辺の住民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、良好な自然環境を確保することを本旨として、次のとおり協定を締結する。

（関係法令の遵守等）

第1条 丙は、センターにおいて行う施設の建設及び施設の運営管理にあたっては、関係法令及び条例を遵守することはもとより、更に安全確保及び公害の防止並びに環境の保全に万全の措置を講ずるものとする。

2 丙は、施設の保安規定を遵守するほか、運転及び保守にあたる要員の教育、訓練を積極的に行う等施設の運営管理に万全を期するものとする。

（放射性物質の放出等）

第2条 丙は、施設から放出する放射性物質及びふっ素等について、別表1に定める管理目標値により管理するものとする。また、その放出低減についても、技術開発に最善の努力をするものとする。

（自然環境の保全）

第3条 丙は、地域の自然環境を保全するため、センター内の自然の保護、緑化等を積極的に進めるものとする。

（防災対策）

第4条 丙は、防災体制の充実強化を図るとともに、地域の防災対策に積極的に協力するものとする。

（新增設計画）

第5条 丙は、施設の新増設を計画し、又はその計画を変更しようとするときは、甲及び乙の了解を得るものとする。

（放射性物質等の監視体制の強化）

第6条 丙は、施設から放出する放射性物質及びふっ素等について、監視体制の充実強化を図るものとする。

2 甲及び丙は、それぞれ別に定める監視測定計画に基づいて監視測定を実施するものとする。

この場合において、丙が実施する監視測定に係る測定項目等については、法令に定めるもののほか、別表2に定めるものを下廻らないものとする。

3 丙は、甲が実施する監視測定に協力するものとする。

4 丙は、第2項の規定により実施した監視測定の結果を甲に提出するものとする。

5 丙は、第2条に定める管理目標値を超える数値を測定したときは、その都度甲及び乙に連絡するとともに、その原因の調査等適切な措置を講ずるものとする。

（測定結果の公表）

第7条 甲及び丙は、前条及び第2項の規定により実施した監視測定の結果について、甲が別に定めるところにより設置する岡山県環境放射線等測定技術委員会の検討及び評価を経たのち公表するものとする。

（平常時の報告）

第8条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について、別に定めるところにより報告するものとする。

- (1) 各年度の事業計画
- (2) 施設の運転状況
- (3) 施設の建設工事の進捗状況

(通報)

第9条 丙は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、直ちに甲及び乙に通報するとともに、適切な措置を講じ、その状況を報告するものとする。

- (1) 法令に定める値を超えた被爆又は環境への放出があったとき。
- (2) 施設に放射性物質及びふっ素の使用又は取扱いに支障を及ぼす故障があったとき。
- (3) 放射性物質及びふっ素の輸送中に事故があったとき。
- (4) 放射性物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (5) センター内で火災その他の災害等の緊急事態が発生したとき。

(立入調査等)

第10条 甲又は乙は、この協定の施行に必要な限度において、丙に報告を求め又は、甲及び乙の職員に立入調査をさせることができるものとする。

(適切な措置の要求)

第11条 甲及び乙は、立入調査の結果並びに監視測定の結果等により地域の安全対策上特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、丙に対し適切な措置を講ずることを求めるものとする。

2 丙は、前項の規定により甲及び乙から適切な措置を講ずることを求められたときは、誠意をもってこれに応じるものとし、その措置の状況を甲及び乙に報告するものとする。

(苦情等の処理)

第12条 丙は、施設の建設及び運営管理等に関して環境保全及び安全確保に係る苦情又は紛争が生じた場合は、誠意をもって適切な措置をとり、その解決にあたるものとする。

(損害の賠償)

第13条 丙は、丙の事業に起因して地域住民に損害を与えたときは、誠意をもってその損害を賠償するものとする。

(覚書の締結)

第14条 この協定の施行にあたり必要があるときは、甲、乙及び丙は、別に協議のうえ細目等に関し覚書を締結するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくは解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

昭和54年7月28日

甲	岡山県知事	長野 士郎	
乙	上齋原村長	三船 續昌	
丙	動力炉・核燃料開発事業団	理事長	瀬川 正男
立会人	津山圏域振興協議会会長	津山市長	生末 敏夫

別表 1

項 目	管 理 目 標 値		
排 水	管理区域における数値		
		(3.7)	
	全α線又は全β線	$2.2 \times 10^{-3}$	Bq/cm <sup>3</sup>
	ウラン	$2.2 \times 10^{-3}$	Bq/cm <sup>3</sup>
	ラジウム	$1.8 \times 10^{-3}$	Bq/cm <sup>3</sup>
	ふっ素	8~10	mg/l
排 気	管理区域における数値		
		(3.7)	
	全α線	$7.4 \times 10^{-9}$	Bq/cm <sup>3</sup>
	ウラン	$1.8 \times 10^{-9}$	Bq/cm <sup>3</sup>
	ラジウム	$3.7 \times 10^{-9}$	Bq/cm <sup>3</sup>
	ふっ素	$3.3 \times 10^{-4}$	mg/m <sup>3</sup>
河 川 水	敷地境界における数値		
	ウラン	$1.1 \times 10^{-3}$	Bq/cm <sup>3</sup>
	ラジウム	$3.7 \times 10^{-5}$	Bq/cm <sup>3</sup>
	ふっ素	0.5	mg/l
大気ダスト	敷地境界における数値		
	ウラン	$1.4 \times 10^{-9}$	Bq/cm <sup>3</sup>
	ラジウム	$7.4 \times 10^{-10}$	Bq/cm <sup>3</sup>
	ふっ素	$3.3 \times 10^{-4}$	mg/m <sup>3</sup>
土 壌	河底土		
	ウラン	1.8	Bq/g
	ラジウム	1.8	Bq/g
	畑土・水田土		
	ウラン	1.8	Bq/g
	ラジウム	0.74	Bq/g
空間線量率	敷地境界における空間線量率		
	γ線	0.087	μGy/時

(注) ( ) の数値は、ウラン濃縮工場における数値

別表 2

## センター周辺の監視測定に係る測定項目等

項 目		件 数	測定対象	測定方法	測定頻度
大気中のダスト		12件/回	全 $\alpha$ 線 ウラン	放射能測定 放射能測定	2回/年
土 壤	河 底 土	3件/回	全 $\beta$ 線 ウラン ラジウム ふっ素	放射能測定	2回/年
	水 田 土	3件/回		放射能測定	
	表 土	6件/回		放射能測定 化学分析	
陸 水	飲 料 水	4件/回	全 $\alpha$ 線 又は全 $\beta$ 線 ウラン ラジウム ふっ素	放射能測定	2回/年
	河 川 水	22件/回		放射能測定 放射能分析 化学分析	
空間線量	3月間の 積算線量	8件/回	$\gamma$ 線	積算線量計	4回/年
樹 葉	松又は杉	6件/回	全 $\beta$ 線 ウラン ふっ素	放射能測定 放射能測定 化学分析	2回/年

【資料 17-2】施設敷地緊急事態の通報基準

事 象	通 報 基 準	備 考
放射線測定設備での検出	① $5 \mu\text{Sv/h}$ (測定時間 2 分以内) ② $5 \mu\text{Sv/h}$ 以下であっても、 $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上 ( $\gamma$ 線) の場合には、中性子線との合計で $5 \mu\text{Sv/h}$	落雷の影響を除く。
排気中放射能濃度	周辺監視区域環境付近で $50 \mu\text{Sv}$ 相当の濃度に対応するモニタ指示上昇	
管理区域外での検出 (火災、爆発等)	① $50 \mu\text{Sv/h}$ が 10 分間継続 ② 空气中濃度限度の 50 倍の放射性物質 ③ 測定が困難で、①又は②の放射線量、放射性物質が検出される蓋然性が高い場合	②については $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当
運 搬 (事業所外)	① 容器から 1 m 離れた地点で $100 \mu\text{Sv/h}$ ② 測定が困難で、①の放射線量が検出される蓋然性が高い場合 ③ 放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合	
臨 界	臨界状態の発生またはその蓋然性が高い場合	

(注) 放射線測定設備で  $1 \mu\text{Sv/h}$  以上の  $\gamma$  線量率を検出した場合、可搬型測定器で中性子線の測定を行う。

※ 放射線測定設備は原災法施行令第 4 条第 3 項 (原子力事業者が設置するもの) に基づくものとする。

【資料 17-3】 飲食物摂取制限に関する指標

対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種： $^{131}\text{I}$ ）
飲料水	$3 \times 10^2 \text{ Bq} / \text{kg}$ 以上
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）	$2 \times 10^3 \text{ Bq} / \text{kg}$ 以上

対 象	放射性セシウム
飲料水	$2 \times 10^2 \text{ Bq} / \text{kg}$ 以上
牛乳・乳製品	
野菜類	$5 \times 10^2 \text{ Bq} / \text{kg}$ 以上
穀類	
肉・卵・魚・その他	

対 象	ウラン
飲料水	$20 \text{ Bq} / \text{kg}$ 以上
牛乳・乳製品	
野菜類	$1 \times 10^2 \text{ Bq} / \text{kg}$ 以上
穀類	
肉・卵・魚・その他	

対 象	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 ( $^{238}\text{Pu}$ , $^{239}\text{Pu}$ , $^{240}\text{Pu}$ , $^{241}\text{Am}$ , $^{242}\text{Cm}$ , $^{243}\text{Cm}$ , $^{244}\text{Cm}$ の放射能濃度の合計)
飲料水	$1 \text{ Bq} / \text{kg}$ 以上
牛乳・乳製品	
野菜類	$10 \text{ Bq} / \text{kg}$ 以上
穀類	
肉・卵・魚・その他	

注) 乳児用として市販される食品の摂取制限の指標としては、ウランについては  $20 \text{ Bq} / \text{kg}$  を、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種については  $1$

Bq/kgを適用するものとする。ただし、この基準は、調理され食事に供される形のものに適用されるものとする。

なお、上記の対象物中の放射能濃度の定量に当たっては、以下の文部科学省放射能測定方法シリーズを参照することとする。

- ・ 放射性ヨウ素 : 15 「緊急時における放射性ヨウ素測定法」
- ・ 放射性セシウム : 7 「ゲルマニウム半導体検知器によるガンマ線スペクトロメトリー」  
24 「緊急時におけるガンマ線スペクトロメトリーのための試料前処理法」  
29 「緊急時におけるガンマ線スペクトル解析法」
- ・ ウラン : 14 「ウラン分析法」
- ・ プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 :  
12 「プルトニウム分析法」  
21 「アメリシウム分析法」  
22 「プルトニウム・アメリシウム逐次分析法」  
28 「環境試料中プルトニウム迅速分析法」  
30 「環境試料中アメリシウム241, キュリウム迅速分析法」

【原子力施設等の防災対策について（防災指針）から関係部分抜粋】

18 様式

【様式 18-1】災害関係

様式 1 - 1 (災害発生時)

災 害 発 生 通 報

報告日時	年 月 日	市町村名	電話番号
	時 分	報告者名	

災害名 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 報

災害の概況	発生場所			発生日時	年 月 日	時 分						
被害の状況	死傷者	死者	人	重傷者	人	住家	全壊	棟	世帯	床上浸水	棟	世帯
		不明者	人	軽傷者	人		半壊	棟	世帯	床下浸水	棟	世帯
							一部損壊	棟	世帯			
					非住家	公共建物全壊	棟	その他全壊	棟			
						公共建物半壊	棟	その他半壊	棟			
応急対策の状況	災害対策本部設置状況			設置	年 月 日	時 分						
				解散	年 月 日	時 分						
	○避難指示等の発令状況											
	種 別 :	高齢者等避難 ・ 避難指示 ・ 緊急避難確保										
発令の日時 :	年 月 日	時 分										
解除日時 :	年 月 日	時 分										
対象地区等 :												
対象人員 :	世帯	人										
○避難所の設置状況												
開設避難所 :												
○対応状況												
その他												

災害速報（即報・確定）

市町村名				区分			被害		
災害名	報告番号	報告者名	区分	被害	田	流出・埋没	h a		
						冠水	h a		
報告者名	区分	被害	田	畑	流出・埋没	h a			
					冠水	h a			
報告者名	区分	被害	学校	病院	道路	箇所			
						箇所			
人的被害	死者	人		橋りょう	河川	箇所			
		うち災害 関連死者	人			箇所			
	行方不明者	人		海岸	港湾	箇所			
		負傷者	重傷			人	箇所		
	負傷者	軽傷	人	漁協	砂防	箇所			
		棟				下水道	箇所		
住家被害	全壊	棟		都市公園等	清掃施設	箇所			
		世帯				崖崩れ	鉄道不通	箇所	
		人						被害船舶	隻
	半壊	棟		水道	電話			戸	
		世帯				電気	ガス	戸	
		人						ブロック塀等	箇所
	一部損壊	棟		り災世帯数	世帯				
		世帯				り災者数	人		
		人						火災発生	建物
	床上浸水	棟		危険物	件				
		世帯				その他	件		
		人							
非住家	公共建物	棟		火災発生	建物			件	
	その他	棟				危険物	件		
						その他	件		

区分		被害	災害対策本部等の設置状況	設置日時	日	時	分
公立文教施設	千円			解散日時	日	時	分
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小計	千円						
その他	農産被害	千円	災害救助法適用	適用日時	日	時	分
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
		千円					
		千円					
	その他	千円					
被害総額		千円		119番通報件数 件			
災害の概況							
応急対策の状況	消防機関等の活動						
	自衛隊の災害派遣						その他

※ 被害額は省略することができる。

## (注) 記入要領

項 目		記 入 要 領
人 の 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められた者。（実際には災害弔慰金が支給されていない者も含めるが、当該災害が原因で所在が不明な者。）
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。
住 家 の 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを母屋の付属建物とみなす。
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として扱う。
	全 壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構成部（壁、柱、はり、屋根又は階段）の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元どおりに使用できるもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構成部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非 住 家 の 被 害	非 住 家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
	公 共 建 物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

項 目	記 入 要 領		
そ の	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に漬かったものとする。	
	畑の流出・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	学 校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。	
	道 路	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
		損 壊	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不能になったもの及び応急修理が必要なものとする。
		冠 水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		通行不能	道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。	
	河 川 海 岸	河 川 海 岸	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設とする。
破 堤		堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。	
越 水		堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れこむ状態のものとする。	
そ の 他		破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。	
港 湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。		
砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。		
下 水 道	下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第2号に規定する下水道施設とする。		
都市公園等	都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条第2号に掲げる公園又は緑地とする。		
清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。		
崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。		
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不通となった程度の被害とする。		
船舶被害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。		
他	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において断水している戸数とする。	
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。	
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において停電している戸数とする。	

項 目		記 入 要 領
そ の 他	ガ ス	ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定するガス小売事業により供給されるガスが供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 なお、速報にあっては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り 災 者		り災世帯の構成員とする。
火 災 発 生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被 害 額	公立文教施	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、水道、下水道及び都市公園等とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
（注）災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は括弧外書きするものとする。		
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
そ の 他 の 被 害 額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
災害対策本部の設置状況		災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。
消防機関の活動状況		地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の規定による応援があった他の市町村の消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。 なお、確定報告の際は、消防職員と消防団員に分けて出動延べ人員を記入すること。
自衛隊の災害派遣		自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

様式 2

人的被害・住家被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時刻	時 分		
発信機関		受診機関			
発信者名		受診者名			
内 容					
発   生	日 時	日 時 分			
	場 所				
	原 因				
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1 死亡 2 行方不明 3 重傷 4 軽傷			
	氏名等	(氏名 ) (生年月日 ) (性別 )			
	住 所				
	収容先				
	その他参考事項(応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)				
住 家 被 害 の 状 況	全 壊	半 壊	一 部 損 壊	床 上 浸 水	床 下 浸 水
	棟	棟	棟	棟	棟
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	人	人	人	人	人
	応急対策の状況				

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在		受信時刻	時 分			
発信機関			受診機関				
発信者名			受診者名				
内 容							
避 難 状 況	避難先	地区名	避難の勧告、指示の種類及び日時	世帯数	人数	屋内 屋外の別	今後の見通し
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
救 護 所 開 設 状 況	救護所名	設置場所	収容人員		実施機関		
			重傷	軽傷			



様式 5

商工関係被害

(第 報)

報告の期限	日 時 分現在	受信時期	時 分
発信機関		受診機関	
発信者名		受診者名	

(市町村名： )

(単位：千円)

区分	商業関係		工業関係		その他		計	
	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額
商工関係全般								
うち中小企業								

(注) 1 中小企業の定義(中小企業基本法)

- ① 工業・鉱業等については、従業員300人以下又は資本金3億円以下の事業所
- ② 卸売業については、従業員100人以下又は資本金1億円以下の事業所
- ③ 小売業については、従業員50人以下又は、資本金5千万円以下の事業所
- ④ サービス業については、従業員100人以下又は、資本金5千万円以下の事業所

2 業種区分

商業関係には、卸売業・小売業(飲食業を含む)を、工業関係には製造業を、その他には建設業・運輸通信業・サービス業を記入すること。

3 被害者数は事業所数で記入すること。

4 観光関係被害は経常しないこと(様式6に計上すること。)

様式6

観光関係被害

(第 報)

報告の期限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

区 分	被 害 数	被 害 額	備 考
県 営 施 設 関 係		千円	
市 町 村 営 施 設 関 係			
団 体 営 施 設 関 係			
会 社 個 人 営 施 設 関 係			
合 計			

(注) 備考欄には、施設名等参考事項を記入すること。

様式7

林野火災被害

第1号様式(火災)

第 報

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
発生日時	月 日 時 分	(鎮圧日時)	( 月 日 時 分)			
(覚知日時)	( 月 日 時 分)	鎮火日時	月 日 時 分			
火元の業態・用途			事業者名 (代表者氏名)			
出火場所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由		
	負傷者	重傷	人			
		中等症	人			
		軽傷	人			
建物の概要	構造		建築面積		m <sup>2</sup>	
	階層		延べ面積		m <sup>2</sup>	
焼損程度	焼損棟数	全焼 棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m <sup>2</sup>	
		半焼 棟			建物焼損表面積 m <sup>2</sup>	
部分焼 棟	林野焼損面積 ha					
ぼや 棟						
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機	人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式 8

社会福祉施設被害状況

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	報告の時限	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

内 容

被害施設区分	ア 生活保護	イ 身体障害者福祉	ウ 知的障害者施設
	エ 老人福祉	オ 婦人保護	カ 児童福祉
	キ 保健施設	ケ その他 ( )	
発生	日 時	月 日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状況	被害施設名		
	管理者	(電話 )	
	被害程度 (概要)		
	人的被害		
	応急対策の 状況		
	復旧見込		
	被害額 (千円)		
	その他 参考事項		

【様式 18-2】 自衛隊派遣関係

年 月 日

知 事あて

市町村名

災害派遣に関する要請

標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

自 平成 年 月 日 時から

至 平成 年 月 日 災害が終了するまで

注：用紙の大きさは、A4とする。

年 月 日

知事あて

市町村名

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日

注：用紙の大きさは、A4とする。

【様式 18-3】り災者関係

り 災 者 台 帳  
(表面)

番 号	第 号	世帯人数					
		氏名	続柄	性別	年齢	学年	摘要
り 災 者 区 分	全壊(焼)・流失・ 半壊(焼)・床上 浸水・床下浸水						
住 所							
世 帯 主 氏 名							
職 業							
災 害 の 原 因							
り 災 年 月 日							
り 災 場 所							
り 災 状 況	住 宅						
	その他の家屋						
	家 財						
	生 命						
	そ の 他						
備 考							

- (注)
- 1 本台帳の大きさはA4
  - 2 負傷者等についてはそれぞれの氏名欄の摘要に記載

(裏面)

月日	援護状況等

- (注)
- 援護状況等欄には救助用支給物資の内訳はもちろん仮設住宅生業資金医療救助等救助内容を記載しできれば義損金品の内容も明記すること。

(表面)

第 号

り災証明書

世帯主職氏名		家族数						
住 所								
災 害 の 原 因								
り災年月日時		年		月		日	時	分
り災場所								
り災状況	住 家	自家・借家 全壊、半壊、全焼、流出、床上浸水、床下浸水						
	家 財	滅失、流出、焼失、き損 分の1以上						
	生 命	死亡 名、重傷 名、軽傷 名、行方不明 名						
	そ の 他							
世帯人口	氏 名	続柄	性別	年齢	学年	摘 要		
備 考								

上記のとおり災したことを証明する。

年 月 日

真庭市長

印

(注) (1) 本証明書の大きさはA4とする。

(2) り災状況の「住家」と「家財」は該当事項「○」印を付する。

(3) 死亡者等は摘要欄に、その旨記載すること。



## 仮り災証明書

第 号 り災者住所

世帯主氏名

1 り災の種別

2 災害の状況

3 世帯員 名

内 大人 男 名 女 名

小人 男 名 女 名

乳児 名

4 その他

上記のとおりり災したことを証明する。

年 月 日

真庭市長

印

### 注意事項

- 1 この証明書は、 月 日 時に において本証明書と切り替えますから必ず持参してください。
- 2 この証明書では、救助用の物資の支給その他救助は受けられませんから必ず本証明書に切り替えてください。

(注)記載事項のうち、内容の明確でないときは、判明事項のみ記載し他は斜線で抹消する。

【様式 18-4】避難所関係

避難所収容台帳

真庭市 避難所

責任者 認印	月日	収容 人員	物品使用状況		記事	備考
			品名	数量		
㊦	9. 10	100人	ローソク	50本	9. 10 10時 学校を避難所とし が責任者となる。	
	9. 11	60人	木炭	2俵		
㊦ 計	(5日間)				9. 15 全員帰宅避難 所を閉鎖する。	後始末のため人夫一 人雇用

(注)(1) 収容人員欄は当日の最高収容人員を記入し、人員の増減経過は記事欄に記入しておく。

(2) 物品の使用状況は開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。

(3) 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

避難所収容者名簿

〇〇避難所

世帯主		世帯 人員	収容状況										
住所	氏名		日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	計
計													

(注)(1) この名簿は、開設後速やかに作成すること。

(2) この名簿は、避難の受付に備え付け、郵便物の受理、来訪者の応対等に利用すること。

(3) 収容状況欄には、その日の収容人員数を記入すること。

(4) 避難所単位に炊出しを配給するような場合は、一時的に炊出し受給者名簿を兼ね、後日同帳簿に転記してさしつかえないこと。

避難所用物品受払簿

品名	ローソク	単位 呼称	本	真庭市			
年 月 日	摘 要		受	払	残	備考	
13. 9. 10	(1). ○○○商店 ○○避難所 ○○避難所		100	30 20	70 50	@8 800円	
計			100 (800円)	100 (800円)	0		

(注) (1) 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。

(2) 「備考」欄に購入金額を記入すること。

(3) 最終行欄に受・払・残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

避難所設置及び収容状況表

							真庭市
避難所の 名称	所在地	種別	開設期間	実人員	開設日数	延人員	備考
○○ 避難所	○○	既存建物	9月10日から 9月14日まで	50人	5日間	300人	○○ 小学校
○○ 避難所	大字○○ 字○	野外仮設	9月10日から 9月12日まで	100	3	130	天幕利用
計		既存建物	9月10日から 日間 9月14日まで	7 500	7	1,900	4ヶ所
		野外仮設	9月10日から 日間 9月12日まで	3 30	3	130	1ヶ所

(注) (1) 「種別」欄は、既存建物の場合と野外仮設の場合に区分すること。

(2) 「計」欄には、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分別に合計しておくこと。

【様式 18-5】 救護関係

救助日報

報告機関			受信機関					
発信者			発受時間					
報告時間	月	日	時現在	受信者	月 日 時 分			
避難所開設	開設期間	開設日時		被服寝具生活必需品給与	県より受入又は 前日より繰越量	点		
		閉鎖予定日			本日支給	全滅失世帯数 ( 世帯) 点		
	既存建物	個所数			カ所	半失、床上浸水世帯数 ( 世帯) 点		
		収容人員			人	翌日への繰越量	点	
野外仮設	個所数		カ所	医療班救助	医療班出動数	班		
	収容人員		人		救助地区			
炊出し	炊出期間	開始年月			月 日	診療者数	医療班	診療 人
		終了予定日			月 日		助産	助産 人
	炊出個所数		カ所		医療機関	医療	施設数	カ所
	炊出人員	朝		人		助産	診療人員	人
		昼		人	施設数		カ所	
夕		人	診療人員	人				
計		人		救助終了予定月日			月 日	
給水	供給地区数		地区		り 災 救 出	救出地区		
	供給人員		人			救出した人員	人	
	供給水量		m <sup>3</sup>			今後救出を要する人員	人	
	給水開始月日		月 日			救出終了予定月日	月 日	
	期間終了予定日		月 日			救出の方法		
給水方法								

学用品支給	県より受入れ又は前日より繰越量点		死体の処理	死亡原因別人員		
	本日支給	小学生		全失世帯数 ( 人) 点	死体処理	死体洗浄 体
		中学生		半失(床上浸水)世帯 ( 人) 点	死体縫合 体	
	翌日への繰越量	小学生		全失世帯数 ( 人) 点	死体消毒 体	
中学生		半失(床上浸水)世帯 ( 人) 点	死体保存	既存建物利用 カ所		
埋葬救助	翌日への繰越量		点	仮設建物	カ所	
	前日までの埋葬	体		死体処理機関		
		本日埋葬	大人	体	今後死体処理を要する死体	
			小人	体	死体処理終了予定月日	
	計	体	障害物除去を要する戸数			
	翌日以降の要埋葬数	体	本日除去した戸数			
	埋葬終了予定日	月 日	今後除去を要する戸数			
搜索地区		障害物除去の終了予定月日				
死体の搜索	搜索を要する死体	体	公用車使用			
	本日発見死体	体	借用車使用			
	今後の要搜索死体	体	救助の種類			
仮設住宅	搜索の方法					
	搜索終了予定月日		月 日			
住宅修理	着工月日	( 戸) 月 日	人夫	人夫雇上数		
	竣工月日	( 戸) 月 日		従事作業		
住宅修理	着工月日	( 戸) 月 日	備考			
	竣工月日	( 戸) 月 日				

救護（医療）班出動報告書						
医療班名		医療班所属		日 時		
職名		氏 名		区 分		
班長		医師		出動日時		
班員				〇〇地区		
				〇〇地区		
計		名		解放日時		
				月 日 時 分		
				自 月 日 時 分		
				至 月 日 時 分		
				自 月 日 時 分		
				至 月 日 時 分		
				月 日 時 分		
				(使用車両の所属等)		
				摘要		

救護（医療）班編成及び活動記録

真庭市

期間	市町村名	診療患者数	死体検案数	班の編成	班長職氏名	備考

救護（医療）班診療記録

〇〇 救護班

班長医師氏名

㊟

年月日	市町村名	患者氏名	年齢	病名	措置概要	備考
13.9.15	真庭市	山川一郎	35	骨折		

救護（医療）班薬品衛生材料使用簿

〇〇 救護班

班長医師氏名

㊟

医薬品衛生材料品名	単位 呼称	単位	摘要	受	払	残	備考
カンポリジン	A	15 円		12	8	4	120 円
20%サイアジン 5 cc	A	15		24	12	12	660 円
						計	残品返納
						780 円	

(注) (1) 本簿は、救護業務従事期間中における品名ごとの使用状況を明らかにするものであること。

(2) 「摘要」欄に受入先を記入すること。

(3) 「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入しておくこと。

【様式 18-6】死体処理関係

死体処理台帳

死亡年月日	死亡原因	死体発見の日時及び場所	死亡者		遺族		洗浄等の処置費			死体一時保存の場所及保存期間	備考
			住所氏名	年齢	住所氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額		
13.9.10	溺死	9.10 16:00 〇〇地区	真庭市〇番地 〇〇〇〇	54	真庭市〇番地 〇〇〇〇	次女	縫合針	2	35 円	〇〇寺 9.10 から	9.15 火葬に付す。
							アルコール	1	100		
							ガーゼ	1	100		

埋葬台帳

死亡年月日	死亡原因	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行なった者		埋葬費				備考
			住所氏名	年齢	死亡者との関係	住所氏名	棺(附属品を含む)	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
15.9.10	溺死	15.9.10	真庭市〇番地 〇〇〇	10	伯父	真庭市〇番地 〇〇〇	円	円	円	円	埋葬費 円支給
〃	溺死	15.9.10	真庭市〇番地 〇〇〇	54		真庭市〇番地 真庭市長					遺族氏名 〇〇〇〇〇

(注) (1) 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入しておくこと。

(2) 市長等が棺、骨箱等を現場で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかなりにしておくこと。

(3) 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入しておくこと。

【様式 18-7】 義えん金関係

義援金品抛出者名簿

年月日	住 所	氏 名	抛出区分	真庭市
				数 量
13.9.10	真庭市〇〇	〇 〇 〇 〇	現金	〇〇円
〃	真庭市〇〇	〇 〇 〇 〇	衣類	〇点

(注) (1) 記載例に準じて記載する。

<p>義えん金品受領書</p> <p style="text-align: right;">No. _____</p> <p>(住所氏名) _____ 殿</p> <p>1 現金 ¥ 〇〇〇</p> <p>2 物資 〇〇〇〇梱包</p> <p>ただし、〇〇災害の義援金として上記のとおり受領しました。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">機関名 (取扱者 印)</p>	
--	--

(注)(1) 複写式とし、事前に機関別のおしNo.を付しておく。

(2) 控えは義えん金品受領記録として保管し、関係帳簿への基礎記録とする。

(3) 各機関の財務規則等の定めにより扱う場合は、本表式事項をただし書等に付記することとして差し支えない。

(4) 物資区分は実情に即して記載する。

義援金受払簿

年月日	摘 要	受	払	残	てん末
14. 9.10	バケツ 〇〇商店より	100 個			9.20 配分
〃	衣料 〇〇会社従業員	10 個			9.20 配分
〃	現金 〇〇中学生徒会	5,450 円			9.10 現金出納簿へ転記
14. 9.20	物資 〇〇市ほか 2 市村		10 個 20 梱 50 点		550 点 100 個で 2 梱とする。

(注)(1)この帳簿は、受入れてから配分するまでの受払及びてん末を記録する。ただし、現金については、現金出納簿へ転記し、その時に払出記帳する。

なお、物資と現金の口座を設け現金出納簿と併用しても差支えない。

(2)記載方法は、記載例に準じて行う。

【様式 18-8】 災害用応急米関係

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

真庭市  
市長 ○印

災害用応急米配給割当申請書

このことについて、下記のとおり申請します。

記

1. 被災者給食用 延 人 精米 キログラム
2. 救助作業者および緊急復旧作業者給食用  
延 人 精米 キログラム
3. 理 由

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

真庭市  
市長 ㊟

災害用応急米配給申請書

月 日の による災害用応急米を下記のとおり申請します。

記

1. 被災者給食用 延 人 精米 キログラム
2. 救助作業員および緊急復旧作業従事者給食用  
延 人 精米 キログラム
3. 米穀類販売業者別購入数量  
米穀類販売業者名  
購入数量 (精米 キログラム)
4. 応急米使用状況

【様式 18-9】水防実施状況報告書

様式第 1

水防実施状況報告書

令和 年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日時	自 月 日 時 至 月 日 時								
動員人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		人
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工 法								
水防の結果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
	効果	m	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m	m	人	
使用資器材	被害	m	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m	m	人	
	かます、俵					居住者の			
	万年、土俵					出 動 状 況			
	な わ					水 防 関 係 者 の			
	丸 太					死 傷			
そ の 他					雨 量 水 位 の				
					状 況				
水防に関する 自己批判 備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。